

第四百十五回
国会

参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第七号

平成十一年五月十四日(金曜日)
午前九時四十七分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

吉田 之久君

魚住裕一郎君

高野 博師君

益田 洋介君

小池 晃君

照屋 寛徳君

五月十四日

辞任

石田 美栄君

奥石 東君

緒方 靖夫君

補欠選任

寺崎 昭久君

荒木 清寛君

沢 たまき君

山本 保君

宮本 岳志君

福島 瑞穂君

補欠選任

藤井 俊男君

佐藤 泰介君

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

井上 吉夫君

鈴木 正孝君

竹山 裕君

山本 一太君

若林 正俊君

齋藤 勁君

柳田 稔君

日笠 勝之君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

市川 一朗君

加納 時男君

亀井 郁夫君

木村 仁君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

世耕 弘成君
常田 享祥君
長谷川道郎君
橋本 聖子君
畑 恵君
松村 龍二君
森山 裕君
矢野 哲朗君
依田 智治君
吉村剛太郎君
伊藤 基隆君
木俣 佳丈君
久保 巨君
佐藤 泰介君
千葉 景子君
寺崎 昭久君
藤井 俊男君
前川 忠夫君
荒木 清寛君
沢 たまき君
山本 保君
緒方 靖夫君
小泉 親司君
畑野 君枝君
宮本 岳志君
田 英夫君
福島 瑞穂君
田村 秀昭君
月原 茂晴君
椎名 素夫君
山崎 力君
鳥袋 宗康君

国務大臣

修正案提出者 中谷 元君
修正案提出者 遠藤 乙彦君
修正案提出者 佐藤 茂樹君
修正案提出者 山中 樺子君
修正案提出者 東 祥三君
修正案提出者 達増 拓也君
修正案提出者 西村 眞悟君

政府委員

内閣総理大臣 小淵 恵三君
法務大臣 陣内 孝雄君
外務大臣 高村 正彦君
厚生大臣 宮下 創平君
通商産業大臣 与謝野 馨君
運輸大臣 川崎 二郎君
自治大臣 野田 毅君
国務大臣 野中 広務君
国務大臣 野呂田芳成君
国務大臣 有馬 朗人君
内閣官房内閣安
全保障・危機管
理室長 伊藤 康成君
兼内閣総理大臣
官房安全保障・
危機管理室長
内閣法制局長官 大森 政輔君
内閣法制局第一
部長 秋山 收君
内閣法制局第二
部長 宮崎 礼壹君
警察庁長官 関口 祐弘君
警察庁警備局長 金重 凱之君
警察庁警務局長 守屋 武昌君
防衛庁防衛局長 佐藤 謙君

事務局側

常任委員会専門
員

櫻川 明巧君

本日の会議に付した案件

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に
おける後方支援 物品又は役務の相互の提供に

第二十七部 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第七号 平成十一年五月十四日

て、さよう決定いたしました。

指すのでしようか。

衆としていらしたのでありますが、後藤田先生に

○委員長(井上吉夫君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認めます。

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

○委員長(井上吉夫君) 公聴会の開会承認要求に

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよ

○久保田君 信頼性の強化ということで包括され

○久保田君 総理が尊敬すべき先輩として見てお

連法案につきましては、日米安保条約の目的の範囲内ということにつきまして、政府は確たる確信を持ってこの法律案の成案を得て国会にお示ししておるわけでございますので、その目的を超えるものでないことは言うまでもないと思っております。

○久保亘君 先ほどあなたが申し上げましたように、長く政府や与党の重要な地位におられ、今もいろいろと政局に対しても、これらの国家的な課題に際しても御発言になつております方がその点はどうもはつきりしないと思つてゐる人は多いのであります。それだからそこところが一つ問題であります。

次に、二番目に提起されておりますのは、在日米軍基地はアメリカの世界戦略の一環として使われ、それに日本が協力するという点になりはしないかという疑問が第二の疑問であります。この点にどうもどうもお答えになりませんか。

○國務大臣(小淵恵三君) 日本における基地の提供は、あくまでも日米安保条約に基づきまして極東の平和と安定に資する意味でこれを提供するのであります。世界戦略云々ということについては、後藤田先生の真意を確かめてはおりませんけれども、そうした形で米国の世界的な軍事的戦略を達成するために提供してゐるものではないというふうには我々は考へておるところでございます。

○久保亘君 第三の問題点、周辺事態とあるが、周辺事態であるかないかの判断を日本が独自に行うことができるのかというのが後藤田さんが提起されてゐる第三の問題点であります。この点はどうかお答えになりますか。

○國務大臣(小淵恵三君) これも日本国政府自身が主體的に判断することでございますので、日本としてしっかりとした日本の平和と安全に益するということ意味で、その範囲を超えるものでないことは言うまでもないことだらうと思つております。

それから、先ほどの世界戦略云々ということについてでございますけれども、その解釈とか、後藤田先生がどういふふうにお考えになられたか十分確かなない上でございますので申し上げられませんが、極東における平和と安全を維持するといふことがアメリカの基本的な考え方の一つであるとするれば、我々はアメリカが日本における基地を活用していくということは当然のことであるといふことは言うまでもないことだと思つております。

○久保亘君 今、総理がお答えになりましたこと、後藤田さんが提起されました問題がすべてよくわかつたということにはならないと思つておりますが、このことで論争をいたしますと時間がありますので、また改めて申し上げる機会があるうかと思つております。

ただしかし、ひつくるめて非常に国民の中に存在いたします疑問は、今いろいろと日本がアメリカとの間にやつてゐるこの根本にあるのは、アメリカの正義は日本の正義であり、それはまた世界の正義でもある、こういう前提に何の疑念も差し挟むことなくいろいろ進んでいっているのではないかと懸念は日本国民の中にも存在しているのではありませんか、それらの点についても今後いろいろなことを進められる場合には十分に念頭に置いてやつていただきたいと思つております。

それで、こういうことをお尋ねしました上で具体的な問題で伺いたいと思つております。

先般の首脳会談において、日米安保体制の信頼性の強化ということをおっしゃつたことについて今説明がありましたけれども、この上に立つて、主要地域の情勢について緊密な意見交換を大統領との間に行つたという御報告がございます。大統領との間に緊密な意見交換を行つた世界的な主要地域の情勢というときの主要地域というのはどこを指しているのでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 特に、この北東アジアの平和と安定という問題についてお話をいたします。

したことが一つでありまして、その点につきましてははいわゆる北朝鮮の現在の政治情勢を含めまして状況について意見の交換をいたしました。と同時に、現下喫緊の問題でございましていわゆるコンボ問題に對しまして、この点について我が国の対応、またコンボのこの状況をいかに解決していくかということにつきましての問題点についていろいろと意見の交換をさせていただいたということが主たるものと思つております。

○久保亘君 そうすると、主要地域情勢というのは、大統領との間で話をされた限りにおいては北朝鮮とコンボの問題ということのようでありまして、中国に對してはお二人の間でいかなるお話もなかつたのでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 中国の問題につきましては、クリントン大統領から、江沢民国家主席に引き続いて朱鎔基総理が訪米されました。中国の改革路線を日米とも支援していくことが重要である、また中国のWTO早期加盟も実現すべきであるというお考えを示されました。

私自身も、当然のことながら、中国のWTO加盟につきましましては、かねて来、日本としては強くこれを懸念しておると同時に、国際社会の中におきましてもこうした国際機関に加盟を中国が大きいに経済的な発展をさせることが望ましいといふことで、この点について米中間におきまして結果的に最終結論は得ておりませんが、日本としては、日本も中国との関係でございますけれども、日本とせよ、中国とせよ、これは米中ともこの点について早期に加盟実現をされるよう御検討いただくようにお話を申し上げてきたところでございます。

○久保亘君 日米安保体制の拡大強化に對して、中国からは特に台湾地域、台湾海峡の問題に對していろいろ懸念が表明されておりますが、このことについて大統領との間では何のお話もございませんでしたか。

○國務大臣(小淵恵三君) 安保条約並びにガイドラインの問題については、多国間の問題についてのお話は特に日米間ではいたしませんでした。日

本において、衆議院において、これが政府の考え方並びにこれを修正する考え方も含めまして通過したという事実をお話し、そのことにおきましては米側としても大変評価をするということに終始いたしております。

○久保亘君 防衛庁長官、特にこの台湾地域、台湾海峡の問題については、三年前、九六年の三月、台湾における総統選挙を目前にして中国側による軍事演習が行われ、この軍事演習に對して、当時のクリストファー國務長官、ペリー国防長官、それから、今の國務長官のオルブライトさんは当時國連大使でありましたが、これらの方々がそれぞれ談話を発表され、そして沖縄と台湾を結ぶ線上に、横須賀を母港とする空母インディペンデンスを旗艦とする機動部隊が展開し、そして、ペルシヤ湾にありました原子力空母ニミッツ機動部隊に對して、大統領は台湾東方海上に展開するように命令を出しました。ニミッツはペルシヤ湾に展開中のところを急遽台湾に向かつてやってくるのであります。なお、台湾の西方海域、海峡で中国がミサイルの演習をやりました地域を監視するためにミサイル巡洋艦バンカーヒルが配備されて、その機動部隊や艦隊の集結は海岸戦争のときに匹敵すると言われたのであります。

それで、こういう状態は中国側からも強力な反発がございました。しかしアメリカは、高官たちがこの軍事演習に對して、我々は必要とときには必要な行動をとるということで強力な機動部隊の展開をやつたのであります。このとき日本側との間には、アジア太平洋地域の平和と安定に重大な問題でありましたが、このことに対してどのような協議が行われたのか、わかつておりましたら御報告いただきたい。

○國務大臣(野呂田芳成君) 極めて詳細な事態でありますので、政府委員の方からまず答弁させていただきます。当時のその状況におきまして、外務省も含めまして米側といふいろいろな情報交換しておつたということでございます。

○久保巨君 中国側の軍事演習も、ミサイル並びに実弾の演習で行われた。アメリカの機動部隊も実戦配備で展開した。こういう状況は、これは周辺事態といふことになるのかどうか。これは総理が防衛庁長官、これらの問題はどうか考えるのか、そこをちょっと。まだ遠い昔の話じゃないんですよ、三年前にあったことです。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今度の法案では、放置しておけば我が国に武力攻撃が及ぶような事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態でありますから、今先生がお挙げになったようなことをもってこの法案の周辺事態といふことには必ずしもならないと考えます。

○久保巨君 これは、米軍の展開前の状態は周辺事態にならないといふことはわかりますが、米軍が対峙する形で、必要があればいつでも必要な行動を起こすという判断のもとに機動部隊を台湾地域、台湾海峡に展開する、こういうことになっておるとそれは周辺事態とは見ない、こういうことではないですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 周辺事態というのは、その時々事態の規模とか態様とか、そういう総合的な事情を勘案した上で我が国の平和と安全に重要な影響があるかどうかという判断をするのであって、今委員が挙げられたような例で、私どもはそれが直ちに周辺事態だといふように断ずることは不可能だと思っております。

○久保巨君 私はわざわざ時間を使って当時機動部隊がどういう展開をしたかということについて御説明を申し上げたんです。そういう事態に対して、これは日本の安全や平和に影響を及ぼすものではないという判断に立つて周辺事態とは見ない。つまり台湾地域、台湾海峡というのは、ここまでのような状況が起こってもこれを周辺事態とは考えない、つまり日本は介入しないということをおっしゃるんだからそうはつきり言ってもらいたい。

○国務大臣(野呂田芳成君) 何度も繰り返して恐縮でございますが、周辺事態というのは、我が国の

の平和と安全に重要な影響があるかどうかというのが物差しでございまして、それはいろいろな規模、態様等、総合的な事情を勘案して決めるものであります。

先生から今台湾に関する問題についての御質問がありました。これはもう総理や外務大臣から累次お答え申し上げておるとおり、日中共同声明において表明されているとおりでございます。すなわち、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認した上で、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するといふものであります。我が国としては、中国政府が台湾をめぐる問題は中国人同士の問題として平和的解決を目指していると承知しております。

このような基本的立場を堅持した上で、我が国としては、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望しておるといふのがこの中国、台湾に関する私どもの統一した見解でございます。

もう一度申し上げますと、私どもとしては、周辺事態としては、あくまでも日本の平和と安全に重要な影響があるかどうかという物差しで周辺事態を判断しているものであります。

○久保巨君 今、防衛庁長官が言われたことは、不明な点もありますが、かなり私も理解ができております。つまり、中国の国内の問題であって、私が今言いましたような状態というのは、日米同盟によってこのことが安保体制の信頼性の強化という立場から考えられるものではない、したがって台湾問題はこの周辺事態法の範囲外である、これには含まれない、こういうことを言いたかったんだらうと思ふんです。そういうことでよろしいですね。これは総理がお答えになりますか。

○国務大臣(高村正彦君) 総理からも私からも、あるいは防衛庁長官からも累次お答えしているわけですが、周辺事態といふのは我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態でありまして、まさに事態の性質に着目した概念であって、

あらかじめ地域を特定できないという意味で地理的概念ではない。

ですから、地理的概念でないということであり、また、台湾にかかわらずこの地域であって、それから、そこは入っているか入っていないか、これは台湾だけではなく、もともと概念がそういう意味での地理的概念ではありません。で、この地域は入っているか入っていないのかというところはどこにいても言えないということにぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○久保巨君 それは、あなたの方の言えないということでは理由を示さなく逃げ回る、こういうことになっていくわけです。しかし、大もとのところでは日米安保体制の強化はアジア太平洋地域の平和と安全のためというところ、これは地理的概念じゃないんですか、アジア太平洋地域といふのは。そういう使い分けをしてはいけないう。しかも、台湾の場合には、三年前に起こった事件といふのは、これは明らかにどう判断すべきかという判例といえますか事例として最も具体的なものだと私は思ひます。

きょうは時間ありませんから、またの機会にいたしますが、総理にもう二つばかり聞いておきたいのは、北朝鮮政策に関して、日米韓の協力のもとに抑止と対話のバランスのとれた北朝鮮政策をとるという報告をなさいました。この抑止と対話のバランスをとる、抑止力の効果を強める役割を持つて今回の周辺事態法は提案されていると考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) これはどこの国ということ特定することはありませんで、いずれにしてもこの地域の安定が害されることによって我が国の平和と安定が損なわれるということのないように、そういう意味での抑止的な効果というものを期待していることは事実でございます。

○久保巨君 抑止と対話のバランス、日米韓三国の協力、これは北朝鮮政策で大統領との間に一致したと言われていることなんです。しかも、その

前段では日米安保体制の信頼性の強化ということを高らかにうたっているんですから、そうなる。当然に今回の周辺事態法といふのは、その北朝鮮政策の中での抑止力の一環として強化されるものといふことになりませんか。それはお答えいただかないなら結構です。

それから、もう一つ報告されている中で、コンボ情勢の政治的解決が重要であるということをおっしゃる。全体を通じて大統領に対して指摘したという表現が使われているのはここ一カ所のみです。コンボについて政治的解決で国際間の一致を図るようその重要性を指摘したとおっしゃっておりますが、この政治的解決の重要性の指摘というのは空爆の停止を含むものであるかどうか、その点を伺いたい。

○国務大臣(小淵恵三君) コンボにおける和平の実現のために、ミロシェビッチ大統領がコンボにおける戦闘の停止や軍、治安部隊のコンボからの撤退など国際社会の要求を早急に受け入れることが必要である、このような国際社会の要求を集約するものとして先般G8外相会合で七原則につき合意し、この実施のため国連安保理決議の取りまとめを目指して準備を進めることなどが合意されました。ミロシェビッチ大統領が早期にこれらの七原則を受け入れ、和平への道を開くことがコンボ問題の政治的解決であると考えておるといふのが申すまでもなく我が国の現下のコンボ問題に対する基本的対応でございます。

そこで、今、久保先生お尋ねの点につきまして、私といたしましては、コンボ問題については、我が国の対応といたしましては、特に難民問題に対して資金も提供しながら、現下、厳しい難民の状況をいかに救済するかということに全力を挙げている旨、申し述べたところでございます。と同時に、たまたま当時ロシアのチェルノムイル津特使が訪米中、ワシントンにおられましたので、この点について、平和的解決について恐らく大統領等とお話しされたと思ひますので、その点についても私自身としてはお話を申し上げたわけでご

ございます。

結論が最後になって申しわけありませんが、いわゆるユーゴに対するNATOの爆撃の問題について、このことについて中止を申し入れるというようなことは私はいたしませんでした。

○久保巨君 せっかく政治的解決の重要性をアメリカ大統領に指摘されるのでありましたら、政治的解決ということには空爆は含まれないわけですから、それから言及されればよかったと私は思います。しかし、これはもう会談は終わったことですから、ただそこを確かめておきたかったのであります。

時に、前国連事務次長の明石さんがベオグラードへ行かれてミロシェビッチ大統領と会談を行われた。明石さんは、一人としての行動だという報道もございしますが、少なくともユーゴ、ボスニア問題の国連の担当代表を務められた方でもあり、そしてまた国連における外交官としての長いキャリアをお持ちであります。そして、近くは東京都知事の候補者として自民党の推薦を受けて立候補された著名な方でもございます。こういう方が戦時下、ユーゴから見た場合には戦時下であります。こういうときに、その指導者でありますミロシェビッチ大統領と長時間にわたって会談を持たれるということは、これは一人としての旧交を温める会談ということにはまいらぬと私は思うのであります。明石さんのミロシェビッチ大統領との会談に当たっては、外務省はどのような連携をとっておいででありましたか。

また、明石さんも、ミロシェビッチ大統領にお話をされるに当たっては、当然に日本政府の考え方というものをきちんと理解した上ででないといけないことだと思っておりますが、どういうふうになっておりましたのでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 御指摘のように、明石元国連事務次長は個人の資格においてユーゴを訪問し、十日、約一時間半にわたりミロシェビッチ大統領と会談したと聞いております。会談におきましては、G8外相会合の七項目、国際プレゼン

ス等についてのミロシェビッチ大統領の考え方を直接聞くことができたと同っております。

明石氏は、ベオグラードを訪問する前に、ニューヨークにおいて国連関係者と、またブラッセルにおいてNATO関係者とそれぞれ意見交換を行ったと同っております。ボスニア紛争に際し国連事務総長の特別代表として活躍した経験を持ち、ミロシェビッチ大統領とも旧知の関係にある明石氏が、コンボ問題の政治的解決のための国際社会の要求に対するミロシェビッチ大統領の考え方を直接聞かれたことは意味のあることであり、問題のあることは考えておりません。

外務省といたしましては、ユーゴの現状にもかんがみ、明石氏のベオグラード訪問に際し必要な便宜供与を行ったということでございます。

○久保巨君 私は、明石さんの行動に問題があると言っているんじゃないんです。そうではなくて、こういう方がユーゴの大統領とお会いになるということについて日本の外務省は何をされておりましたかと聞いておるんです。

明石さんから、ミロシェビッチ大統領に話を聞いたということと報告が来るまでは、それは明石さんが個人的におやりになることですからということではあつたんです。そういうことじゃないんじゃないですか。当然、外務省と明石さんの間には十分な連携がとられてやらなければならないとおかしいんじゃないでしょうか。それを私は言っておるんです。

○国務大臣(高村正彦君) 十分な連携と言えらるかどうかはわかりませんが、事前に外務省の人間もそういうことを知って接触したということで、明石さんの方からは、二外外交にならないように注意をすると、そういう言葉があつたということは聞いております。

○久保巨君 私は、このような非常に有力な経歴を持つ方が重大な国際的な問題について接触される場合には、外務省は責任ある立場としてきちつと事前に連携をとらなければいけないと思ふんです。行かれるというのがわかつておつて、それで

そのことに対して終わつたら報告してくださいというふうなことで済まないんじゃないか、こう思いましたのでお尋ねしたのであります。

余り私の持ち時間がありませんので、省略をしながら、特に大事な点だけ伺います。

法案に關して、一つは、後方地域支援という言葉が使われておりますが、これは後方地域において行われる戦闘地域、つまり前方地域に対する支援、こういうふうな解さなければいけないと思ふんですが、それはそれでよろしいですね。

○政府委員(佐藤謙君) この点につきましては、法案の三条に規定してございますように、後方地域支援につきましては、周辺事態に際して、日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行つている米軍に対する物品、役務の提供等の支援、それが後方地域において我が国が実施するもの、こういう概念規定でございます。

○久保巨君 そういう砂をかむようなことを言わぬでいいんだ。僕が開いているのは、後方地域において自衛隊が前方に展開している米軍に対して支援を行うものと。後方地域支援というところからそのことを確かめただけの話で、今のあなたの言っていることでいいんだ。前方、つまり戦線である戦っている者に対して安全なところで支援を送る、それが自衛隊の後方地域支援だということだと私は思うんだ。

そうすると、後方地域というのはどういうところかといえは、そこで現に戦闘が行われている間、武力攻撃が行われるおそれはないと認められる地域を後方地域だと説明をしております。

そうすれば、武力攻撃を受けるおそれのない地域というのは周辺事態の対象とはならないわけですね。周辺事態の対象とならない場合には後方地域支援ということに起つてこないものであります。これは周辺事態法によつて行われるのでありますから、だから、どういうことになるんだらうかなというのが第一の疑問であります。

これは、防衛庁長官、どう思いますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 周辺事態に際しましてこの法案に基づき行われる後方支援は、後方地域において実施されることとされている。これは先生が御指摘のとおりでありまして、自衛隊が活動を実施する期間を通じて安全に活動が行い得るものと考えております。

しかしながら、自衛隊が当該後方地域支援を実施する地域と周辺事態が発生する地域とは同一ではなくて、後方地域の安全が確認されれば既に周辺事態に当たらないとの御指摘は、私は当たらないものだと思います。

なお、周辺事態により我が国の平和と安全に対する重要な影響が存在する場合であっても、完全に後方地域支援を実施することが可能な地域、つまり後方地域が全くなくなるということは想定されません。周辺事態に対して実効的な支援を行うことが可能であると考えておる次第でございます。

○久保巨君 典型的な何とか理屈というものですね。そういうことを説明しても理解できないと思ふんです。それなら、防衛庁長官、あなたお詳しいようだからもう一つ伺いますが、後方地域で支援を送つた軍事物資はどのような方法で前方地域に届けられるのですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 後方地域というものを定めまして、戦闘地域と交わらない、武力の行使と交わらない後方地域をつくりまして、その中の実施区域において渡されるものであります。

○久保巨君 それは非常におかしな話ですね。そうすると、米軍が後方地域までとりに来るということでしょうか。それはいいです。

そうすると、ガイドラインの〇九号に何が書いてあるかというと、自衛隊は米軍の海上兵たん線の防衛に共同責任、政府の訳では主責任、主たる責任を持つと書いてある。自衛隊は米軍の海上兵たん線の防衛に主責任を持つ。これはどういうことですか。

○政府委員(佐藤謙君) ちよつと先生が御質問なされました内容につきまして若干聞き取りにくかった点があったんですが、ガイドラインの〇九号とおっしゃいましたか。

○久保巨君 ではなくったかと思うが、違うか。

○政府委員(佐藤謙君) 私の記憶では、その〇九号というのがちよつとどういうことを指しているのか直ちにわからないからあれなんです。ごめいますか……

○久保巨君 何でもいから。ガイドラインの中にそうなっておるだろう。

○政府委員(佐藤謙君) ガイドラインの中で輸送について言及がございすところといえば、例えば日本に対する武力攻撃があったときの共同対処行動の一環としたとして後方支援活動というのがございす。これはガイドラインの2の(3)の(ホ)のところをございまして、そこに「後方支援活動」がございまして、その中で先生がおっしゃっている「輸送」という項目がございまして、「日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。」と、こういう記載がございす。

○久保巨君 大体、後方地域で支援したものは何か後ろの方に物品や役務を提供したもので、そこから先は知らぬよという話じゃないんです。後方地域において支援を送ったものは前方地域、つまり戦闘地域に届けられることによって支援の役割を果たすんです。その届けられるラインをガイドラインでは海上兵たん線と言っておるわけです。この海上兵たん線は自衛隊が責任を持ちますよと。少なくとも日米の共同責任ということになっておるはずなんです。

そうすると、戦闘地域に届けられるまでの公海並びにその上空におけるラインの防衛ということ、は、後方地域の解放によって当たる地域になるのかどうか。ならないと私は思う。

○政府委員(佐藤謙君) 先ほどの私の御説明でも言及したところをございす。このガイドラインで今申しました輸送についての協力、それから

例えば「作戦構想」のところでは「自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。」とか、そういう記載がございすけれども、これはいづれも周辺事態ということではなくて、まさに日本に対する武力攻撃があったときの共同対処行動の際の日米の役割というところから記載をされている事項でございす。

ですから、いづれにいたしましても今回この周辺事態に際しまして周辺事態安全確保法で実施しようとしておりますものは、これまでも御説明しておりますように、そういった武力行動と一体化するもの、あるいは武力行動になるものということではなくて、まさに後方地域において今ここでお願いしているような、そういった武力行使に当たらない行動を実施しようということでごめいまして、その点を御理解いただきたいと思います。

○久保巨君 いいですよ、あなたが言われたとおりに理解して。防衛庁長官、それでよろしいですね。

結局、日本に武力攻撃が加えられているという場合は、これはまた別の問題だから、後方地域支援ということで律せられない状況になるわけですから、後方地域支援を行ったものが海上輸送によつて前線に届けられる場合のこのラインについては、自衛隊は責任は持ちませんよ、こういうことで解すればいいんです。

○国務大臣(野呂田芳成君) 先ほど来先生が御指摘なさっておりますガイドラインのくだりは、今防衛局長から答弁申し上げましたとおり、日本に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想の中に掲げられているものでありまして、これは具体的に日本に武力攻撃があった場合の措置について触れているわけでありまして。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕
私どもがこの法案に書いております趣旨は、あくまでも武力攻撃と一体とならない後方地域というものを設けて、その中の実施区域の中で米軍にこの輸送物資等を引き渡す、こういうことに

なるわけでありまして。

○久保巨君 何度説明を聞いてもわからぬ。日本に直接武力攻撃が加えられている場合に後方支援も何もないんですよ、もうそう言ったときには、後方支援というのは、いわゆる周辺事態の場合のことを言っているわけですか。

それでは、後方地域において行われた支援はどうやって前方地域に届けられるのでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 委員が先ほど引用されてガイドラインについて言及されたくだりは、日本に直接武力攻撃がなされた場合のくだりであるというののみを申し上げたわけでありまして。改めて、周辺事態における物資の輸送はどうかと言われれば、後方地域という戦争区域とは一線を画された地域の実施区域内まで日本が運んで、そこまで米軍がとりに来るということになるわけでありまして。

○久保巨君 それはいいですが、今のあなたの解釈で。後方地域、つまり絶対安全と保証された地域まで持つていけば、そうするとそこへ米軍がとりに来る、そこから先はあなたの方だ、こういうことですね。それでは、今のお答えを承っております。

時間がもうほとんどありませんので、次に、今、本委員会に付託されております衆議院送付の法案では削除されております船舶検査活動についてであります。船舶検査活動というのは段階を追って言いますと、停船を命ずる、そして検査をすべき船舶に自衛官を送って検査に入る、それから検査をやった上でその検査結果によって目的地、目的港、航路の変更を要請する、要請に従わなかった場合には説得する、それで終わりにしておるんです。

そうすると、どの段階にも船舶の側が応じなければどうなるんでしょうか。これを防衛庁長官は、指揮官としてどうされますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 私どもが国会に提出させていただいた政府案の第七條三項は、仮に検査対象船舶の船長が停止の求めに応じない場合には

はこの求めに応ずるよう説得を行う、またはその際、説得に必要な限度において接近とか追尾とか伴走とか進路前方における待機といった位置をとることを規定しておいたわけでありまして。

政府としては、これまでの諸外国による活動実績などにかんがみまして、政府案に規定されていた範囲内で実質的に有効に機能する船舶検査活動を行い得るものと考えております。武力の行使及び威嚇を行わなければ活動の実効を確保できないとは考えておらず、また自衛隊が本活動を行うという発想に問題があるとは思っておりません。

○久保巨君 防衛庁長官がその程度の認識でいいのかな。あなた、この間、領海というよりは日本の領土に接近した不審船を停船させることができなかったんですよ。武力による威嚇を行ってもできなかったんですよ。

今度は、公海における検査活動については、武力による威嚇や武力の行使は行わない。これは、憲法上問題が解決されていないということになっているんです。武力は全然威嚇用にも、威嚇も行使の中へ含めて考えれば武力の行使はない。そういう場合に、相手が応じなければ説得すればできますというように、説得してできないようなものなんでしょうか。そして、最後にどこへ行けというのを防衛庁長官命令によってやりまして、相手は聞かずに自分の国の領海に行ってしまうというこの場合には何もできないんじゃないんですか。何ができるんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) まず委員に御理解いただきたいと思ふことは、この間の不審船はあくまでも特別な意図を持った不審船であります。今度私どもが行うのは商船に対する検査であります。しかも国連の決議に基づいて行うものである。

こういうケースの場合は、これまでの実績で、ある調査が、過去の実績がありますけれども、ここでもあるいは開陳されたと思いますが、十萬隻以上の船に照会をいたしまして、船舶検査は一万七千隻以上行いまして、進路変更要請をしたのは

二千隻以上である、しかし船体への警告、発砲などをしたものはほとんどない、ゼロに等しいという実績であります。私どもは、商船の検査に関するものは世界の実態から見てもこういふことでありますから、これに着目して法案をつくつたという次第でございます。

○久保巨君 それは、日本の憲法のもとで行われる船舶検査活動はおのずから制約があるんです。だから、国連決議をその制約を外すために使つてもらつては困る。

そうすると、結局、今事例としては平穩に検査活動がベルシャ湾でもどこでも行われたんだと言わんばかりのお話であります。日本の自衛隊による検査活動というのは、武力を保有しない、武力を行使しないということになった場合に、戦争状態にある相手から見た場合に、その相手国の検査活動にそんなに單純に應ずるものとは思えない。結局、この問題を通して、国連決議を背景にして出動と武力行使に道を開く結果になりはしないか、このことが十分に配慮せらるべき問題だと考えております。

このようないふことについては、今あなたは国連決議があるからといふことで言われたけれども、そのところはもとより削除されたんじゃないのか。だから、今後またこの問題については、これが政府案になるのか三党案になるのか知りませんが、法案が出される段階で、なおまたこの委員会における現在審議中の衆議院送付案に対する論議の段階で、我々の側としては船舶検査活動に關しての考え方を示してまいりたいと思つております。

私の与えられた時間が参りましたので、通告をいたしました問題を幾つか残しておりますが、これで終わります。

○千葉景子君 久保議員に關連をいたしました質問をさせていただきます。

まず、先ほどもコソボ問題が出ておりました。私は、この問題は冷戦後として二十一世紀に向け

ての安全保障という問題を考える際には、大変重要なポイントになってくるのではないかとこのうに感じております。

というのは、安全保障というのは二十世紀、これまではいわば国家の安全保障というのがある意味では基本的な考え方でございます。しかし、現在、国家の安全保障ということからむしろ人間の安全保障、こういう方向へと安全保障の基本的な考え方というのが大きく変容をしつづつあるのではないかとこのうに思っています。国の安全が脅かされるということとは、そこに生存をしている人間の安全も脅かされるという意味では、確かに国の安全保障といふことがこれからは否定をされるということとはあり得ないだろうといううに思っています。

しかし、国の安全保障、国の枠組みということだけでは、これから人間そのものの安全保障、安全が本当に確保できるのかどうかという問題が既に発生をしているのだらうと思ひます。それは、例えば普遍的な価値としての自由とか人権とかあるいはまた新しい時代に向かひまゝの環境問題であるとか、あるいは犯罪、薬物、こういうような問題にも人間の安全保障、どうやって安全な生活を保障するかという問題にあらわれてくるのではないかとこのうに思ひます。

こういう中でこのコソボ問題というのは、いわばこれまでの国の安全保障、国と国とのそれぞれの安全をどのように確保していくかといふことを考えると、本當にNATOの新ユーゴに対する空爆あるいは侵襲といふのが一体許されるのかどうか、こういう問題になってまいります。しかし、反面、よく言われておりますように、コソボに住むアルバニア系住民の人間としての安全保障をどのようにしていくかといふことも一つの大きな問題であつたことも事実でございます。

そういう意味では、非常にこれからの安全保障を考えるといふことは、大変私たちにとても難しい。どういう選択をすべきかといふことは大変難しい問題をはきつけていると言つても過言ではないと思ひます。

ないと思ひます。

こういう中で、やはり人道的な介入、人間の安全を守るための人道的な武力介入といふのは、国連憲章とかあるいは国際法上明確に位置づけされていゝるものではないにしろ、国際的に認容あるいは容認されつづつあるのではないでしようか。

そういう意味では、このコソボ問題について、こういう新しい安全保障、これからの安全保障といふことを念頭に置きながら、あるいは国連憲章、国際法上の規制とかあるいは位置づけ、こういうことも念頭に置きながら、これからの安全保障といふことについて日本政府としてはどのような哲学を持つて、どのような考え方で今おられるのか、その点についてまず総理にお尋ねしたいと思ひます。

○岡部大臣(小淵三三) 今、千葉委員御指摘のとおり、冷戦後における国際紛争といふものが、特に人種問題、いわゆる民族問題あるいはまた宗教問題、こうした問題にかかわつてアフリカを初めとしたしまして引き起こされ多くの人命が失われておるというふうな事態に對してどのように対処するかといふことは極めて重要な問題でありまして、そういった意味で、今回起こりましたコソボ問題に對する対応につきましても、これは人類の課題として取り組まなければならないと思ひます。また日本政府といたしまして、正直なことを申し上げると、民族問題あるいは宗教問題という観点に立つて世界で惹き立てられておるような国々の大変な悲劇に對して、いまだ明確なる答えといふものを持ち得ないという状態だらうと思ひます。

一義的には国連といふものがこれに十分対処するといふことが必要だと思ひますが、これとてかつてのボスニア・ヘルツェゴビナのことを考えますと、今なおこの問題についての最終的結論が生まれていないという状況でございます。したがひまして、随時起こりました状態に對しまして、最終的には国民の判断に帰することでありまして、政府として慎重の上にも慎重を期し

ながら、かつ日本としてどのように対応するかといふことについて対処いたしておるところでございます。

コソボ問題について言えば、現下なおこの解決のためにNATOの行動が、国際社会における政治的解決のための外交努力にかかわらざるをかな、ユーゴスラビア政府がかたくなにこれを拒否する、五原則を拒否する中で、さらなる人道的惨劇を防止するためにやむを得ずとられた行動であつたと理解をしておるという立場でございます。

国連憲章や国際法との關係について申し上げれば、今回のNATOの軍事行動については、我が国は当事者ではありません。また、作戦面を含むNATOの軍事行動に關する詳細の情報を有しておらず、政府としては法的評価を下すことはできないことは御理解いただけると思ひます。

いづれにいたしまして、この状況の中で日本政府としては、平和的解決とは何ぞやといふことに關しまして、できる限りの方策をいかに講ずべきかといふことについて苦慮しておるところであります。また、日本の政府の果たすべき役割もおのずとあるかと思ひますので、今全力を挙げて努力をさせていただいておる、こういうことでございます。

○千葉景子君 先ほども、この問題についての政治的解決の重要性といふことについて、総理も十分御理解であるといふことが示されました。ただ、この間の推移を見ておきますと、大変残念なことに、中国大使館が空爆をされ、それによつて大変中国政府としても厳しい態度に今終始しているという状況でございます。さらに、ロシアにおきましても首相が退任をされるというある意味では大きな局面を迎えておられます。そういう意味ではこの政治的解決、これが大変難しい。こういう状況も含めながらどうやっていくのかといふところであらうかといふうに思ふんですけれども、こういう状況の変化も含めて、やはり日本政府としては具体的に、先ほどお話ござい

ました明石さんが行かれたということでございませうけれども、何か個人的に行ったことをそうですかと言っているようなことではなくて、やはり平和をつくっていくあるいはこのような問題を解決していくという上でどういう積極的な努力をされるようになっているのでしょうか。

このような難しい局面もございしますので大変であらうと思いますが、お考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) コソボ問題に對しましての政治解決のためには、G8として統一ポジションを固めまして、その上で国連が主導的役割を果たし得る状況に持っていくことが必要だと考えております。

この点から、先般高村外務大臣が出席して行われましたG8会合におきましても、政治解決のための七原則及びこれらを実施するための国連安保理決議の準備につき合意されたことは極めて重要であると思っております。

今後の政治解決に向けた努力におきましては、G8の一員であるロシアの建設的役割を引き続き支持し、懸念する点にも、安保理常任理事国である中国の理解と協力を得ていくことが必要であります。特にこうした中で中国大使館の誤爆は、G8外相会合において重要な成果があったやさきに起こった事件だけに、この事件が政治解決へ向けての機運に悪影響を与えることのないようにすべきことは当然であります。

我が国としては、国連安保理決議が取りまとめられることを目指し、今後ともG8の一員としてロシア、中国への働きかけを含め貢献してまいりたいと思っておりますが、今、千葉委員御指摘のように、ロシアにおける政局も大きく展開をしておられる状況でございまして、エリツィン大統領とNATOの主要国であるフランスのシラク大統領が会見し会談しておる。恐らくこういつた観点でのコソボ問題も話されたのではないかと推測をいたしておりますが、そういうこともございまして、また中国の江沢民国家主席とドイツの新首相

シュレーダー氏が北京において会談しておる。現在いろいろとこうした事情の変化の中でそれぞれ主要国も、特にこの爆撃に参加しておられる国々の主要な首脳がこうした形で積極的に取り組んでおられるわけでございます。

さて、日本としては、こういうことでの御指摘でございますけれども、日本が直接的にここに関与するには余りにもあの地域についての経験は不足しておることは事実であります。ありますが、いずれにいたしましても、日本として何らかの努力がでんないかということ、冒頭申し上げましたように、ロシアも参加してのG8の中で一つの解決方法を目指して考え方をまとめるわけでありまして、それを積極的に支持すると同時に、国連に對しましては国連事務総長の努力に期待を寄せつつ、日本としてさらに積極的に対応していくということでありまして。

当面は、一方でコソボにおける難民に対する対策につきましまして、これは世界の中でも決して遜色のない応援態勢をとらせていただいております。一方、そうした形で我が国民あるいはまた政府の基本的考え方については御理解を得るところではないか、こう考えております。

○千葉景子君 今、私もこのコソボの問題をお尋ねしたのは、今、遠いところといえますが、なかなかそこに情報が少ないといえますか経験が少いというお話でございましたけれども、これは決して他人事ではない。

このような国際情勢、それから先ほど申し上げましたように人道的な理由をもつての武力介入のようなことが起こっている。これは、決して日本の周辺、近く全くそういう火種といいたしませんが、そういう状況がないわけではない。この周辺でも、原因はどうかあろうかわかりませんが、例えばさまざまな政変、あるいは経済的な状況、貧困、そういうものも含めて大量の難民が流出する、あるいは発生するものもある。万が一にも絶対ないとは言えない。そういう世界の状況を見たときに、こういう問題についてどういふ姿勢

を持っているかということ、これからの周辺の状況変化、それが周辺事態かどうかは別といたしまして、それに対する日本の対応ということに直接的なさまざまな関係を持つてくるだろうというふうに思います。

そこで、例えば大量の難民が発生する、それが国外に流出するようなそういう事態が起こったとすれば、これは今審議をされております周辺事態法、この周辺事態というものに該当することになるのでしょうか。改めてお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) 大量の難民が発生して、そのことが我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態になれば、それは周辺事態であり、必ずしも直ちに我が国の平和と安全に重要な影響を与えるとは限らないということでございます。

○千葉景子君 これは例示といいたしうか、そういう周辺事態のどういうケースがあり得るかというところの中でこの大量難民という問題が指摘をされております。私も、確かに今、外務大臣がおっしゃったとおりであらうというふうに思っております。大量の難民が発生をしたというだけでこれは周辺事態などと言えはざいと思いません。

そこで、この周辺事態の意味でございましてけれども、今、大臣がおっしゃったように、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える、こういうメルクマールがあるわけですね。だから、難民が出た、もう即周辺事態だということには当然ならぬであろう。

それともう一つ、周辺事態の定義に「そのまま放置すれば我が国に對する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」ということがさらに加わってまいりました。この「直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」ということが加わったということ、これは、先ほどの、大量難民が出たからといって即周辺事態ではない、それに対してまたさらに絞り込みをかけたというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。それとも、そういうことではないとい

うことでしうか。参考人の中からも、この「直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」ということが加わることによってさらにケースが絞られたのではないかと御意見などもございましたけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 「等」という言葉がついておられますので、もし「等」という言葉がついていなければ何らかの絞り込みがかけられたらうと思ひますが、「等」という言葉がついていないので、文理的に解釈しても、特に絞り込みをかけたとは考えていないわけ、それは一つの例示であり、大体どういふことなのかというところが国民にわかりやすいように丁寧に説明したものだ、こういうふうにしております。衆議院の特別委員会あるいは参議院の特別委員会が提案者もそういう説明をしておられます。周辺事態の定義を変えるものではない、今までもこれを広げるものでも狭めるものでもない、こういうことを説明されておりますので、そういうことだと理解をしております。

○千葉景子君 平和と安全に重要な影響を与えるというところの大きなポイント、武力攻撃に至るおそれといふことが、武力ということが非常に大きなポイントになるといふことが、修正でプラスされることによってより明確といえますか、どういふケースなんだというところについての一つのイメージというものが明確になったのかなという感じはいたします。

〔理事 竹山裕君退席、委員長着席〕
そうしますと、これも繰り返すになりますが、結局、その「周辺」といふ言葉ですけれども、これがついていることによって逆に極めてわかりにくい。「周辺」といふのは結局余り意味のない言葉というふうな考えでよろしいのでしょうか。あらかじめ地理的地域を確定できない、「周辺」といふ言葉はどう考えても地理的概念を示す言葉で、でも地理的概念をあらわしているものではないということになりますと、この「周辺」とい

うのは取つちやつても同じだ。要するに、何か起こった事態、それにはいろいろな条件はついているとしても、「周辺」ということはどういう意味があるんでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 周辺事態安全確保法案に言う「我が国周辺の地域」とは、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態が生ずる地域のことであります。

我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態が生ずる地域というものは、現実の問題としておのずから限界があるわけでございます。そのような意味で「我が国周辺の地域における」との文言を用いて周辺事態を定義したものであり、かかる文言が無意味であるとは考えておりません。政府としてはこの文言が適当と考え提案申し上げているのであり、ぜひとも御理解をいただきたいと思ひます。

いづれにいたしましても、ある事態が周辺事態に該当するか否か、周辺事態に際していかなる措置を実施するかについては、日米両国政府がおのおの国益確保の見地からあくまでその時点の状況を総合的に見た上で主體的に判断することとなるのであり、政府として周辺事態が生ずる地域の地理的な範囲を想定しているということはないわけでございます。

取つちやつても同じじゃないか、こういうことは、委員のように純論的に国民がすべて考えられるとすれば必ずしも「周辺」という言葉を使わなくてもよかつたのかもしれない。かもしれないが、やはり事態の性質としておのずから限界があるよということが一見国民にわかつていただけたらという意味では、この周辺地域という言葉をつけたことは意味があることだ、私はこういうふうにして思つております。

○千葉景子君 これをやつていましてまた時間をとることになります、それであれば、いつも御説明のときに、周辺というのはそうしたらおおよそ考え得るのは例えばアジア太平洋であるとか、あるいは極東、それに含まれるあるいはその周辺

ぐらいまでだが、むしろそう具体的に説明をいただいた方がよっぽど国民にはわかりやすいのではないかと思います。裏側は入らないでしよう、あるいは中東、インド洋はいかがでしよう、そう言っているから余計非常にあいまいでわかりにくい、こういう状況になつてゐるのではないかと、ううに思ひます。これはまた後に譲りますが、こういう日本の周辺でも大量の難民が発生するというような事態が起り得る、これは否定できないであらうというふうに思ひます。

法務大臣、済みません、何かお時間があるようございませう。今、難民というものの対しては、基本的には日本は法務省がその手続等を難民条約、難民法によつて進めております。今、コンボでもたくさん難民が流出をしております、国内にとどまつてゐる。日本の周辺で万が一にも大量の難民が発生をするというような事態が起つたときに、法務省が管轄をする、あるいは法務省のさまざまな手だてでこういう問題に対処できると思ひます。

○国務大臣(陣内孝雄君) 我が国に大量の難民が流入する事態となつた場合は、関係省庁が連絡をとり、政府が一体となつてこれに適切に対応する必要があると思ひます。

法務省といつたしましては、出入国管理行政を所掌する立場から、インドシナ難民等の先例も参考にしながら、大量難民対策がスムーズに行われるよう省内の体制の整備及び施設の確保等に努め、積極的に対応してまいりたいと思ひます。

○千葉景子君 今、とても法務省の日常の手続では、いざ大量の難民発生というときにはなかなか対応は難しいというお話でございました。

さて、日本政府としては、例えば日本の周辺で大量の難民が発生をするというような事態が起つたときにどういう対応策あるいは想定というものをしているんでしょうか。こういうことは、いや、あり得ないんだということであつて、いや、あるいは万が一にもあるかもしれない、こう

いうことで体制を整えようとしておられるのか。それと、私はそれに関連して、先ほど難民が発生したから直ちに周辺事態というものに該当するのではない、それにきちつとした条件があれば周辺事態ということにもなり得るけれども、直ちに周辺事態になるわけではない。片方では、万が一にも周辺事態というようなことにも難民問題としては頭をめぐらしておかなければいけない、しかし片方では、その難民に対してどう日本が受け入れていくのか、受けとめていくのか、あるいは人道的な課題としても、そういう側面でも考えておかなければいけない。両面のような形になるのではないかと、ううに思ひますが、これは想定という問題に対してどう受けとめ、あるいは想定

○国務大臣(小淵恵三君) 委員の御指摘は、難民問題について、大量にこれが流入するというようなことになつた場合に出入国管理の面だけでいいかという点も含めてお尋ねがあつたんだらうと思ひます。

政府といつたしましても、認識としてやはりこの問題は非常に重要なことだということ、平成八年五月に橋本総理の指示によりまして、我が国に対する危機が発生した場合やそのおそれのある場合に我が国としてとるべき必要な対応について検討、研究を行つておりまして、その中で難民対策について関係省庁が共同で検討を行う作業グループを設置して、政府全体としての対処の手順等について整理を行つてゐるところでござい

具体的には、難民対策の体制、難民対策の基本要領、身柄の保護、上陸の手続等についても整理を行つてゐるところであります。

これを周辺事態との関係でどうかと言われますが、周辺事態につきましては先ほど外務大臣が答弁を申し上げましたところが今の政府の考え方の基本でございまして、その事態はともかくとして、日本に対して想定されるような多くの難民の流入というようなことについて、万々一起こつ

た場合ということ想定すれば、このような指示に基づいて現下この対策について遺漏なきようになつてゐると思ひます。

○千葉景子君 先ほど法務大臣からインドシナ難民の受け入れなどの経験というふうなこともございました。しかし、規模から考えますと、これは想定の問題ですからわかりませんけれども、相当大規模な難民発生ということでもやはり念頭に置く必要があるのではないかと、インドシナ難民を受け入れたときは状況もあるいは規模も違ふ、そういうことまでもやはり念頭に置く必要があるのかなというふうに思ひます。

今、連絡会議なりをつくつていろいろな体制を整えようとしてゐる。やつぱり体制を整える以上は、おおよそそういう規模までなら対応できる、そういう想定も当然おやりであらうというふうに思ひます。どんなイメージで大量難民の発生、そして規模などを考えておられるのか。

それから、どういう官庁がその主務官庁といひますか取りまとめ役になつて動かしていくのか。これは例えば難民の捜索とか救援、あるいは身柄の確保あるいは移送、こういう問題も出てくる。多少の時間がたつたば生活の基盤をどうしていくのかという問題などもある。どつと来たときには一時的に庇護をするような施設をどうするか、こういう問題などもある。本場に多様な省庁にもかかわり、そしてまたそれをきちつと取りまとめっていく体制というの必要であらうと。

具体的にはどの程度進んでおりますか。どういふものを想定しながらこの作業は進んでゐるんですか。

○政府委員(伊藤康成君) 先ほど総理からも御答弁がございましたが、関係省庁が集まつて作業グループをつくつておるということ、実は私もその安全保障・危機管理室がいわば事務局と申しますか、そういう形で関係の省庁といふいろいろ協議をしております。

それで、まず想定規模ということござい

すが、これはなかなか難しいことでございまして、逆に一定の規模を想定いたしまして、これならできるけれどもこれ以上はというわけにもまいりません。

そこで、私も今やっておりますのは、ある程度通常の業務ではとても対応できないような場合にどういう手順があるのだろうか、その場合にどういった体制をとればいんだらうかというようなことを中心に考えておまして、規模の大小につきましてはいわば起こったときにそれぞれの対応の中で考えていくことになるんだらうかと思っております。一定の規模を想定してということではございません。

そこで、では具体的にどういうことをやっておりますかということですが、まず避難民発見時ということがあるわけございまして、そういう場合にはどうやって身柄を保護していくのか、あるいはまたとりあえず応急用の物資を支給しなければなりませんし、身体検査と申しますか、そういったようなことも考えなきゃいけないでしょう。さらにまた上陸手続、あるいはまた仮泊施設とかそういったようなところをどう確保していくのか、そういった問題について今種々検討を行っております。

ある一定の段階までは達してあるところでございますが、この種の検討と申しますのは実はこれで終わりというのではないわけございまして、それぞれの関係各省庁の体制の整備が進むに際して、あるいはいろいろな設備等も勘案しながら継続的に続けてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

なお、当然のことながら、基本はもちろん法務省が主体となつていただくことになると思っております。そのほかに、検疫であれば厚生省でございますし、あるいは税の問題であれば税関当局というところも関係してまいります。このほかにも、まず発見あるいはその身柄保護といったような意味で、海上保安庁、警察庁あるいはまた防衛庁等とも関係してくるわけございまして、

そういった役割がいろいろと作業しているということでございます。

なおまた、周辺事態との関係につきましては、仮に大量難民発生が周辺事態に該当するということになりますれば、当然、法に基づきまして基本計画の中でその辺の対処要領というものも明示していくということになるかと思っております。

○千葉景子君 私、周辺事態というのは、例えば日本に直接武力行使のおそれがあるというようなことが、例ですけれども、一つの大きなメルクマールであるとするならば、そういうことよりもやはり大量の難民の発生のようなことの方がより、確率と言つてはおかしいですけれども、発生をする危険性もあるし、そしてそれにきちっと対応できる、そういう体制が整っている必要があるというふうに感ずるわけです。

周辺事態ということに对应するのであれば、その前にやはりこういう事態、問題に対して対処できるような体制をつくっていくこと、それがむしろまた、周辺事態を抑止したりあるいは人の安全あるいは人権、それをアジアの中で育てていくということにもつながっていくのではないかとこのように思っております。

ただ、現状を考えますと、これは周辺事態と大量の難民の発生ということではございませんので別かもしれませんが、日本というのは難民の受け入れなどについては極めて門戸が狭い。五月十二日に、コソボから一家五名が入国をされたということがございます。これはどういう手順といたしまして、どういう根拠によって日本に入国をしたということになるのでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) お答えいたします。

五月十二日に、周辺諸国に避難していたコソボ出身のユーゴスラビア人一家五名から、在日の親族を訪問する目的で本邦へ上陸したいとの申請がございましたので、在留資格短期滞在で上陸を許可いたしました。これは、コソボから避難している親族を呼び寄せたいとする在日ユーゴスラビア人からの要請が事前にあったことなどから親族訪

問目的による入国を認めたものでございます。

○千葉景子君 今、御説明をいただきましたように、これはあくまでも一般の親族訪問という形で入国であつて、難民という形で受け入れたというような位置づけにはなつておらないということのようでございます。

日常も、難民の受け入れの状況というのは非常に少ない。ちよつとこの数字等ございましたら説明をいただけますか。

○政府委員(竹中繁雄君) 私どもの所管しております難民認定制度は一九八二年から実施されているわけでございまして、それ以降、本年四月末までで難民と認定された者の数は二百三十四名でございます。

最近におきましては、平成十年、昨年十六名、それから平成十一年、ことしは四月末までの数字でございますが七名がそれぞれ難民として認定されております。

○千葉景子君 かなりの年数で二百何名ということでございますし、一年で考えればわずかに数名という程度です。

難民の受け入れが多ければいいということではありませんが、日本の社会というのはこういう難民の受け入れとに対しては極めて経験が薄い。そして、それに対して一般の国民の感覚というものもそういう中で十分に育っているとは思えない。そこに万が一にも本当にだつと大量の難民が入ってくるというようなことになると、私は非常にそこで社会的な摩擦とかそういう問題が起こりやすくなるのではないかとこのように思っております。

そういう意味では、やつぱりふだんから、決して難民発生を喜んでいてわけではありませんけれども、そういうものに対して日本の社会が懐を広くしておく、あるいはそれに対しての人的な扱い方を社会全体が身につけていく、こういう姿勢が日常に必要なのではないかと。その延長で、いざとなつたときに日本はアジアのリーダーとして、あるいはアジアの安全をきちつと受けとめて

もらえるという意識が周辺諸国にも生まれていくのではないかとこのように思っています。

この難民問題、日常その考え方を育てていく、あるいはいざというときに摩擦を起こしたり、あるいは非常にそこにあつては起すことではないようにしていく、こういうようなことを含めて、総理、どうでしょうか、日本の今の難民の受け入れ状況、あるいは手続などを考えて、その辺、何か御感想はございますか。

○国務大臣(小淵恵三君) この難民問題は、現下、地球的な問題として最大の問題になつておるのではないかと。UNHCR、御案内のとおり緒方高等弁務官を中心にしてございまして、その対応に東奔西走されておられるわけでございますが、そういった意味で、今世界規模で難民問題について考えていかなきゃならない時代になっておるかと思ひます。

ひとえに我が国につきましては、先ほど御報告がありましたように、全体的には我が国に定住するような難民の受け入れということにつきましては、いろいろな問題点があつて対処に苦慮してあるんだらうと思ひます。アジアの中において起こりましたベトナム難民の引き受けにつきましても、結果的には非常に数少ないものであります。いろいろその原因はあろうかと思ひます。

一つは、日本語という言葉の問題等もございまして、こうした点では世界的な用語であるアメリカという、また自由の天地と考えてアメリカにほとんど最終的に定住を求めるといふ人がかなりあるというようにございまして。また、日本人といたしましてコミュニケーションにすぐ参画していただくというような環境もなかなかつくり得ないというところがあると思ひます。

コソボについては、地理的に非常に遠いところでございますし、もともとこれは難民が生活に苦勞されて新天地を求めてというより、コソボからの民族浄化の問題がありまして、他の近隣のマケドニアやアルバニアに移つておられるわけでありまして、必然的に最終的にはもとの住居に戻るとい

うこととございまして、そういう方が日本に求めるといふことは非常に少ないのではないかと
思います。

しかし、今先生御指摘の、五人の方が大阪に關係者がございまして日本に来ておられるということと
ございまして、こういう記事その他がやはり新聞、メディア等に報道されることによりまして、この難民の問題についても一つ一つ理解が深まる
というようなことも、ささいなことかもしれませんが、
んけれども、決してそうでないという観点もあろうかと思ひます。全体的に、日本国民全体のこうした問題が世界に非常に惹起されておられるということについての理解を深め得るような努力を政府としても、地道ではありますが、やっていかなければならないことだらうと思ひます。

当面は、この北東アジアをめぐる地域の問題として、いわゆる大量の難民というのが発生し、いかにこれに対応するかというところは日本にとりましても危機管理の面から最も重要な問題でございまして、そういった点についてはそれなりに十分対処できるように、御指摘をいただきまして御答弁はありましたけれども、改めて政府として十分検討し、危機に対して対処するための方策をつくり上げておかなければならない、このように考えております。

○千葉景子君 時間が限られておりますので、次の問題に移させていただきます。

周辺事態法での地方公共団体あるいは民間の協力、この課題について何点かお尋ねしたいというふうに思ふんです。

よくわからないんですけれども、日本の安全保障というような問題について、国が基本的にはそれに對して責任を負っているというのは当然であるというふうに思ひます。それにプラスして地方公共団体が日本の安全保障という問題に法的な責任を負うということは、これまでの制度、法体系といひますか、そういう中ではほとんど考えられないこととございまして、私がわかる範囲では、自衛隊法で協力要請といひますか、地方公共団体

が協力するということが一つございまして、そのくらいかなということと。あとは、自主的にいろいろな面で協力をしていることはあろうかというふうに思ふんですけれども、今回のこの法案では、ある意味では安全保障について地方公共団体も應分の法的な責任を一緒に負えということの意味ではあるのではないかと、思ふに思ふんです。これまでの議論の中でも、義務ではない、あくまでも協力を要請する、拒否もできる、しかし正当な理由がないとできない、あるいは協力をしていただけのものでない、いわば安全保障を地方公共団体も国と一緒に責任を負うていく、どうもこういう構造に思えて仕方がないわけですね。その割にはどういふ責任を果たすのかというところが明確になっていない。

幾つかの例は示されました。しかし、それに対して本当にどれだけの責任があるのか、本当に断り切れるのか、こういう問題もございまして。地方公共団体や民間への協力を求めること、これは一体どの程度重い責任を負わせようというのか。それとも、本当に協力してもらえばいいんです、もし難しければ断りいただいて結構です、こういう考え方のなか、国と地方公共団体がこの安全保障あるいは周辺の事態ということに対してどうお互い責任を分かち合っていくと考えるのか、その辺の基本をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 地方公共団体や民間の協力につきましては、直接国民の権利を制限し、また新たに義務を生ぜしめるものではないことは申し上げておるところでございまして、現行法令の枠内で可能な協力を求め、または依頼するものでありまして、強制されるものでないこと等から、国会承認にからしめる必要はないとの判断がなされたものと理解しております。政府としてもそのように考えておるところでございまして。

○千葉景子君 少しそうすると具体的にお聞きをしたいと思ひますが、九条の一項では、法令及び基本計画に従い、必要な協力を依頼することができ。ここで言う法令に従うということはどうい

うことを意味しているのでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) この第九条第一項、ここ
で言います法令、この点については、それぞれ例
えば個別に地方公共団体の管理する例えば港湾と
いうことであれば、港湾法なりそういった法令が
あるわけでありまして、そういう法律に基づいて適
正な管理をしていただく、そういう管理する権
限、その権限の行使をしていただくことについて
関係行政機関の長から地方公共団体の長に協力の
求めを行う、こういう枠組みになっておるわけ
であります。

○千葉景子君 これについては、港湾施設の利
用、それから空港、これは例えば港湾法とか航空
法、こういうものに基づくということと、言える
と思ひます。さらに、建物、設備の安全を確保する
ための許可可ということになりまして、これは具
体的にはどういふ法律になりますか。

○国務大臣(野田毅君) 例えば消防法であつた
り、あるいは建築基準法であつたり、それぞれの
法令に基づき許可可等の行為があるわけでありま
す。つまり、その権限の行使について協力を求め
るということが第九条一項に規定する法令という
内容であると考えております。

○千葉景子君 これは、この質問の中でも皆さん
からも指摘をされていたと思ひますけれども、や
はりこれはきちっと、一体どういふ法律でどうい
う許可可について協力を求められるのかというこ
とを具体的に、例えばすべて網羅して自治体など
にも示す、あるいは説明をするということが必要
だろつというふうに思ふんです。それはいず
れきちつとしていただく。

そして、これはいよいよ拒否をすること、断ると
いうことはできるんですか。

○国務大臣(野田毅君) たびたびこれは申し上げ
ておりますが、この点につきましては、いわゆる
一般的な義務規定ということとございまして、こ
の第九条に基づく協力の依頼があつた場合、もち
ろんそれはこの周辺事態という措置の緊要性、そ
れからその自治体の長の持つております権限の公

共性、あるいは他に代替手段を求めるということ
は極めて難しい、そういう環境の中でその権限の
行使を求めるわけでありまして。

そういうことを前提としての協力の求めではあ
りますが、基本的な正当な理由がある場合には拒
否することができるといふことはたびたび申し上
げておるわけとございまして、これに対する強制
的な措置、制裁的な措置といふことは本法律では
規定をいたしておりません。

○千葉景子君 正当な理由といふのは、別にその
法令に書いてあるわけじゃないんです。物理的
に設備がもういっぱい使ふ余地がないというよ
うなこともこれまでも例に挙げられました。

その正当な理由といふのは、断れる理由といふの
は、だれが判断をするんですか。自治体の側で
これは難しい、法律にのっとつても断らざるを得
ない事情だということになるんです。これは拒否を
できるということになるんです。それとも、政府
の側が、いや、これは正当な理由でない、むしろ
協力を要請せよという権限を持つてんしょうか。
そこはどうですか。

○国務大臣(野田毅君) 正当な理由があるか否か
というのは、個別具体の事例に即して考えなけれ
ばならぬと思ひますが、この法案第九条第一項に
基づく協力の求めを受けたということと前提とし
つつ、その権限について定められた根拠となる個
別法令に照らし判断がなされることになると思
えております。

では、その正当な理由があるか否かの判断をだ
れがするか、こういうことであります。その法
令に基つき、地方公共団体の長がまず第一義的
に判断をすることになると考えられます。その判
断が正当であるか否かといふことにつきまして
は、その法令に基づいて客観的に判断がなされる
べきものであるというふうに考えます。

○千葉景子君 最終的にはだれが決着をつけるの
か、ちよつとはつきりしないんですが、二項で、
「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、
国以外の者に、これは民間などもかわるわけ

ですけれども、「協力を依頼することができ。」
ここで法令に従いというのは、どういうことになるわけですか。
例えば民間に物資の移送などを依頼する、協力を求めるということになるんですけれども、法令に従い、基本計画に従うことは当然だと思いますが、法令に従いというのはどういう法令を考えているのでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 九条二項につきまして、今、先生御指摘のとおりで、国以外の者というところで広く民間の方、もちろん地方公共団体も入るわけですが、そういう方々に協力を依頼するということがございます。

この場合の法令と申しますのは、その内容によつていろいろあると思いますが、それぞれ、例えば安全関係の法令ですか、あるいは給水などでは水道法とかそういうものがあるわけですが、いまして、そういう法令の規定を遵守しながらお願いする、こういうことではないですか。

○千葉景子君 そうすると、この法令というのは、協力義務と申しますか、それを根拠づける法令ではなくて、その行為を行うときに遵守すべき法令という意味ですか。

○政府委員(伊藤康成君) 九条二項は、これまでたびたび御説明申し上げておりますが、基本的に義務とかそういうものではないと思いますが、あくまで依頼ということではないですか。

したがって、正当な理由とかそういうことではないと思いますが、受けるか受けないかはいろいろ相手方の自由と、こういうことになるわけですが、したがって、その法令も当然のことながら義務規定その他のことを念頭に置いてあるわけではないですか。

○千葉景子君 協力をするために行為が法令に従って行われるというのは当たり前のことだというふうに思ふんですね。わざわざ法令に従って協力を依頼することができるといふ文言になつてはいるわけですから、どうもこの辺もわかりにくい。

この自治体の問題というのは、先ほど言ったように、それだけの責任を負担する、あるいは民間もそれに協力して安全保障という問題に一翼を担っていくというふうな問題ですから、やっぱりここを明確にすることが、それから、十分にどういふことに對して責任を負い、どこまで義務があるんだというふうなことをもつと明確にする必要がある、説明をする必要がある。それがいいことには、どうもそこには不信感としましてまたそればかりと納得し得ないという声が出てくるのも当たり前だというふうに思います。

時間が残されてはいるんですが、本会議の時間ということでございますので、残った問題、また機会がございましたらお尋ねをさせていただくことにして、私の質問はこれで終わらせていただきます。(拍手)

○委員(井上吉夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(井上吉夫君) 速記を起こして。
午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時から委員会を再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後一時七分開会
○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協力のための指針に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(一)案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○松村龍二君 自由民主党の松村龍二でございます。本日、非常に歴史的な法案とも言えます日米防

衛協力のための指針に関する特別委員会におきまして周辺事態法等三法の審議が行われているわけですが、これに関して質問をさせていただきます。
まず、私も第二次世界大戦が終わりましたのは小学校二年生でございます。小淵総理も同じお年である。政治家としては何か月とスッポンという感じでございまして、スッポンがかみつかせていただきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私は、昭和十二、三年の世代というのは大変このような問題を扱うのに適している世代だといふふうに考えております。といひますのは、終戦前のこともおぼろげながら知っております。戦後の大変な食糧難の混乱期も覚えておる。また戦後いちず日本が復興していったあの時代も知っております。そしてバブルに浮かれた時代あるいはその後のバブルがはじけた時代といひます。総理は諸外国を旅行された方ですけれども、身をもつてアジアの諸問題について理解をすることができるといふ世帯ではないかというふうに思ひます。

この防衛の問題については、戦後五十数年たちまして、昨日防衛庁から昭和三十年からの日本の防衛予算の総額が幾らになるのかということを中心として調べてもらいましたところ、九十三兆円、約百兆円の手算を投じてきているわけですが、しかし、今もって有事の法制も整備できない、戦前の亡霊を背負つておるわけですね。

同僚議員の沖繩の問題について大変な訴えもございました。また、憲法について化石的な態度をとる学者その他の方のお話も聞くわけでございます。しかし、やはり戦後五十数年たちまして、戦前の亡霊を断ち切つて、我が国の防衛についてなにはないかというふうに思ひます。

考えてみますと、戦後の我々のそのような日本人の態度というのは、あの世界大戦に負けた、国民を地獄のふちまで連れていった、あるいは沖繩

においては地獄まで連れていかれた、日本の軍隊あるいは日本の為政者、戦前の天皇制を中心としますいろいろな体制についての不信感、これが尾を引いていることかと思ひます。しかし、戦後、民主主義の政府が樹立いたしました。これだけ習熟してきたわけですから、やはり自分の国を自分で守る姿勢、方針をつくるということについても、十分日本人が日本人を信頼して体制をもち取っていくということが必要ではないかというふうに思ひます。

そのような意味におきまして、この三法あるいは有事法制、この三法によつてまだ手つかずの部分があるのではないかとこのように思ひます。総理大臣の御見解をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 今般の周辺事態安全確保法案は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である周辺事態に對するために必要な措置を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものであることは申すまでもありません。

しかし、日米安保条約を効果的に運用するためには必要な法的措置は、現在御審議をいただいております指針関連法案等に尽きるわけではございません。例えば我が国有事に際しての米軍の行動にかかわる法制について、安全保障上の課題であると認識しており、その取り扱いについて真剣に検討してまいらなければならぬと考えております。

そういう意味で、いわゆる有事立法についても御指摘がございましたが、有事立法と一般的に言われておりますのは、この委員会でも御説明申し上げましたが、また松村委員も十分御承知のことだと思ひますけれども、まず自衛隊の行動にかかわる法制という形で、昭和五十二年に福田内閣総理大臣の了承のもとで三原防衛庁長官の指示によつて検討開始をされております。ただ、このときには、いわゆる法制化を目的とするものでないといふことで、純粹に研究をいふことで始められまして、その結果、いわゆる第一分類、第二分

類、第三分類という形で検討が始められておるわけでございます。

一方、有事立法の中には、自衛隊の行動にかかわる法制のみならず、米軍の行動にかかわる法制、あるいは自衛隊及び米軍の行動に直接かかわらないが国民の生命、財産の保護等のための法制、こういうふうな仕分けの仕方もございまして、特に米軍の行動にかかわる法制となりまして、日米安保条約第五条によりまして共同対処というふうなことが行われるということになりまして、米軍の行動にかかわるべき対応についての国内的な法制の整備ということもこれは念頭にございまして、松村委員御指摘のように段々の経緯がございまして、同世代でございますので、ある意味では、安保条約につきましてもこれが制定をされた戦後の時期、その後、六〇年安保のとき、私自身も大学生の生活を送っておりましたが、その後、七〇年の自動延長を含めまして、いろいろの経過がありました。国会における議論におきましても、種々これが残念ながら与野党対決の大きなテーマになってきたというふうな考えております。

しかし、今日、時代の変化の中で、法制的な整備について、世論もこの問題についてかなりこれを指摘されている面もございまして、また国会におきましても、しばしばお尋ねもいただいておりますが、結論的に言いますと、これは国民世論あるいはまた国会での御議論等を通じて最終的に結論を出すべきことではあるかと思っておりますけれども、この有事立法ということにつきましては、これは真摯に勉強し、かつ検討していかねばならない問題だというふうに認識はいたしております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。
一九九七年、ニューヨークにおきまして日米安全保障協議委員会におきまして締結された新ガイドライン、すなわち日米防衛協力のための指針は、旧指針と違ひまして、IVという項目で「日本

に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、その2で「日本に対する武力攻撃がなされた場合」、その「作戦構想」として、分類としては「その他の脅威への対応」ということですが、(i)といたしまして、「自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。」と書いてあります。

さらに、(ii)では、先般いみじくもテポドンが飛んできたわけですが、「自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供する」とともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」ということを決めておるわけですが、

そこでお伺いしたいんですが、「自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を」ということが書いてありますが、これは具体的に何を想定してこのような協定になったのか、防衛庁からお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野田芳成君) 新しいガイドラインで示されておりますゲリラコマンド攻撃とは、我が国に対する武力攻撃であつて、我が国領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃のうち、不正規軍の要員等による破壊や襲撃等の活動を行うものや、あるいは特殊部隊により破壊工作、要人暗殺等の活動を行うものを念頭に置いているわけでありまして。

通常、これらの攻撃は大規模ではなくて、自衛隊が実施する作戦により対処可能であると考えられますが、不正規型であるという攻撃の特性上、日米が共同して対処した方が効果的な結果が得られる場合もあり得ることから、一般的な意味での米軍の支援について記述したものであります。

また、弾道ミサイル攻撃につきましても、大量破壊兵器を運搬し得る弾道ミサイルの世界的な拡

散といった状況を念頭に置きながら、日米が発射された弾道ミサイルに対して効果的に対処するシステムを有していないことや、あるいは現在の自衛隊は敵基地攻撃を目的とした整備体系になっておらず、これらに適した装備品を有していないことを踏まえまして、自衛隊と米軍が共同して対処する必要性を一般的の意味で述べたものであります。

○松村龍二君 アメリカと日本がこのような協定を結ぶ場合、当然に具体的にどこが襲われるというふうなことが念頭にあるからこういう協定になるんだらうと思いますが、ただいまのお答えでは協定をそのまま言われた、御説明いただいたというふうに思います。

そこで、私は地元が日本海の福井県というところでございます。この福井県は、原子力発電所が敦賀という市から京都寄り、若狭領南という地域なんです。そこに十三基の商用原子炉がありまして、さらに科学技術庁が所管いたします、昔の動燃がやつております「もんじゅ」と「ふげん」という二基、合計十五基の原子力発電所がございまして、そして、その原子力発電所では年間八百億キロワット、京都、大阪府の全電力消費量をこの十三基が発電しておるわけでありまして。

そこで、小説とかまたいろいろな評論の中で、日本海沿岸の原子力発電所がゲリラコマンドの攻撃対象になるのではないかとといったような評論が目につくわけでありまして。昨日の参考人の陳述の中でも、そのような発言もあつたように記憶するわけでございます。そのような実態があり、またこの海岸には、昨年からことしにかけまして北朝鮮の兵士の死体が二回にわたりまして四体流れ着いた。それからまた、密入国者が原子力発電所のすぐ近くにことしの三月に六十五人、これは中国人を乗せて韓国の船が運んできたわけですが、例の不審船は、すぐ隣の富山県、新潟県、能登半島の東側で起きたわけですが、かつてこの若狭地方では拉致事件も発生いたしておりますので、不審船も何回も来ているのではないかと

いうふうに思われます。そのようなことからいいますと、ゲリラコマンドの攻撃対象になるという仮想も成り立つかなというふうに思います。

そこで、国防という観点からこの件について検証をさせていただきたいというふうに思います。まず、通産大臣にお伺いいたしますが、日本海沿岸にはほかにも原子力発電所がたくさんあるのかと思ひますが、どのように発電所が所在するのをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野田芳成君) 日本海沿岸に立地しております現在稼働中の商業用原子力発電所は、北海道で二基、新潟県で七基、石川県で一基、福井県で十三基、島根県で二基及び佐賀県四基の六都道府県二十九基でございます。

朝鮮半島のピョンヤンから原子力発電所各所在地域までの距離は、北海道については約千三百キロ、新潟県については約一千キロ、石川県及び福井県については約七百公里、島根県及び佐賀県については約七百公里でございます。

○松村龍二君 ピョンヤンからということでございますが、御承知のように日本列島は大陸と平行して所在いたしますので、北朝鮮の一番端つから泊原発というふうな、距離にしますとそれぞれ大体同じような距離になろうかなというふうに思うわけですが、

そこで、私も地元が福井でございますので、いたずらに原子力発電所が危険であるかのような印象を振りまくような質問にはしたくないわけでございますが、原子力発電所というのはそもそも危険なものなのかどうか。これは商業用原子力発電所、そもそも危険なものなのか危険でないのか、日本におきまします事故の例をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(有馬朗人君) お答え申し上げます。原子力発電所は危険なものかという御質問がまずございましたが、日本の原子炉は出力が上昇いたしますと、燃料や冷却材の温度が上昇すると反

応度が自動的に減少いたします。そして、出力の増加が抑制されるという固有の安全性を有しております。基本的には極めて安全性の高いものであると言っております。

加えて、事故に対する安全対策でございますが、異常の発生防止、事故への発展防止、周辺環境への放射性物質の放出防止を講じるとともに、さらに万が一の事態に備え、十分な離隔距離をとるによりまして万全の安全確保がされているところでございます。

二番目に、今までの日本の事故例はどうかという御質問でございますが、これまでに国内で発生いたしました原子力発電所の主な事故といたしましては、平成元年一月の東京電力福島第二原子力発電所三号炉における再循環ポンプの水中軸受けの破損事故、次に平成三年二月の関西電力美浜発電所二号炉における蒸気発生器伝熱管の破損事故、第三に平成七年十二月の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故などがございましたが、これらを含めまして、これまでの原子力発電の三十年余りの歴史において環境に有意な影響を及ぼすような事故は皆無でございました。

○松村龍二君 有馬大臣は、理論物理ですか応用物理ですか、大変な専門家であるというふうにお伺いいたしますので、この原子力の問題は臓器移植と並んで政治家が討議するに最もふさわしくないテーマであるということをご承知願っています。聞いたことがありますが、本場に権威のある方から安全であるということをお聞かせいただけますと安心するわけでございます。

私どもの福井県におきましても過去に事故例はございますけれども、第一次冷却水の細管にちよつと破損があったとか、外部に対しては何も影響がない。「もんじゅ」では温度計からナトリウムが漏れたというおどろしい事故がありましたけれども、これも外に対しては何ら影響がないというようなことで推移しているわけです。そこで、私も今自民党の中で原子力防災についていろいろ研究会を開いているわけですが、

米国のスリーマイルあるいはロシアのチェルノブイリ型事故というのが原子力発電所の事故として念頭に浮かぶわけですが、日本ではこのような事故は絶対に起きないのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(有馬朗人君) お答え申し上げます。過去において外国の大きな事故として言われておりますことは、米国のスリーマイルアイランド、それからロシアのチェルノブイリのような事故でございますが、まず、昭和五十四年三月に米国のスリーマイルアイランド原子力発電所において炉心燃料が損傷した事故が発生しております。これにつきましては、原子力安全委員会において広い範囲にわたり検討すべき項目が抽出されまして、それを踏まえ安全確保対策が実施されてまいりました。また、昭和六十一年四月の旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故につきましては、安全設計において固有の安全性に欠陥を有していたこと、運転員が多数の規則違反を行った等が原因であったということがわかっております。

我が国の原子力発電所はこれとは全く異なる炉型であり、先ほど申しましたように非常に安全なものであるということをお断言申し上げます。また、管理運営体制も適切なものであることから同様な事故が起ることは考えられませんが、国際機関や原子力安全委員会の調査報告書で示されております教訓を踏まえまして、適切な対応を進めていくところでございます。

今後とも、原子力の安全確保には最大限の努力を払ってまいりたいと思っております。

○松村龍二君 それでは、原子力発電所の防災はどのような事故を想定し、どの程度まで今行われているのか、最新の情報をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(有馬朗人君) お答え申し上げます。原子力防災対策につきましては、災害対策基本法の枠組みのもとで必要な体制を整備しておりますが、平成九年六月には防災基本計画に原子力災害対策を追加いたしました。そして、事業者による通報・連絡体制の確実な実施、国による事故対策本部の設置や放射能影響の予測、地方自治体による住民の避難誘導等の実施など、関係機関の役割分担等を明確化し、その体制の一層の強化を図ったところでございます。

さらに、原子力安全委員会の防災専門部会におきましては、去る四月二十八日に報告書を取りまとめ、原子力防災対策の実効性向上について基本的考え方と具体的方策を提示したところでございます。この報告書におきましては、国のより積極的な関与のもとで、事故発生から緊急時までの初期対応の強化や現場での防災実施機能の強化に加え、原子力防災の指示・調整機能の強化を図るため、国、地方自治体、事業者が一堂に会する対策本部の設置等を提言しております。

国といたしましては、これを踏まえまして、今後さらに原子力防災対策の一層の充実強化に取り組んでまいりたいと思っております。

○松村龍二君 ただ、私も検討会を持っておりますときに、電気事業者あるいは科学技術庁、通産省その他からいろいろお話を聞き、このような原子力発電所が、内部の事故、いわば機械が持つている内在する事故に対する対応ではなくて、外からの攻撃に対しては考えたことがあるかという点、それは私どもの範疇ではございません、そんなことまで考えていません、こういうような反応に私は思ったわけでございます。

しかし、警察庁は、S.A.T部隊ですか、予算もつきまして一生懸命ゲリラに対して腕を磨いているように聞かれています。警察は、原子力発電所に対してゲリラ攻撃があった場合、これに対応する準備が行われているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) その前に、まず原子力発電所をめぐって警備状況について若干申し上げます。と、警察といたしましては、原子力発電所や通産省あるいは科学技術庁などの関係機関と平素から情報交換をしっかりと緊密に行っておりまして、警備上必要な事項について所要の要請を行うなどの

の緊密な連携関係を図っておりますということが第一でございます。

それから、警察自体といたしましては、施設周辺のパトロールなどの所要の警戒を日常的に実施いたしております。情勢に応じて警戒の強化を講ずるなどの柔軟な対応もいたしております。また、あらゆる事態に対処するため、必要な人員や装備の整備を図りますとともに、実践的な訓練に努めるなどの体制の充実強化に努めておるところでございます。

そこで、御指摘のような事態が発生しました際には、警察におきましては、テロ行為に関する各種情報を収集し、機動隊等の部隊を投入して、まず初動措置を講ずるということにいたしております。また、必要に応じて今御指摘がございました特殊部隊、いわゆるS.A.Tの投入を図るということも考えております。

○松村龍二君 警察はいろいろ輝かしいゲリラ対策をやつてきたと思っておりますので、それぞれいろいろなことを想定して取り組んでおられると思っております。

しかし、先般米大乗バスターセラーになりました小説によりますと、警察がまず不審者が上陸したというところで対応したけれども、警察の火力といましようか武器ではとても対応できないということで被害者が出て防衛庁に話を渡す、こういう話であるように承知するわけであります。

国内のいわゆる赤軍等の極左であれば、ライフル程度の銃であれば対応できるかと思いますが、ゲリラということになりますと、普通、自動小銃とか、それからバズーカ砲とか、いろんな火薬を持つていてはならないか。それに対してライフルではとても対応できないのではないかというふうには思いますが、これらの国外からのゲリラコマンド等に対しては、再度どのような御準備をされておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のように、警察は我が国における第一義的な治安維持の責務を担つ

ておるわけでございまして、御指摘のような事態に際しましては、まず全力を尽くして対処する所存でございます。このため、警察といたしましては、各種の重要施設に係るあらゆる事態を想定した各種警備計画を策定いたしておるところでございます。

なお、一般論として申し上げるならば、警察におきましてはテロ行為に関する各種情報を収集し、機動隊や特殊部隊SAT等の部隊を投入するなどの必要な措置を講ずるところでございますが、なお警察力による対処が困難な場合にありましては、内閣官房、防衛庁等の関係機関と連携を密にして対処してまいる所存であります。

○松村龍二君 それでは、ちよつと自治大臣、国家公安委員長と違ふ分野で、このゲリラコマンドの攻撃に對しまして、そもそも原子力発電所というのは耐え得るのかということを通産大臣及び科学技術庁長官にお伺いしたいわけですが。

考えられますことは、某国のテロ、ゲリラコマンドが技術を身につけてまして機器を操作できる、機器を操作することによって原子力発電所というのは暴走し、いわゆる放射能をまき散らすような破壊された状態に陥るのかどうか。それからもう一つは、今度はいわゆる爆発物を使用しての発電所内におきます破壊活動に對して、今申しましたような近隣が放射能で非常に汚染されるといったようなことが起きるのか起きないのか、教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 私も、大学を出ましてからすぐ福井県の原子力発電所の一号炉をつくることに従事していた人間でございます。

原子力発電所の破壊防止対策については、原子炉等規制法に基づきまして核物質防護規定を定め、各種の対策を実施しております。

具体的に、第一に、原子力発電所の中核部への接近を防止する対策というのがございます。これはセンサーあるいは監視カメラ等を備えた防備フェンスで発電所建屋を多重に取り囲んでございまして、発電所の建屋についても強固な扉を設置

し、開閉検知装置を備える等、不審者の侵入が一応困難な構造になつてゐるわけでございまして。また、出入りを管理することにつきまして、身分証明書、厳密なチェックや金属探知器等による持ち込み物品検査等を行つております。さらに、昼夜を通じて巡回パトロールの実施によりまして、設備の状況の確認、不審者の侵入に迅速に對応しております。

第二に、万が一不審者が原子力発電所の建屋内に侵入し、恣意的な運転操作、配管等の設備の破壊が行われた場合も、基本的には原子炉を安全に停止する機能が働く設計となつております。特に、恣意的な運転操作を試みた場合には、中央操作室以外の場所から遠隔操作により原子炉の安全を確保することが可能となつております。

なお、鉄砲等の武器の所持制限がある等の我が国の事情にかんがみ、実際に発電所が襲撃された場合は、防護設備等の物的な手段をもって攻撃を阻止し、遅延させるとともに、治安当局に迅速に通報して対処しなければならぬことは言うまでもないことでございます。

ゲリラコマンドによる襲撃については、装備及び爆発物の具体的影響等について特定することが困難ですが、最近の情勢に對し、警備、警戒体制を強化するとともに、治安当局との連携体制の強化を図つてゐるところでございます。

○国務大臣(有馬朗人君) ただいま通産大臣が答え申し上げたとおりでございますので繰り返して述べたいと思ひますが、核物質防護の観点から、敷地境界内への防備フェンス、防止カメラ等の設置、金属探知器等による厳格な出入り管理が行われております。そもそも不法な侵入が困難となつております。

また、不法な侵入が発生した場合に、これに速やかに対応するため、警備員による二十四時間体制での警備、防犯区域の監視等が行われてゐるとともに、一般電話または警察直通の非常通報装置等により警察等に通報できるようになつております。通報を受けた治安当局の迅速な出動がなされ

ることとなつております。

このように、安全対策に加えまして危機管理体制を構築することによって原子力施設の安全性の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○松村龍二君 大変安心させていたいただけですが、しかし、そのように安心なものであれば、私も福井県の住民からすれば、東京や大阪の埋立地にせびつくていただいて、原子力発電所がいかにか安全なものであるかということをお聞きしたいでございます。

私どもの地域の方もそれほど振興の政策を高く言ふ必要もないということでございます。しかし、そもそも原子力発電所というのは潜在的な危険をはらむものであるということとは間違ひないわけでありまして。

そこで、私も時間があつたらぬ限りでありますので、そろそろ締めの方へからぬといかぬわけですが、福井県に、ある町の評論家が書いて、原子力発電所というのは屋根、天井の警備が手薄で、原子力発電所というのには、原子力発電所と落ちて、日本海は大変に広域な地域が放射能で汚染されるというような評論をする人がいます。

で、地元の新報がまたそれを使う。片や安全だといふ人はいないのですからそういう話だけが動くわけですね。しかし、天井が危ないのなから天井に金網を張つて防いでいただく、鉄かぶとあるいは防空すきん型の対応を通産省もやつていただく必要があるんじゃないか。

それから、私もこの連休中、中国へ行つてきましたけれども、万里の長城やら明時代の南京の城壁を見るにつけ、二十メートル近い城壁をつくれればこれは敵もゲリラコマンドも近づけないわけでありまして、そのような観点。あるいは、警備員は日本では銃を所持することはできないわけですが、将来においてはやはりガードマンに銃を持たせるといった問題もあるんじゃないかと思ひますが、通産大臣、今後電気事業者に對しまして外からの攻撃に對する防衛といったことを指導していただきたいと思います。

いかがでしようか。

○国務大臣(与謝野馨君) その福井県の評論家の方は、どういふことを言つておられるのかよく存じ上げませんが、多分お気づきにならないのは、それは戦争の話を実はしているのであつて、他国がミサイルを撃つて原子力発電所をねらうというのは戦争が始まるということでございます。それはもう原子力発電所の安全性という枠を超えた議論を実はその方がされてゐるわけでございます。

私どもとしては、原子力発電所がなるべく安全というよりも、人間の考え得る最大の安全ということ、それから原子炉側から考えてみた場合には、いわゆるマキシマム・クレディブル・アクシデントという想定し得る最大の事故というものを考えて設計をしております。そういう意味では、原子炉自体は大変安全なものだと現場で思つておりましたが、そういう戦争が始まつたときに一体どうなるのかということとはまた全く別の議論に多分なるんだらうと思つております。

○松村龍二君 せつかく運輸大臣お見えでございます。この原子力発電所は、陸の方からは大変ガードがかたいたけれども海の方は割と警戒が薄い、冷却水をとらぬといかぬものですから海の方は警戒が弱いという話を聞かれました。海の方を守つておられるのは海上保安庁でございますので、運輸大臣のひとつ御所見をお伺いします。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほど一番最初に御指摘いただきましたけれども、不法行為、不審行動を行う外国船舶が非常にふえてきております。平成六年が二百五十八件、平成八年で三百八十五件、平成十年で千九百九十二件と大変増大を見ているところなんです。

その中で、密航者とか密輸、こういう問題にきちつと対応していかなきゃならない。加えて、先日ありました不審船のような事件、これにどう対応するかということにならうと思ひます。実は、それから三度ほど不審船情報というのがもたらされた。結局は間違つた情報であつたわけでありまして、私どもその反省の中から、情報が

入った時点で自衛隊に連絡をしてお互いに連携をとりながらやらせていただいているところでございます。

先ほど国家公安委員会委員長からもお話がございましたが、まず情報というものをしっかりとつて、そして省庁間が協力していく、ここが一番大事だろーと思っておりますので、しっかりと頑張りたい、このように思っております。

○松村龍二君 先般、五月三日に読売新聞が領域警備という概念をお薦めしたようですが、この話の中で武器の使用について提言があるんですが、治安出動じゃなくてゲリラコマンドは外からの攻撃ですから、その辺をよく御認識いただいて、また領域警備等について防衛庁におきまして御研究をいただきますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

古代から防人というのがありまして、辺地の警備に兵隊がついておったわけですから、経済性をもって自衛官が警備すると一番安くつくということでもあろうかと思っておりますので、今後の検討課題として御研究を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○長谷川道郎君 このガイドラインの議論について、よくわかりにくいという御批判があるわけでありまして、そもそもは極めて歴史的に必然性のあることであると思うのでありますが、一点は、冷戦後各国の軍事思想というのがほとんど転換している中で、我が国の日米安保並びに自衛隊の思想の転換がおくれているのは確かでございます。例えば、アメリカはもう完全に軍事思想を転換いたしておりますし、NATOはNATOで御承知のような東方展開というふうなことで、世界的なレベルでの軍事思想というのは大きく変わっているわけでありまして、それがなかなか日本で浸透しなかったのがわかりにくい点の第一点。もう一点は、失礼ながらややもすれば常識に反する議論が見受けられたわけでありまして、例えば、よくあった議論の中で、航空機の発進準備中

の航空母艦に給油することが是非かというふうな議論がありました。しかし、現実には航空機の発進を準備している航空母艦というのは戦闘フォーメーションをとっておるわけでありまして、その戦闘フォーメーションというのは、航空母艦がここにいて、護衛の潜水艦、駆逐艦、巡洋艦、ヘリコプターというフォーメーションがちゃんあるわけでありまして、その中に給油艦なんか入るわけがないんです。ましてや、航空機発進準備中の航空母艦は戦闘戦速でありますので給油艦がついていけない。

また、今回の法案には落とされましたが、臨検の問題で、過去十萬回の船舶検査があったが実際の警告射撃をしたのはわずか十数回である。それは当たり前前の話でありまして、停船命令が出て船舶が停船するのは、撃たれると困るから停船をするので、例えば警察官が凶悪な強盗犯人に向かってけん銃を向けて、とまれ、とまらないと撃つぞと、しかしこの鉄砲の中には弾が入っていない、あなたが逃げていって追いかけることはいたしませんと言え、そんなことは職務にならない。そういうわかりにくさがあります。

最大のわかりにくさは、この委員会の中でも再三指摘がありましたように、憲法問題できつちりとした結論が出ていない。そしてもう一点は、自衛隊をめぐる関係国内法が整備をされていらない。ガイドラインに入ったというところに若干無理があるのではないかと思われるわけでありまして、ガイドライン関連法案は極めて私は必然的な問題であると思っておりますので、その必然性を明らかにするということの意味で、いささか原理的な問題であります。原則の問題で伺いたいというふうな考えです。

まず第一点、防衛庁にお伺いいたしますが、防衛力の目的というのは何でしょうか。各国の軍事力にはそれぞれ目的があるわけでありまして、例えば海外に遠征するための遠征軍である国もあるでしょうし、隣国を攻略するためもしくは隣国からの侵略を防止するための軍隊、また国内の治

安を維持するための武力装置であるというふうな、軍事力というのはいろんな性格を持つておるわけでありまして、我が国の防衛力、その目的は何でありますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 防衛の目的は、昭和三十三年五月二十日の閣議決定でも明らかにありますけれども、我が国が保有する防衛力は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ること」が目的であります。

○長谷川道郎君 今の長官の御答弁は、三十二年五月二十日、国防会議並びに閣議決定されました国防の基本方針であるわけですから、まさにおっしゃるとおりであります。もつと砕いて申し上げれば、日本の国防力というのは正当な権利が侵害されないための抑止力であるということでは私はいかえがでると思っております。

しかし、この抑止力が、例えば日本が有事になっても自衛隊が出動できない、周辺事態になっても米軍と十分に協力ができないということであれば、この抑止力の実効性が確保できない。安保条約の不備であったこのガイドラインを今回整備し、いずれ極めて近いうちに国内法を整えることによつてこの抑止力の実効性を確保しなければ、私は納税者に対する責任が果たせないと思う。

もう一つの抑止力に、平和努力、外交努力というところもあると思う。紛争が起こらないように事前に平和努力すること、これは大変重要なことであり、当然のことながら必要なことであります。が、しかし多くの歴史が、これが全く踏みにじられていくことを我々に教えてくれています。

ちよつと問題は違いますが、先年のペルーの日本大使館占拠事件、日本政府は終始一貫平和的な解決を主張しておったわけでありまして、もちろんそれも大切なことであります。平和的な解決というのはトウバク・アマールに対して全く通用しなかった。かえって日本の平和的な解決という主張がペルー政府に恐らく大変な迷惑をかけたのでは

ないかなというふうな気がいたすわけです。申し上げましたように、防衛力は抑止力であるということをもつて第一点確認をしておきたいと思っております。

続きまして、外務省にお伺いいたしますが、日米安保、また駐留米軍が極東アジアの中でどういう役割を果たすのかという点でまずお伺いいたします。

○国務大臣(高村正彦君) 日米安保条約第六条は、米軍が我が国及び極東の平和と安全のために我が国の施設・区域を使用することを認めております。すなわち、我が国に駐留する米軍が我が国の施設・区域を使用し、その抑止力を確保することにより、我が国の安全のみならず、日米両国が共通の関心を有する極東の平和と安全を維持するという役割を果たすことが想定されているわけでありまして、一言よろしいでしょうか。

○長谷川道郎君 はい。

○国務大臣(高村正彦君) ペルー事件のときに、日本政府が平和解決を主張したことがペルー政府に迷惑をかけたとは思っておりません。

○長谷川道郎君 今の日本の日米安保条約並びに駐留米軍の役割というものは、今、外相から御説明があつたとおり、日米安保条約の第六条に掲げてあるとおりでありまして、冷戦後、日本に直接の脅威がなくなつたから自衛隊は不要だとか駐留米軍が不要であるというふうな議論がないわけではあります。しかし、これは極東の近隣アジア諸国に極めて大きな迷惑を及ぼすことになるのではないかとこのように思います。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕
極東の各国が日本の経済と極めて密接にリンクをいたしておりますので、日本経済の安定を保障する日米安保が近隣の極東アジア諸国にとつて大変重要な意味のあることであるというふうな考えのわけでありまして、三番目でございますが、米国の世界戦略、軍事戦略が恐らく冷戦後極めてドラスチックに変化を

いたしたと思うのですが、冷戦後、米軍の軍事政策というのはどういふふうに変換をしたのか、この点をまず防衛庁にお伺いいたします。

○政府委員(佐藤謙君) 冷戦中は、先生御高承のように、西側それから東側ということで、その対峙の態勢が基本的な軍事の情勢でございました。冷戦後、こういった対峙の態勢が崩壊いたしました。それに応じて米国の軍事政策を大きく検討し直したわけでございまして、その中でボトムアップ・レビュー等が行われ、そういう中で冷戦後の状況変化に応じた包括的な米軍戦力の見直し、こういったものが行われてきていると私は承知しております。

○長谷川道郎君 今お話があったとおりであります。米国の軍事思想というのは、かつてソ連と対決をしておいた時代から、今や大規模地域紛争、国境紛争、そして民族紛争、そういうものに對する対応ということで、今お話がありましたボトムアップ・レビュー、BUIR、世界で大体二カ所ぐらいの大規模地域紛争に対応するために、陸軍十個師団、空母十二隻、空軍二十機動航空団を備えるというふうに変換してきたわけであります。

その派生として、やはり米国だけで世界の平和を維持できないというか、米国だけではなくイギリスもフランスも日本も、特に極東にあつては日本に大きなそれ相応の協力を要求した。それが今回のガイドラインであると思っております。

先ほど申し上げましたように、防衛力の目的は抑止力であります。日米安保の意味はアジアの安定要素であり、かつ冷戦後の軍事思想の転換は多国間の協力というふうに変わってきたのではないかとこのように思うわけであります。

そこで、これは仮定、想定の問題でありますので難しいと思うのですが、日本にとって脅威とは何であるか。脅威というのは、一つには直接的な侵略、もう一つは間接侵略、そして今回例示で挙げられているような近傍諸国の内戦、または近傍諸国の二国間紛争、それが日本に大きな影響を及ぼすというふうな場合が考えられるわけでありまして、日本にとって当面考えられる脅威というのはどういふものでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) そもそも、脅威は侵略し得る能力と侵略しようとする意図が結びついて顕在化するものであると思ひますが、意図というものは変化するものでありまして、我が国の防衛を考える場合には、我が国周辺における軍事能力について配慮する必要があると考えているところであります。

現在の国際情勢下においては、我が国に対して差し迫った脅威があるとは思っておりません。○長谷川道郎君 日本にとつて具体的に差し迫った脅威があるとは思われない、今の状況は多分そういう状況だと思ふんです。

しかし、私は、もしも日本にとつて具体的な脅威があるとしたら、その大きな脅威の一つはシーレーンが阻害、妨害をされるということだと思ふんです。

きょうは堺屋長官がいらしていませんのでお伺いするわけにはいきませんが、堺屋長官は「油断」という本をお書きになった。あの本は、わずか七カ月間ホルムズ海峡が封鎖をされた際に、日本では死者が四十万人、鉱工業生産がマイナス五五%、GDPがマイナス六〇%という、日本が壊滅的な経済的打撃を受ける、そういう想定の小説であつたわけであります。

きのう、志方さんのお話にもございましたが、自由交通の最大の恩恵を受けるのは日本でありまして、今、日本は原油を二億トン、この二億トンの原油というのは、例えば二十万トンタンカーですと、毎日、日本のどこかの港に二隻ずつ二十万トンタンカーが入る。これを一万二、三千キロの中間と日本の間を往復させると八百隻のタンカーが必要になる。ですから、きょう現在で、日本と中東の間には八百隻のタンカーがピストン輸送している。そのほかには、当然のことながら、ほかの資材、物資の輸入が約七億トン、輸出がその十分の一で七千万トンくらいあるわけです。

したがって、先ほど申し上げましたように、自由交通、自由通商の最大の恩恵を受ける日本にとつて最大の脅威が私はシーレーンの確保であると思ふ。

これは仮定といひますが、申し上げるのはいささか不穏当かも知れませんが、一九九二年、中国は領海法で南沙、西沙諸島の領有を宣言しております。西沙はともかく南沙諸島も中国の領土であるということになりますと、南沙の八〇%は中国の内海になるわけです。尖閣列島につきましても、中国政府は一点の疑いもなく中国固有の領土であるというふうな主張をしております。

沖繩も、沖繩は今ももちろん日本の領土であります。沖繩も、沖繩は日本に施政権が返還をされたとき、中国政府並びに台湾政府は、沖繩は中国固有の領土であるというふうな主張をしたことがあつた。そういう意味で、日本のシーレーンをめぐむ状況というのは、今直ちに極めて不安な状態にはないかも知れませんが、多くの不安材料を抱えているわけでありまして。

シーレーンのことについてお話ししたついででありますので、ちょっとお伺いしたいと思ふんですが、湾岸戦争で日本のタンカーが被弾をいたしました。韓国では大型タンカーが撃沈をされております。ペルシヤ湾とは言いませんが、ペルシヤ湾から南シナ海、東シナ海、ここで例えば日本のタンカーが継続的に攻撃を受けるというふうな場合、自衛隊が活動できますかどうか。

○政府委員(佐藤謙君) その状況いかんというところにならうかと思ひます。理論的なことを申し上げますと、公海上の我が国船舶に對します攻撃が我が国に對する組織的、計画的な攻撃に当たる、こういうふうな考えられるような状況でございしますれば、それは自衛隊法七十六条で対応する事態になりますし、そういう事態ではなくて、むしろ海上における治安なりのあるいは生命の保護というところで対応する必要があるということもございしますれば、それは海上警備行動でということもございしますし、その状況いかんということだろうと思ひます。

○長谷川道郎君 さつき申し上げた湾岸戦争の際のペルシヤ湾での事件には対応がもろろんでなかったわけでありまして、この点でもやはり大きな不備があるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

続いて領域警備の問題でお伺いいたしますが、自衛隊法八十二条、今回発動されました海上警備行動、これは内閣総理大臣の承認が必要とされております。同じく隊法八十四条、領空侵犯に對する措置、これは防衛庁長官によつて措置が発動されるということでありまして、片や総理大臣の承認が必要、片や総理大臣の承認が必要でないというところであるわけでありまして、この違いはどういうことであるか、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 海上におきます人命、財産の保護または治安の維持につきましては、御承知のとおり第一義的に海上保安庁の任務になつていくわけでありまして。海上警備行動が発令される事態においても、当然海上保安庁が引き続き活動をしていることから、内閣として統一された方針に基づいた対応を確保する必要があること、またシビリアンコントロールの観点からも、自衛隊の海上警備行動に際しては、自衛隊に對する最高の指揮監督権を有する内閣総理大臣による承認を要することとされているものと考えております。

他方、自衛隊法八十四条の領空侵犯に對する措置につきましては、一般の警察機関では領空を侵犯した航空機を取り締まり、適当な措置をとることができないので特に自衛隊の部隊がこれに当たることとしたものであり、防衛庁長官に所要の権限が付与されているわけであります。

いずれにしても、自衛隊が事態に応じて適切かつ迅速に行動ができるような態勢をとることが極めて重要でありまして、日ごろから政府としても真剣に取り組み、適切に對処していくことが必要と考えております。

○長谷川道郎君 今お話しございました適切な

迅速に行動をするということであるとすると、内閣総理大臣の承認を海上警備行動の必要要件とするということはわからないでもありませんが、例えば今回のケースで、海上保安庁が追跡、追尾を断念した時点で海上警備行動が発令されても当然間に合わなかったわけでありまして。これも法律の不備ではないかなという感じがいたします。

実は、この際、海上自衛隊は海上警備行動の発令のかなり以前に準備といいますが、行動を開始しておりました。これも先ほど申し上げましたように、ややもすると法律の不備があるのではないかなと思うんです。

かつて昭和五十一年に函館空港ミグ25事件というのがございました。あの際も、今にして思えばそんなことだったのかなという感じがいたすわけですが、ミグ25が飛来したときに、あの直後、ソ連軍の空挺部隊が函館空港に降下をする、もしくはソ連軍のコマンドが何らかの形でもって奪還をする、ミサイルを撃ち込むというような話があった。その際、近傍の十一師団のある部隊では、当然防衛行動もなければ待機命令もないわけでありまして動けない。どうやったらかという、隊員に武器を配付して数を数えた。戦車は営門から出るわけにいきませんから、営門の前に戦車を並べたというケースがあったそうでありまして。そのとき、防衛庁からの部隊に対する指示は、必要な対処をせよという指令が出ておったそうでありまして。

今回の海上警備行動について、後でまた申し上げますけれども、私は事前の準備を極めてよくおやりになったのではないかなという感じがいたします。

次に、四月二十九日、防衛庁長官は海上自衛隊に対して第一級賞状を授与されたという報道がございます。これも新聞の悪口に言わせますと、停船をさせることもできず検査をさせることもできず、さっと逃がってしまったその海上自衛隊になぜ第一級賞状かなんていう報道もあります。自衛

隊の今の褒賞規定を私は存じませんのでわかりませんが、旧軍で言えば陸軍大臣感状であります。これはもう大変な重みのある賞状だと思っております。長官の談話でも手足を縛られた状態の中でよくやったというお話がございました。私も全くそのとおりだと思っております。今回の第一級賞状はどういう意味であったのか、御説明をお願い申し上げます。

○国務大臣(野呂田芳成君) 第一級賞状につきましては、今までも豪州の観測船が南極の氷海で救出を求めたのに対して砕氷艦の「しらせ」が救出した場合とか、あるいはホンジュラスの国際緊急医療援助隊とか、あるいは長野オリンピック協力団とか、あるいは舞鶴地方隊の災害派遣隊、これはナホトラ号の海難の場合であります。こういういろいろな場合に第一級賞状を出しているわけでございますけれども、私どもが今回、四月二十九日に行つたものは、この自衛隊は自衛隊初の海上警備行動命令を受けまして、暗やみの中を高速で全速力で逃走する不審船に対して、現行法上の中でなし得る限りの方法によってその任務を遂行し、我が国の不審船対処に係る断固たる意図を国内外に示すとともに、海上における治安の維持を図つたところであります。結果は、停船させるに至らなかったわけでありまして、このような死生をかけた自衛隊の行動はこの賞に値するものと考えたところであります。

○長谷川道郎君 よくわかりました。私は、さらに賞に値すると思えば、あらかじめ不審船をかなり早い時期に探知、捕捉をしたということであると思ふんです。

自衛隊のエリートシステム、コミントシステムというのは恐らく世界でも有数の電子技術である。八三年のカムチャツカ沖の大韓航空機撃墜事件で、自衛隊のコミントがほぼ全容を把握したというところがございます。この点で、極めて早い時期に不審船を捕捉できたということが一つの賞に値すること。

そして、次に申し上げますが、今回の自衛隊の

第三護衛隊群の対応が極めて迅速であったことが私は一つの称賛に値することであつたと思うのであります。第三護衛隊群について伺っている前に、当初、実は不審船が三隻であつたという先日の川崎運輸大臣の御答弁がございました。あれっと思つたんですが、結局二隻だったんでしようけれども、三隻だったというその辺の事情についてちょっと御説明いただけますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 五月十一日の防衛指針特別委員会での運輸大臣の答弁のとおり、先般の不審船事案の際には、自衛隊は三隻の不審船らしき船舶を発見し、これを海上保安庁に連絡したものであります。海上保安庁では、連絡を受けた三隻のうち、一隻は船舶電話により現場に所在することが確認できたため、同船は不審船ではないことが判明したものと承知しております。

○長谷川道郎君 わかりました。ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げました第三護衛隊群隷下の「みようこう」、「はるな」、「あぶくま」に対して、三月二十二日十五時ゼロゼロ、これは防衛出動に先立つこと三十三時間五十分前でありまして、ちよつと話がわかりやすいように、防衛出動があつた時間が二十四日午前零時五十分でありますので、この時間をゼロアワーというふうに申し上げますと、ゼロアワーマイナス三十三時間五十分、三十三時間五十分前に速やかに対応したというの、これは大変なことであると思ふのであります。

よもや超法規的なことではないと思ふのですが、この緊急出港命令の法律的な根拠。それから、「みようこう」、「はるな」、「あぶくま」に対しては詳細な報道がありますが、「あぶくま」に対してはどういう命令、指示が下されたのか。かつ、これは全く参考までなんです、十五時ゼロゼロに緊急出港命令が下されて、各艦はそれぞれ何時に出港したのか。ちよつと御説明をお願いいたします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 「あぶくま」を含む

護衛艦三隻は、実は、予定としては射撃訓練等を行うために三月二十三日に舞鶴を出港する予定であつたわけでございますが、二十二日は天候状況が極めて悪く、この状況は二十三日以降も続くことが予想されたことから、予定された期間内に訓練を終えなければいけない、そういうことで、できるだけ早く訓練海域に向かうことが必要であつたわけでありまして。このため、予定を一日早まして、二十二日に出港命令が発せられたわけでありまして。

この命令を受けました三隻は、二十二日十五時ごろより舞鶴を出港しましたが、翌二十三日早朝、P3Cが不審船らしき船舶を発見したため、第三護衛隊群司令の命によりまして不審船の確認とか追尾、監視に当たつていたわけでありまして。その際、「あぶくま」は主として「はるな」、「みようこう」の後方で追尾、監視を行つていた次第であります。

御指摘の、舞鶴を出港した時間について申し上げますと、「はるな」は十四時五十七分、「みようこう」は十五時十三分、「あぶくま」は十五時二十六分であり、訓練を行う根拠は、毎回申し上げますとおり、防衛庁設置法第六条第十二号の「所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行う」というものが根拠でございます。

○長谷川道郎君 ちよつとどうまいかいといいますが、タイミングよく訓練の準備をしておられたというところでしようけれども、これについては詳しく伺いしませんが、通常、自衛艦は訓練するときは燃料はそう積んでおられないはずで、恐らく満載量の三分の一以下の燃料しか積んでおられないはずであります。ちよつとどうまいかいに燃料を満載しておつたというのは、恐らく事前に若干準備をされたんじゃないかなという推測をいたしますけれども、それについては余り詳しく伺いしないようにいたします。

訓練用海上警備行動についてさらにお伺いいたしますが、海上警備行動は当然のことながら自衛隊法に定められた任務であります。海上警備行

動について日ごろのような訓練をしていらつしやるのか、それについて伺いたいします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 海上警備行動が発令される以前の問題でございましてどうか。

○長谷川道郎君 海上警備行動というのは、自衛隊に定められた任務であります。通常、多分これは海上警備行動の訓練をされていらつしやると思うのでありますが、どのような訓練をされていらつしやるのか、伺いたいします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 海上警備行動が発令された場合におきましては、自衛隊は海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため必要な行動をとることとされております。

したがって、海上自衛隊においてはこういった任務を効果的に遂行するため、船舶及び航空機を用いた警戒、監視あるいは目標船舶の追跡、停船、立入検査等の訓練を行っているところでございます。

○長谷川道郎君 そういうことなんでしようけれども、ちよつと事務方にお伺いいたしますが、訓練をするからにはマニュアルがあると思うのであります。通常、海上警備行動の訓練では発火信号による停船命令、それから日本語、英語、ロシア語等による無線による停船命令、そして警告射撃の場合は、まず第一発は前方に射撃をする、それでも停船をしない場合は艦橋上空を目標けて射撃するというような段取りになっていると思うんですが、そういうマニュアル、言い方をかえればROEが訓練の際に使用されますかどうか、それについて伺います。

○政府委員(柳澤協二君) 海上警備行動で船舶の検査という項目で実際に動いて訓練をする場合には、当然ながら手順をもつて行っているわけでありまして、そして一方、訓練の際にもう一つは大規模な訓練、演習の際に、その訓練用のいろいろな行動の、これは海上警備だけに限らずいろいろな行動をとるそれぞれのROEと申しまして、いろいろな細部要領については、それぞれ演習のときに持つて、その実効性を確認しつつ、そういうものをを用いて訓練していることはござい

ます。

○長谷川道郎君 今回の事案でも、よく自衛隊にはROEがないというような言われ方をしておりますが、しかし現実には訓練の際にはROEがあるわけでありまして、この訓練用のROEというのは、例えば米軍との共同訓練その他で、当然のことながらROEがない武力勢力同士が共同訓練なんかできるわけがありませんから、先ほど申し上げましたように、よくROEがないというような言われ方をしますが、立派な訓練用のROEがあると思ひますので、私はそれで整備するのは当然であるというふうな考えのわけでありまして、ちよつと時間の関係で、中途半端であります。警告射撃が今回行われたわけでありまして、けれども、警告射撃を行ったことの法律的な根拠というのはいかがなものでございませうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 二隻の不審船舶に対してまして海上警備行動に当たる海上自衛隊の部隊が実施した警告射撃と弾薬投下による警告は、自衛隊法第九十三条により準用される警察官職務執行法第七條に基づき実施したものであります。自衛隊が行った警告射撃と弾薬投下による警告につきましては、海上警備行動発令後、不審船舶を停船させ立入検査を行うため停船命令を行ったにもかかわらず、不審船舶がこれを無視して逃走を続けたため、あくまで警告のために相手方に危害を与えることのないよう十分配慮して行ったものであります。

○長谷川道郎君 警備法第七條の準用で警告射撃がなされたわけでありまして、海上保安庁の巡視船が二十ミリの機関砲二百発、海上自衛隊の各艦艇が五インチ砲三十五発、P3Cが百五十キロ爆弾を十二発投下いたしました。千二百発も撃つて、爆弾を十二発も撃つて、これが警備法だと言われると、いささか腑に落ちない感じがいたさないわけでもありませんが、これも先ほど申し上げましたように、やはり法律的な不備であるというふうな感じがいたすわけでありまして、

実は質問がまだもちろんあるわけでありまして、私のところで時間調整をせよということでありまして、質問を終わらせていただきます。

なお、外務大臣、先ほどのペルー大使館占拠事件、時間がありませんでしたので舌足らずでございました。申しわけありません。

以上で終わらせていただきます。(拍手)

○理事(竹山裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、緒方靖夫君が委員を辞任され、その補欠として畑野君枝君が選任されました。

○山本保君 公明党の山本保でございます。

初めて防衛・外交関係で質問をさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

私は国民の皆様が今非常に心配をしておられるというところは事実だと思ひます。これまでこういう具体的な装備であるとか、どういふときに出ていくのかというところは、多分国民の皆様はもう何かあったらどういふことになるだろうというふうなこと、さっきマニュアルと言われましたけれども、そういう制度なんというものはもうとつくにできておつて、これは私たちのとても手の届かないようなところでもう進んでいたのじゃないかと思ひていたと思ひます。私も実はその一人でございます。しかし、今回、ガイドラインに関する整備の法律が出てまいりまして、これはということでございます。

であるならば、政府は、なぜ平和憲法を持つている私たちの国がこういう一見血生臭いようなことにかかわるような法律をつくるのかということについて、やはりこれからずっと説明をしないかなければならぬと思ひます。また、私たち国会という責任があると思ひます。また、私たち国会もそれを明らかにする責任があると思ひます。

私は、本来こういう外交的な問題というのは、党利党略ではなく野党そろつて対処すべきものであると思ひますけれども、もちろんそのために

審議をしているわけでありまして、そういう立場から、私は、細部にわたることよりは大きなことだと思います。大きな流れについてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、新しい今回の、今回といひますか一昨年ですか、日米防衛協力の指針、これが二十年前のものから変わったということとございまして、何が新たに加えられたのか。また、その原因というか理由は何かであったのか、特に重要なものについてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高村正彦君) 冷戦が終結しまして国際情勢は大きく変化したわけでありまして、我が国を取り巻く国際情勢には依然として不安定、不確実な要因が存在しているわけでありまして、

このような情勢におきまして、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に際する対応を含め、より効果的な日米防衛協力関係を構築することが一層重要になってきたわけでござい

ます。

このような認識のもと、日米両政府は、平成八年四月であります、日米安保共同宣言におきまして日米防衛協力のための指針の見直しを開始することで見解の一致を見て、その後日米協議を行い、平成九年九月に新指針を公表したわけでござい

ます。

新旧の指針の比較について申し上げますと、旧指針では、主に我が国に対する武力攻撃に際しての日米の対処行動に関する事項等に関する記述が中心でありました。そして、我が国以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に我が国が米軍に対して行う便宜供与のあり方につきましましては、日米両政府があらかじめ相互に研究を行うとのみ記されていたわけであります。

これに対して新指針におきましては、対日武力攻撃の際の日米の対処行動等に加えて、新たに我が国の平和と安全に特に着目し、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態に際しての日米協力に関する事項等が盛り込まれているわけでござい

○山本保君 もう一つ確認的にお尋ねいたします。

それは、ガイドライン、そして今回の周辺事態法は日米安保条約の枠の中であるということについて、もう少し詳しく御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(高村正彦君) 日米安保条約は、我が国と極東の平和と安全に資することを目的としているものでございます。そしてこの法案は、そのうち、我が国の平和と安全に着目して、そのことに資するようにということでありまして、日米安保条約の目的の枠内と、こういうことを申し上げておきます。

○山本保君 今回の法案、またガイドラインが日米安保条約の枠内であるというお答えなんです。が、一、二、不審といいますが、私にはまだちよつとわからないところがありますので、お聞きしたいと思っております。

それは、今も外務大臣がお答えになりましたように、安保条約や、また以前の古いガイドラインでは、極東での協力というように、極東という言葉であらわされておりましたが、今回のガイドラインはそういう言葉が使われておらず、周辺という言葉が用いられております。

今回、衆議院からもいろいろ議論があり、どこをどう指すのか、こういうふうに使われておりますが、私は、一般的に極東という言葉、フィリピン以北というように答弁を内閣がされたこともありましたが、こういうものと、日本周辺、我が国周辺といえ、どうしても周辺の方が広いだろうと普通思われるのでございます。そのような御説明もあったかと思うんです。この辺はどういうふうに理解したらよろしいか。

○国務大臣(高村正彦君) 周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定することはできません。このような周辺事態は、極東における国際的平和と安全の維持といった観点ではなくて、あくまで我が

国の平和と安全に重要な影響を与えるか否かというところに着目したものでございます。

したがって、周辺事態と極東との間の地理的關係を一概に論ずることはできないわけでありまして。あらかじめ特定できないんですから、広いとか狭いとかいうことではないというふうにぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○山本保君 実は、ちよつと私の前に長谷川委員から微妙な議論がなされたと思っております。政府の方からはそれについてお答えはありませんでした。長谷川さんも意識的にお聞きしなかったんだと思っております。それは、簡単に言いますと、今、外務大臣が言われましたように、単純な地理的なものではないんだ、概念規定だと。

そうしますと、日米安保条約をよく読んでみましたが、二つの目的というのが書いてあるような気がいたします。二つの軸がある。一つは日本の平和と安全であり、そして両国が非常に共通の関心を持つ極東の平和と安全である、こういう一つの軸。もう一つは、これは実際上はそんなに詳しく書いてありませんけれども、軍事的な平和と安全ということだけではなく、経済的な、またもう一つ人道的な、また民主主義の擁護という概念があります。この全然別の二つの軸があると思うんです。

そこで、私はぜひここは、これまで平和と安全に重要な影響を与えるとは何だという中身はいろいろありました。ここは、国民の皆様にはわかりやすく知らせるためには、定義するときは中身の説明と、もう一つ、外ではないという、外延的な説明がございまして。そこをやっていたかと思っております。

それで、ちよつと私なりに整理をしてみましたのですけれども、これでよろしいかどうか。ですから、さっきの長谷川委員とは実は反対のことを言うわけでありまして。

今、外務大臣が言われましたように、今回はあくまで我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態のことを想定しているものであって、もちろん

我が国の平和と安全と極東の平和と安全とは共通な関心がございますが、しかしこれは安保ができたときの状況と現在では相当変わってきているだろう。また、全く同じであるならば日本なんということをわざわざ言うことはないのだから、これは当然程度があるだろう。であるならば、この軸に關して言えば、日米安保の目的である極東の平和と安全であつたとしても、一義的に我が国の平和と安全に直接かかわらないというものは今回のガイドラインまたは今回の周辺法の目的ではないのだと。

第二番目に、安保条約には軍事だけではなく経済的また人道的、民主主義的なこういう安定や協力という目的が書いてあるけれども、今回のこの法律案は、まさに今整備しようとしていることは、その中では軍事的な局面に限って定めようとしているものであつて、決して安保が広く覆っている両国の人道的な、または経済的な安定というようなものを目的とするのではないんだということについて、確認的にお聞きします。

○国務大臣(高村正彦君) 周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態でございます。したがって、いま申し上げたことがあれば周辺事態には該当しないわけでありまして、本法案に基づく対応をとるということはあり得ないわけでございます。

それから、日米安保条約の前文が民主主義の諸原則や経済安定等の重要性について言及されていることは委員が今御指摘になったとおりであります。同条約の目的が我が国及び極東の平和と安全の維持であることは、同条約において特に重要な条項である第五条及び第六条から明らかであります。

周辺事態安全確保法案は、周辺事態に対応するために必要な措置等を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和と安全の確保に資することを目的としており、我が国に対する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものであ

ります。このような法案の文脈におきまして「我が国の平和及び安全」の意味するところは、その性質上、軍事的な観点を初めとする種々の観点から見た概念であることは、先般お示しした周辺事態に関する政府統一見解でも明らかにしておいております。

軍事的なことと全く関係ないということは周辺事態には該当しないと考えていただいております。

○山本保君 一度そういうふうにはつきり言っていたかと思つておりました。

では次に、ちよつと観点を交えて、憲法九条に専守防衛という我が国の基本理念が書いてあるわけでございます。もちろんこういう部門の専門家の方にとつてみれば、このような規定があることは今の国際状況の中では異例のものだといふふうにおっしゃるかもしれませんけれども、私も国民大半の方は、こういう理念は日本国憲法の理念として私どもが誇りを持って二十一世紀にもこれを広げていけるようなものではないか、であると、このように考えていると私は思うわけでございます。

そこで、今回、ガイドラインまた周辺事態法案等で細かないろいろな対応を決めることですが、これは憲法九条が定めた専守防衛という我が国の基本理念、方針を変えたいというふうなものではないのかどうか、これについても確認したいと思っております。

○国務大臣(野呂田芳成君) 我が国は、日本国憲法のもと、国連協力を含めた外交努力の推進及び内政の安定による安全保障の確立を図りながら、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備することを防衛の基本方針としております。

このような防衛に関する基本的な考え方につきましては、周辺事態安全確保法案の成立によつても何ら変更はない、こういうふうにご考えておりま

す。

○山本保君 もしできれば、防衛庁長官、何ら変更がないというよりは、例えば、もしこういうものがなければ抑止効果も少なくなるということもあり得る、また、もし万が一、起こってはいけないうことですが、何らかの事態が起ったときには、超法規的な実力行使というものが行われたりして国民の権利や国民の福祉が阻害される、こういうことをなくするためにきちんと整備するんだ、私はこういうふうな国民にはつきりと言っていたかと思うんですけれども、総理大臣、いかがでございますか。

○國務大臣(小淵恵三君) 日本国憲法は、制定の経緯からいっても、我が国のかつての歴史的な経過にかんがみまして、この憲法をもって世界の平和に益するために日本国として憲法に基づいて対処することでございますので、そういう意味で、九条も含めまして、今般のガイドライン確保法案はその憲法の趣旨にのっとって対処するということであることは間違いないことであります。それをどのような形で国民にということにつきましても、検討の要はあるかと思えますけれども、日本の安全を守るためにこうした法案を制定することが日本の国民の生命、財産を守るゆえんのものであり、このことはさかのぼれば日本国憲法の精神に合致するものだ、こういうことだと思えます。

○山本保君 総理は概括的なことを言われましたので、またもう少し補足的に防衛庁長官にお願いしたいんですが、ひとつそれについて具体的に。例えば、場合によっては武器を使用するということも出てくるわけですね。それから、自衛官だとか部隊というふうなものが出動するということが想定されたものであります。これは憲法が禁止する武力の行使ではないということ、これもなかなかわかりにくいんですけれども、この辺についていかがでございますか。

○國務大臣(野呂田芳成君) 一般に、憲法九条一項の禁ずる武力の行使と申しますのは、我が国の

物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為を言うものであります。武器の使用とは、火器、火薬、刀剣類その他、直接人を殺傷したまたは武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械や器具をそのものの本来の用法に従って用いることと解されております。

この両者の関係につきましては、憲法九条一項の武力の行使は武器の使用を含む実力の行使に係る概念ではありますけれども、武器の使用がすべて同項の禁止する武力の行使に当たるものとは言えない。例えば、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体を防護することは、いわば自分の身を守るという自然的権利と言ふべきものでありますから、そのために必要最小限度の武器の使用は憲法九条一項で禁止された武力の行使には当たらない、この旨はこれまで累次申し上げてきたところであります。

周辺事態安全確保法案の十一條に基づき、後方地域支援または後方地域捜索救助活動を命ぜられた自衛官がその職務を行うに際し、自己または自己とともに当該職務に従事する者の生命または身体を防護することは、いわば今申し上げた自己保存のための自然的権利と言ふべきものでございまして、そのために必要最小限の武器の使用は憲法九条第一項で禁止された武力の行使には当たらない、こういうふうな考えでおります。

○山本保君 解説論というのはそういうものだと思いますけれども、政治家としても少し国民に強くその辺をアピールしていただきたいと思うんです。

というのは、まず、例えば今のようないことが私は一つ大きなことだと思います、そういうことを国会がこれから国民の目の前で議論をする、または報告をする、これからお聞きしますが、それについて承認を求めることもある。昔であるならば作戦が何かで全部やられてしまったことを皆さんの目の前へ出します。しかも、このことを出すということによって、外国もそれを知っております

から、抑止効果があります。

また、万が一何か接触が起ったとしても、私はちよつと今回の議論を聞いていまして気がついてたんですが、これは外交の専門家に聞いてみなくちゃいけないことなんです、外交の、条約というものは、もし何か起ったときにいざ責任を回避するための条文じゃないかという気がしてきました。

つまり、たとえ何かそこで軍隊の軍事力の接触があつたとしても、いやいや、これは我が国はこういう法律、そしてこのマニュアルにのっとってやつたことであつて、おたくはいろんな被害を受けて申しわけなかつたしという、今回の誤爆もありませんから、しかしながら、これはあくまで我が国としてはこの範囲内でやつたことであります。この決して国際法上の問題ではないんです、こういうふうな言えるための根拠をつくつていけるのではないかなという気がしているわけなんです。

ここはこれぐらいにしまして、憲法で言う武力の行使じゃないんだからいいんだというところを、同じことを何回も言われるよりは、もつと積極的にお願ひしたいと思ひます。

次に、今度はもう少し深いところといひます。日米安保条約というものが先ほどの話で乗つたものなんだということであつて、国民の多くの方は日米安保条約というものが日本の繁栄を築いてきたものであるし、またアメリカという国はいい国だと思つていられる方が多いと思ひます。しかしながら、どうもそうでもないんじゃないかという気がしてきます。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

条約というが双方の同盟関係といふものは、あくまでお互いの国が信頼し合つていなければならぬわけですね。相手があつたことがあつたとしても、これは例えば国連憲章に乗つておられるんだとか、もちろん決議に乗つておれば一番よろしいわけですが、しかし安保条約というのは国連のそういう状況がないということを想定してつくら

れているわけですから、それであつたとしても正義といふものに基づいて、こういうお互いの信頼関係といふものは信頼感がなければもともと成り立たないんじゃないかと思ひます。

それで、国民の中から、その辺が大丈夫だろうかとのおそれが出てきているんじゃないかなと思ひます。まさに力が正義だ、勝てば正義だ、たんだ、こういうことでは困る。もちろんアメリカは強い国ですから大して問題はないかもしれないという気もするけれども、それではどうも私たちの倫理観からいっても合わない。

総理、総理として、アメリカという国はどういう国であるのか。本當に信頼していい、そして正義に基づいて行動する、少なくとも日本との関係においてはいいです、よその国との関係になつたときにはそれは相手はいろいろあるかもしれないから、日本との関係においては、まさに国際的な、また人道的な正義に基づいて行動する国であるといふふうにお思ひなんでしょうね。ちよつとその辺をお聞きしたいんです。

○國務大臣(小淵恵三君) 米國につきましてそのすべてを論評申し上げることはなかなか困難なろうと思ひますが、日米間に言へば、一八五三年の黒船到来以来、日米の関係は今日まで大変紆余曲折といひます。晴れ、雨、あらし、いろいろのときがあつたんだろうと思ひます。

そういう意味では、不幸な日米間の大戦まで経験を経るを得なかつたわけですが、その後、日本が平和日本としての道を歩み、日本国憲法のもとにおいて日本が国際社会に信任を得ながら日本として活動する中で、特に日米間といふものは極めて重要な同盟関係を持つ国として存在してきていたわけ、その証左として一つ日米安保条約といふものがあるんだらうと思ひます。

そういう意味で、今日時点において日本とアメリカとの関係を考えれば、私自身は極めて強固な信頼関係で結ばれておると考えており、さすればこそ、二十一世紀を前にして、さらにこの関係をより安定的なものにしたいという形で、先般

の米国との間の首脳会談もその精神に立脚して努力をいたしておるところでございます。そういう意味では、日米間において、米国を信頼し、米国もまた我が国を信頼いたされて、そしてともに世界の平和に貢献していかなきやならぬ、このように考えておるところでございます。

○山本保君 総理を信用しないわけではありませぬ。ぜひそれはやっていただきたい。

しかし、例えば、きょうもそういうお話もありました。総理の気持ちはどうだということはおもろい。大事なんですから、例えば、日米安保条約を読んでみますと、先ほども出ましたが、第一条にはこう書いてあります。

日米双方がそれぞれ「国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し」、そして「武力による威嚇又は武力の行使を」いろいろなあるが「慎むことを約束する」、こういうふうに書いてございます。

まさに、安保条約というのは、何かあったとしても極力こういう武力というのは慎もうではないか、これをお互いに信頼の上に立つて結んだものだというふうに思うわけでございます。

そうしますと、総理の責任は大変大きいと思うわけです。少なくとも日米関係において日本とアメリカは、いろいろな意味があるかもしれませんが、私はほぼ対等のパートナーになつてきたのではないかと思います。

我が国の国民というのは、やはりパワーよりは人間の心の中のソフトな力を信用したい、信じた、こういう国ではないかと思うわけです。その代表として総理がアメリカと対応されるわけですから、さつき読みましたその両国がこういう武力に対しては慎重を持つというふうなことに、今後総理はきちんとそのことについて、もし何かあれば、またはないように忠告されたり提案されたり、そういうことをきちんとやられるおつもりだと思ひますけれども、この辺の決意をお聞かせください。

○国務大臣(小淵恵三君) 日米両国は、言うまで

もありませんが、二十一世紀に向けて平和で豊かな世界を構築するという共通の目標を有しており、さきの日米首脳会談におきましても、そのような目標に向かって日米両国が率先して協力することを確認したところであります。新しい世紀を控えて、今後も世界はさまざまな課題に直面するでありましようが、このような課題を克服し、世界の平和と繁栄を維持するために日米間で忌憚のない対話を行い、日米協力を増進していく考え方をでございます。

そういう意味で、日米安保について、今第一条について御指摘がございました。恐らく日米安保、これを両国間で結びました当時の状況から判断して、国際紛争というものはいわゆる武力によつて解決する手段を全く放棄した日本国憲法の理念もこの中に当然込められておることであろうと思つております。

そうした意味で、日米におきましては、この条約に基づいてさらに崇高なこの精神を十分全うできるように両国とも努力をしていかなきやならない。しかし同時に、国際的な現下の状況に配慮して、いわゆる国としての安全保障、完全に守るという責任、国民に対して責任を負う立場といった責任、当然今般のような法案を提出し国会の議を経てこれを執行していくこともこれまた責任の一つと考えておる次第でございます。

○山本保君 総理だけではなく私たち政治家も同じ責任を負うと思つておりますが、ただもう一つ、ここで次のところに移ります。

しかし、国民の皆様は、今政治家それから官僚、国や行政というものについては非常に不信任感を持つておられます。そうしますと、こういうときにもう一つ大事な点だめというの、国会で国民の皆さんに目の前でいろいろ出す、その審判を仰ぐ、または決定をしていただく。もちろん、外交とか安保というようなのは大変難しいものであつて、私自身も国会議員なんだからこれについて賛否を問うと言われて、もし防衛出動なり何かのことで出されたときにどうということになる

のか、自分でも非常に心配な気がします。しかし、それでもやはり普通の国民の代表としてそれに対処しなけりやならぬだろうと思つておるわけですか。

そこで、今回、後方地域の支援活動と捜索活動、これについては国会の承認を受けなければならぬという修正になりました。これについてはどういう意味を持つておったのか、提案者の方に聞きます。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 山本委員の御質問にお答えいたします。

国会承認とした修正の意義についていかにということでございますが、私どもの考え方を述べさせていただきます。今回の政府原案、いわゆる開法を最初に拝見いたしましたときに、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に対処する法案の割には余りにも国会の位置づけが低いな、そういう問題点を感じていただいた次第でございます。そういう点から、衆議院の委員会においても、また各党間の協議におきましても、私どもは二点のことに執着をして要求をした次第でございます。その一点が今言われました国会承認です。

結果としては、今の二つの活動について国会の事前の承認を、緊急時には事後承認をという、そういう形の修正になりましたけれども、これは、二つの活動については、一つは自衛隊という実力組織が出動するということがあるがゆえに念には念を入れてやはり国会が関与すべきであるということ、この二つの活動が今までの自衛隊の活動にはなかった全く新しい活動であるということ、そういうことから、国民の皆さんの十二分な理解を得るために承認が必要であらうという考え方が一つでございます。

もう一つ国会の関与で、これは公明党が特に強く主張して修正案に入れた内容ですが、基本計画でとられた対応措置の結果を終了した時点で国会にきちっと報告をしていただく。そういうことによりまして、今、委員が質問の中でも触れて

おられましたけれども、シビリアンコントロールという観点から、また行政府の活動に対する立法府のチェックという観点からも非常に大きく前進した修正案になったのではないのか、そのように私どもは認識しております。御理解を賜りたいと思ひます。

○山本保君 防衛庁長官にお聞きしたいんです。私も、今お聞きしたように当然のものではないかと思ひます。ところが、防衛庁の方にいろいろお聞きしましたら、今まではこういう規定がなかったとか、今までの過去のよく似たものだとこまでなのでこれはこまで踏み込むことはないとか、こう言われておりました。入れなかった。

今、佐藤さんが言われたように、全く新しい状態なんです。過去のことはともかく、しかも今国民全体が非常に注目しているわけです。初めてと言つていいくらい。なのに、どうしてこれを入れなかったのか。何か国会を軽視しているんじゃないかという気もするんですが、どうですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 政府としましては、この法案に基づく後方地域支援、それから後方地域捜索救助活動については、当該活動の性質、これはどういうことかと申しますと、私も累次申し上げておつたところでありまして、この活動は国民の権利義務に直接関係しない、武力の行使ではない、迅速性を必要とする、こう申し上げてきました。こういった活動の性質、それからその他の自衛隊の活動に対する国会の関与との均衡論、つまり自衛隊法に基づく要請に基づく治安出動とか海上警備行動とかありますが、こういうものは強制力を伴うものでありますけれども、国会の承認事項とはなっておりません。

私どもは、強制力を伴わない活動をやるわけですから、均衡論からいっても国会の承認を必要としないのじゃないかという観点から、必ずしも国会の承認を必要とするものではないと考えていたところでございます。

この法案における国会の関与のあり方について

は、もとより立法府の御判断によるべきものであり、政府としても、三党の精力的な御協議の結果である自衛隊の二つの活動についての国会承認の枠組みを受け入れることが適当であると判断しているところでもあります。

○山本保君 もしこれが成立すれば、当然責任を持ってやっていたかと思うことだと思っております。

そこで、ちょっと細かいことになりましたけれども、今、中にも出てきた迅速、つまり迅速には対応できないだろうということですね。緊急だという説明も、今までの御説明を聞いていますと、決して時間的な緊急性ではなくして、例えば国会がとてつもない状況では賛成してくれぬだろうというふうなこともこれありというふうにもとれる。ちょっとこの辺についてお聞きしたいんです。

まず一つは、物理的といいますか制度的なことをお聞きしますが、官房長官せっかくおいで、ちよつとお聞きすることがどうかという気も、担当もそう言っておつたんですけれども、例えばきのうの夜の七時か八時に何か起こつたとしても、今のこの国会の召集の仕方では、きょうようやく議院に出して、そして一番早くてもあしたの朝九時です。これではとても間に合わないということになって、もう出さずにやっつけてしまおう、こんなことになるかもしれない。

今まで緊急集会とかいうことはほとんど使われていないのでそういう手続もないようでございますけれども、この辺についてはきちんとして、もともとこの法案自体が、ガイドライン自体が起つてはいかぬことなんですけれども、しかし、抑止力というふうなことでリアリティーをより増すためにはこういう対応も必要である。また、はつきり申し上げて、総理大臣、政府が国会を素通りしてやっつけてしまおうというふうなことになるために、いかかでございますか。

○国務大臣(野中広務君) 私がお答えするべき立場にあるのかどうか分かりませんが、委員のおっしゃるとおり、国会の召集は一番早くても二日を必要とするわけでございますので、もし緊急の場合に、この法案が成立した場合においては、私は、国会の緊急な召集のありようについては十分議論をされなくてはならない問題であると考えておる次第でございます。

○山本保君 次に、総理にもう一つお聞きしたいんです。

もう一つの方の問題で、つまり国会のいろんな状況、与野党の状況からいって、これを出しても早く承認してくれないだろうというところで事後承認に回してしまうというふうなことがあるのかもしれない。だけれども、それは非常に大事な政治的な判断でそういうことをされたというときには当然相当な決断でありますので、重大な政治的責任を負つてそういう行動をされるのだと思っておるわけであります。

簡単に言えば、そういうことをやってもしものことがあれば当然責任をとられるということだし、もう一つ言えば、逆に、そのようなつもりで総理は出されたのであるから、私もそのつもりで、変に党利党略でおくらすというふうなことはせずに急いでやりましようということができるわけです。

もしこういうことになったときの総理の責任というのは重いんじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 結論から申し上げれば、常にその責任の重さを十分認識して、内閣総理大臣としての決定をし、対処しなきゃならぬと思ひますし、そのために国会との関係も極めてスムーズに対処できるように十分心得て結論をつけるべきものだと思っております。

○山本保君 最後に、もう一つ総理大臣にお聞きしたいのでございます。

これまでずっとやっつけてまいりましたように、はつきり申し上げて、まだこういうふうなことが

起こる世界であるということは非常に残念なことであります。しかしながら、起こさないためにも、また万が一のために国民の権利をきちんと守るためにも、このようなことを行うということについては私もなるほどと思うわけでございます。

しかし、一つございませう。それは、私もやはりこの日本の国はどんなことがあっても平和外交、平和の対話、そして戦争を地上からなくす、こういう理想を追求しているんだということを、こういう法案が出てきたことにかんがみて、バランス論からいっても、ここはもう一歩も二歩もまず平和の方に総理は発言し行動されるべきではないかと思うわけです。

きょうもこれまでにいろんな答弁がございましたけれども、はつきり申し上げて、総理が体を張って何かをやるというふうにはまだ聞かれない。G8がどうの国連がどうの、安保がどうの安保理事會がどうの、そういうお話ししかないような気がする。例えば、G8の中でも日本だけがコンソバに関係しない国ですから、ここで総理、これは私の思いつきですから本当にできるかどうか別として、日本でそういう関係者を呼んで、まずそれまでは即時停戦せよというふうなことを呼びかけるとか、または、日本の今一番心配なのは北朝鮮ですから、これについても全く憶測だけで話がされていくわけですから、ひとつ直接行つて、または来ていただいて話をするというようなことはできないのだからか。もつとほかにもいいことがあるかもしれない。

最後になりましたので、総理、こういう平和外交というものをここでもう一歩も二歩も進めるといふことがあつてこそ、戸籍まわり論といふますか抑止効果があるというガイドライン関連法案の意味がはつきりするのじゃないかと思うわけでございます。それについての所感をお願いしたい。

○国務大臣(小淵恵三君) 我が国の平和と安全を確保するための抑止力の向上とともに、周辺諸国との対話を軸とする外交の展開を重視しております。委員の御指摘も踏まえまして、今後とも対

話を通じた安全保障環境の向上のために積極的にかにしたらリーダシップを発揮できるかということにつきましては十分心得て対応したいと考えておる次第でございます。

○山本保君 行動あるのみだと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

ガイドライン関連法案の重要問題の一つ、午前中も質疑の中で触れられておつた問題ですが、自治体、民間の協力の問題について質問をしたいと思ひます。

今、このガイドライン法案に対して反対もしくは慎重審議を求める、こういう自治体の意見書や決議が既に全国で二百自治体を超えております。多くが超党派のものでございます。

昨日も長野県議會在「新ガイドライン関連法案に関する意見書」というものを全会一致で可決いたしました。この中で書いてありますけれども、「その内容いかんによつては、住民生活や地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすものである」と深い危機の念を抱くものである。そして、政府に対して地方公共団体からの意見聴取など地域住民の立場を十分理解した特段の配慮を求めています。また、民間協力で動員されることになる航空、海運、陸送などの運輸関係の労働組合や労働者の皆さんも強い反対の声を上げております。

そこで、まず伺ひますが、政府は自治体、民間の協力について十一のケースというところで例示的に示しております。これを見ますと、港湾、空港、燃料の貯蔵所を新設する、あるいは民間輸送、廃棄物の処理、民間医療、それから民間企業の有する物品、施設の貸与等、それからさらに地方公共団体による輸送、給水、公立医療機関あるいは地方公共団体の物品、施設貸与等々が述べられております。これらの十一項目なんですけれども、これはどのようにして出てきたものなんですか。

○政府委員(伊藤康成君) この法案を立案するに

際しまして、当然その前にガイドラインの協議等があったわけでございます。そういう中で、このガイドライン法案の中にも、例えば自衛隊がやります後方地域支援の内容について別表で列記しているわけでございますが、そういったものを含めまして、そういった協議の中で出てきた典型的なものということで整理をした次第でございます。

○笠井亮君 端的に言ってほしいんですが、浮かび上がってきたと言っただけでも、米軍の側から、当然米軍を支援するんだからという協力をしてほしいというニーズがあったんでしょう。それに基いてやったという協議なのかどうか、そこをはっきり言ってください。そのぐらい言えるでしょう、ちゃんと。

○笠井亮君 ようやくそんなことを言うんだけれども、具体的な事例とかを話しているんじゃないんです。ようやく認めましたけれども、米軍のニーズがあつて、それを踏まえてでしょう。そこはちゃんと言えはいいんです、そんな時間をかけてやらなくたって。

というところは、協議の中で、ニーズがあつて、そしていろいろな具体的なことを話したと。事例はいろいろあるかもしれない。この文章を見ますと、あくまで想定される項目例だと。そして「典型的に想定されるような内容」、「これに限られるものではない」というふうに書いてありますけれども、そう言うならば、米側との協議の中で、典型的のいつて十一にまとめてあるけれども、出てきた協力項目数、これは現在全部で何項目あるんですか。いろいろ具体的にあるでしょう、具体的に。

○政府委員(伊藤康成君) 別表にもありますように、米側にどういう支援をするかということでございまして、当然日米間の協議の中で出てきたものということでございます。

○政府委員(佐藤謙君) 具体的な事例ではもちろんないわけでございますから、具体的なニーズとかいうそういうことではございません。

○笠井亮君 だめですよ、ちゃんと聞きたいんですよ。だって、この間いろいろ聞いていたら、これはアメリカのニーズにないからやりませんとか言うわけでしょう。アメリカのニーズがあつて、そして協議の中で日本が何ができるかさんざんやったんじゃないですか。それはそうだと聞かされたんでしょ。ニーズはなかったんですか。

あるいは、一つの例として輸送の例をとりますと、人員、物資、燃料、油脂、潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送がございまして、○笠井亮君 いいですよ、それを全部読んだって、例えばの話をしてもしょうがないんだから。○政府委員(佐藤謙君) というようなことで……(幾つあるのか聞いてるんだよ)と呼ぶ者あり)です。それから、それは数え方によりまして、まとめた協力項目例としてはいわゆる四十項目として表現されているということでございます。

○笠井亮君 いや、米軍を支援するということがあつて、どちら側のニーズとかそういうことがあつて、どちら側がアメリカのためにやつてあげましたかとかということじゃなくて、まずニーズがあつたかとかないとか、そういうことをはっきりさせてください。

○笠井亮君 だめですよ、ちゃんと聞きたいんですよ。だって、この間いろいろ聞いていたら、これはアメリカのニーズにないからやりませんとか言うわけでしょう。アメリカのニーズがあつて、そして協議の中で日本が何ができるかさんざんやったんじゃないですか。それはそうだと聞かされたんでしょ。ニーズはなかったんですか。

○笠井亮君 四十四項目の中にもさまざまな具体的な話はないですか。今さんざん時間をかけて説明されましたけれども、結局今十一の話あるいはせいぜい四十の話、例えばこういうことがあつてと。

全体どういう規模のニーズを要請されて、日本側も考えて、そしてそれを検討したのか、どういう規模のどんなことを、アメリカと日本の間でこのガイドライン関連法案が実際に動いたときに一体どうなるかということで検討したのかということとをちゃんと言えないはずではないでしょうか。自治体や民間は、午前中も質疑の中であります

○政府委員(佐藤謙君) 私ども、新しいガイドラインをまとめる中で米側といういろいろな意見交換をし、それで別表という格好で協力項目例というのも記載させていただいているわけでございます。こういう周辺事態という状況の中で協力項目としてどういふことがあり得るかということを議論し、その中で浮かび上がってきたと申しましようか出てきた項目をここで整理しているわけでございます。

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

○笠井亮君 御答弁しましたように、こういう中でこの九

たなものを規定するとか、こういう内容のもではございません。

こういう前提の中で、典型的なものとしてどういうものがあり得るかということをいろいろ政府部内で検討、協議しました結果を先ほど先生もお触れになりましたような形でお示しさせていただいたということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○笠井亮君　理解できませんよ、そんな御理解と
言われても。

そこで、ぜひひとつ御理解いただきたいのは、私どもは、九条問題についてはできる限り市町村がわかりやすいように、これからもう少し具体的なマニユアルも含めて何かきちつとしたものをつくりたいということを申し上げてきたので、そういうものをこれからぜひ早急に検討したい、こういうことでございます。

うような限定をできるわけではございませんが、私どもも、したがって、ここでは一般的な書き方をさせていただきます。

あえて申し上げれば、例えば燃料ですとか事務用の機器ですとかといったようなものが考えられると思いますが、それらが必ずあるというものではありません。

○笠井亮君 事態によつてと言いましたけれど、体育館だとかありますよね、あるいは公民館とか学校のグラウンドということを含め

防衛庁長官、あなたは、自治体、民間に理解してもらおうと。それから、総理も言われましたけれども、説明して最大限努力しますと言われましたよ。そうしたら少なくとも、ニーズを踏まえてと防衛局長今言われたんだから、こういうニーズが

○笠井亮君　審議している最中ですから、その後どうするかという問題じゃないんですよ。

それで、アメリカの言いなりじゃない、こちらもちやんと言いました。それだつたらちやんと出して、こういうニーズがあつたけれどもこれは

て、ニズがあればそういうもので、そういう事態でニズがあるとなればその使用にこたえていくということになっていくのか。それはどうですか。

○政府委員(伊藤康成君) 第九条第二項で、国以

ありました、日本政府としてはこれはできませんと断りました、しかしこれについてはやりましようということで言いました、政府としても頑張りましたぐらい言った方がいいでしょう、説明するんだから。

断りましたと言った方がよっぽど言いなりでないことがわかりますよ。それが出せないということ、ニーズに対して丸のみしたのかと国民は思ったっておかしくないですよ。

こういうニーズがあったけれども、日本政府の

外の方に依頼をするというこの場合には、これはまさに依頼でございまして、受けるか受けないかという判断は相手方にあるわけでございます。そして、受けるということであれば、いわば契約というような形になっていくということでございます。

政府の責任で、アメリカからどういふ二一ズがあつたか、一覽表を出してくださいよ。

○國務大臣(野呂田芳成君) 先ほどから政府委員が答弁しておりますように、これは双方が協議をして決めたわけであつて、アメリカの言いなりに

責任でこれは断った、これについてはぜひ御理解
いただきたいということで出しましたと言った方
がよほど説得力があるじゃないですか。なぜそ
れができないんですか。

委員長、これ、ぜひ理事会で協議していただい

また、体育館とかあるいは学校のグラウンドとかあるいは、何ら強制とかそういうたつたものも全くないということはこれまでも申し上げてきたところでございます。

なつて決まつたわけではないということでありま
す。

○笠井亮君　そんなこと言っていない。ニーズを
踏まえてと言ったんですよ。

○国務大臣(野呂田芳成君)　いや、私はそう思い

て、この資料について一覧表を出していただくと
いうことで協議をお願いしたいと思います。協議
してください。

○委員長(井上吉夫君) 理事会で協議しましよ
う。

的に申し上げますと、特に学校の施設などは通常
常時使っておるものがございます。そういうもの
に対して、何らかの一時使用というものをお願い
するという事はなかなか考えにくいということ
は申し上げたことがございます。そのほか、公共

そこで、それはアメリカのニーズもあるでしょうが……
○笠井堯君　だから、踏まえてのニーズがないんです。

○笠井亮君　それでは、ちよつと具体的に聞いていきます。

「地方公共団体の有する物品、施設の貸与等」というのが、これは最後の十一項目めのところに加わったものですか、あると思うんですけれど

団体の持つてゐる施設の中でフルに使つておるといふようなところについて、関係の行政機関から申し上げるといふのはなかなか困難かと思つております。

○笠井亮君　あいていれば使えるという話だと思

○国務大臣(野呂田芳成君) いや、一〇〇%アメリカの言いなりになってつくったわけじゃないですよ、それは。それは協議ですから、向こうからそういうニーズは出してくるのは当たり前ですか

も、どんなものがこれは考えられているんですか、具体的には、例示的に。

○政府委員（伊藤康成君） 事態によつて異なるわけでございますので、今具体的にこれとこれとい

うんですね。

学校のグラウンドですけれども、常時使っているから考えにくいということですけれども、あいていたら使うこともあるということですか。

○政府委員(伊藤康成君) 周辺事態というのは、既にいろいろこれまで御議論がございましたようないろいろなケースがございます。午前中には難民といったようなケースについてもお話がございました。したがって、ごく一時的な使用ということについては一切の九条二項をお願いすることがないとは申し上げかねるわけでございますが、一般的には、現に授業等を使っておるところにあえてお願いをしなければならぬ理由は私はないのではありませんかと思っております。

○笠井亮君 法的には可能だという話ですね、今、要するに。そして「これに限られるものではない」というふうに書いてありますから、事態によつてと繰り返し言われますけれども、事態によつて、そしてアメリカのニーズもふえたら、これ以外についても協力を求めたり依頼することがある、あらゆることが可能な限りできるようにするということですね。

○政府委員(伊藤康成君) 九条二項の依頼ということでございますが、これは私どもとしては今考へられるものということでもかなり網羅的に挙げたつもりでございます。特に地方公共団体に関係するものにつきまして、施設とかそういう表現を使っておりますので、先生例えば先ほど御指摘のように、体育館はどうとか、個々具体的にまいりますというところまで出ているかもしれないんですが、項目としてそれほどあることはないのではないかと個人的には思っております。

いずれにいたしましても、この周辺事態安全確保法案をお願いしておりますのは、米軍の使用ということのみではございませんで、先ほども申し上げたように、いろいろな例も挙げたわけでございますが、そのほかいろいろ、周辺事態において国の行政機関が各種の活動あるいはいろいろな措置を行うわけでございますが、それらに關して必要となるものをお願いするという趣旨でございます。

○笠井亮君 避難民のまた別の問題もあります、事態によつて、そしてアメリカのニーズが

あつて、そして協議の中で協力項目がどんどんふえるということはある程度ということですよ、今、法律上は。

要するに、この点では際限がどこまでかということ、際限はない。そして、それをずっと進めていけば、法律上は総動員ということができる。どこまでやるのか、何をさせられるのか不明であつて、そして審議を通じてどういうニーズがあつたかと言わない。例示はあります。これでは、自治体の中で危険の念が出たり、反対や、このままじゃ困る、ちゃんと説明してくれというのも含めてあります。しかし、これがそういう自治体が審議をしているさなかに数がふえている。私は当然だと思ひます。

○委員長(井上吉夫君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(井上吉夫君) 速記を起して。

○笠井亮君 防衛庁長官は、自治体、民間の協力について、一般的協力義務という形で言われてきておりますけれども、これはあくまで強制ではない。この自治体、民間協力、あくまで強制しないということによろしいんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) もう全く強制するものではない。正当な理由があつて拒否すれば罰則規定もございません。

○笠井亮君 これまでもそういう形で言われて、自治体、民間の自主性、判断に任せるといふ形の政府の立場だと思ひます。ということは、法律の上ですべての自治体、すべての民間業者が協力を全部断るといふことは論理的にはあるわけですね。

○国務大臣(野呂田芳成君) 正当な理由があれば拒否できると言ひましたが、正当な理由があるかどうかというのが一つ実は残るわけでありまして、正当な理由があるかどうかは個別具体の事例に即しまして、この法案の九条一項に基づく協力の求めを受けて、この法案を前提にしながら、その権限について定められた個別の法令がございます。例えば港灣法なんかがございます。建築法等があ

ります。こういう権限について定められた個別の法律に照らして判断されるということになるわけでありまして。

正当な理由があるか否かは、まずは法令に基づき地方公共団体の長が判断することとなるわけですが、その判断が正当であるか否かは法令に照らして客観的に判断されるものである、こういうふうを考えております。

○笠井亮君 私が聞いてゐるのは法律上ですよ。論理的には、正当な理由ということがあつてもいいかもしれないけれども、全部正当な理由だ、うちはこういう理由で断りますということ、それは個別法の関係もあるけれども、全部断られるということだつてあるということですね、強制はないんだから、あなたがおっしゃるように。論理的な問題ですよ。

○国務大臣(野呂田芳成君) 私はそう考えません。

例えば、米軍がある港灣に入りたいという場合に、港灣法で、国の旗の色によつて、旗国によつて、あなたのところの船は入れないというふうなことになる、これは国によつて差別をつけたことになる、ということでありまして、こういう場合は港灣法で運輸大臣からは正命令が出されることになると思ひますが、きょう運輸大臣も御出席でありますから、正確なところは運輸大臣から伺つていただきたいと思います。

○笠井亮君 私が聞いてゐるのは、港灣法の問題は後でやりますけれども、全部断ることがあるでしょうということなんですよ。大臣だつて正当な理由があれば断れると今おっしゃいました。それから民間でも、前の答弁で、危険がある場合に、いささかでも懸念されるような場合には協力を拒否することは自由でありますから、拒否なさると思ひますと言われております。

隣が嫌だからうちも嫌ですよということだつてあるわけですよ。そしてみんな嫌ですよと、全部断ることだつてこれは法律上あるでしょうと聞いてゐるんです。ないと言ひるのは、なぜないんですか。法律上の話ですよ、論理の話です。

○国務大臣(野呂田芳成君) 法律上、正当な理由がなければ断れないわけですから……

○笠井亮君 あれば。

○国務大臣(野呂田芳成君) 断らない場合は、全部あるというあなたの言うとおりににはならないわけですよ。

○笠井亮君 正当な理由があつたら……

○国務大臣(野呂田芳成君) 正当な理由がないのに断れば法令上の罰則が働くということになるわけですよ。だから……

○委員長(井上吉夫君) 委員長の許可を受けてやりとりしてください。

○笠井亮君 今、正当な理由ということを言われましたので、ちょうど港灣法になりましたので、これを私は聞きたいと思ひます。

今、旗国、旗の色によつて変えちゃいけないという話をしましたけれども、私、それはんでもない話をしていると思ひます。

運輸大臣いらつしやいますね。周辺事態の場合に、港灣管理者たる地方公共団体が米軍艦船の入港を拒否する、地方公共団体としては正当な理由だという判断をして拒否するということになつたらどうしますか。

○国務大臣(川嶋一朗君) 先ほど防衛庁長官からも御答弁申し上げましたように、正当な理由というものがあれば拒否することができ。しかしながら、国によつて差別をつけるというものはあつてはならない。港灣管理という面で、例えば私どもの港は大変込み合つております、したがつて少し待つていただかなきゃなりません、いや優先的に使わしてくれ、こういうときに少し待ちなさいということ、拒否権はあるかもしれませんが。しかしながら、基本的な差別をつけてはならないということでございます。

○笠井亮君 あの港灣法というのを私も改めて読んでみましたけれども、これはもともと占領下で軍港化されていたものを返還して民間港に戻そう、当時のそういう状況の中であつた。まさに

米軍から港を解放して、それは当時は占領軍です。よ、そして民間港として発展をさせるというのが一番の立法趣旨です。これはもう私が申し上げるまでもない、釈迦に説法みたいなことになりまうけれども、当時の政府答弁でもこれは明確で、私持っておりまうけれども、この法律のどこに米軍艦船の入込み余地があるのか。

十三条二項で不平等取り扱いという話はよく言われますが、「何人に対して」という中に、これは国の旗によって、民間の船ならわかりますよ、米軍も「何人」の中に入れて不平等にしないというのは、まさにこの港清法の立法趣旨、そしてそもその目的からして曲解どころか、全く逆行するものじゃないですか、それ。

○国務大臣(川崎二郎君) 再三申し上げておりますとおり、港清管理者が不平等な取り扱いをしてはならないと決められておる。一方で、日米地位協定によってアメリカは日本の港また空港等を使用できる。ただし、優先使用権ではないと申し上げております。

○笠井亮君 港清法の基本的性格と目的をうたった第一条は何と書いてあるかと。「この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展を図るため、港清の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。」と。軍港にしたり、軍事利用するなどということは全く予定してないんです。それ抜きに十三条の二項の「何人」も米軍を入れる。最初から入れて、旗の色の中で民間船も米艦船も一緒にしてやるなんというところは、立法体系そのものを無視する暴論ですよ、これ。とんでもない話ですよ。

それだけじゃないです。制定時の趣旨説明はこうも言っています。「港清の管理運営に關し、最大限の地方自治権を」「与えるということを中心題目とし、これに伴い、地方公共団体の自由意思によつて選択される港清管理者の諸形態、港清管理者の定め方、その任務、組織、財政等について規定し、更に最大限の地方自治という建前から、

政府の監督規制は国家的利益を確保するための必要最小限度に止める」ということで、当時、大屋国務大臣も明瞭に述べています。

この意味は明確だと思ふんです、私。しかも、あなた方がやろうとしているのは最大限の地方自治どころか、法の建前を逆転させて最小限の地方自治、最大限の国家による干渉をやろうというものでないですか。強制でないどころか、法的根拠を持たない無法強制だ。

「何人」の中に米艦船を含めて不平等取り扱いで一緒にするなんという話はできるわけじゃないですか。地位協定の問題は別ですよ、これ。入ることができるといふことだけの話なんだから、不平等取り扱いと全然問題のレベルが違ひますよ。そんな答弁じゃだめですよ。

○国務大臣(川崎二郎君) 一つは、地位協定は別ですよというところは、地位協定はあるわけですから、当然米軍の使用というものは認められておる。

もう一つは、第十三条第二項において、港清管理者は何人に対しても施設の利用等に関し不平等取り扱いをしてはならないと決められております。

○笠井亮君 「何人」というのは、この法律全体がもともと軍艦を入れる、軍港にするということとを予定していない、そういう目的なんですから、「何人」の中にもともと入っていないんですよ、そんなことは。そして、地位協定で入ることができるといふことだつて、それは第十三条二項で言う不平等取り扱いというレベルの問題じゃないと言っているんですよ。

あなたは最初こまかして、旗の色で区別をしちゃいけないと言いました。それは民間の船で旗の色を区別しちゃいけないということでしょう。

もともと民間港として私企業的发展とかということとを明確にしたいながら、この中で港清を本当にそういう形で利用して発展をさせるといふことでつくった法律なんですから、その十三条二項を持ち出して不平等にしちゃいけない、そしてそういう

うことで米軍艦船を入れるのを拒否したら、それが四十七条で抑えられるんです、正当な理由にならないんですよという話じゃない。全然これは話が通用しないじゃないですか。しかも、私が今議論しているのは、平時じゃないですよ、周辺事態といふことです。

この法律のもとで米艦船が入港するときは周辺事態であります。すなわち、紛争当事国の艦船が入港をするということになります。それは相手方から見れば、これは米軍がやっているわけですから、その当事国の船ですから当然攻撃の対象となる。地方自治体の首長が、港清の安全、住民の平和そして安全を守る立場から見ると、こんな危険な艦船が入港したら大変だ。あのユーゴへのNATO空爆を見ても、誤爆に次ぐ誤爆です。この問題が起つてからこの国会、この委員会でもずっと議論になっております。

そういう状況の中で、米艦船が入ってくる、攻撃目標にされる、米艦船は当事国ですから、周辺事態のもとで、そのときに誤爆をされて、同じ港の中で間違つて隣りのタンカーに当たるかもしれない、民間の商船に当たるかもしれない。こんな危険なことをされたら、港清管理者としては本當に責任が持てないということだつて十分あると思ふんですよ。それと逆に、危険もあるから港清から民間船を全部排除して軍港化する、港清法を全く踏みこむ方向でやれ、あるいはやるということなのか。私はこういう問題だと思ふんですよ。今議論しているのは周辺事態ですから、この法案。

こんな危険を考えれば、そもそも米艦船が不平等取り扱いしからぬなんということだつて入ってくる、十三条二項で入ってくるなんという資格というのはないけれども、拒否するのが自治体首長としてこれは安全の立場から当然だ。そういう判断をするといふのがなぜ正当な理由じゃないといふに言えるのか。まさにこれこそ正当な理由だといふふうには地方自治体の首長が判断して、そして所管大臣の運輸大臣がこれはなるほどもっとも

だというのがおかしいということになるんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 先ほど来運輸大臣が御答弁されている趣旨は、地位協定五十一条というのは周辺事態だろうと港清法だろうと働くわけでありまして、これは当然地位協定五十一条によつてアメリカの船は港に着岸できるわけですよ。

その際、さつき運輸大臣がお話された趣旨は、例えば港清が込んでおるのにしやにむに優先権を持つて入れろなんというようなことは、それはもう全く正当な理由だから拒否できる、あるいは港清の施設が小さいのに船がはみ出てほかの船に迷惑がかかるようなときは、正当な理由だから拒否できる、こういうようなことがあるので、正当な理由の場合は当然拒否できるといふことを申し上げておるわけでありまして、そのことは理解してもらわなきゃいかぬことだと思ひます。

○笠井亮君 議論していても、十三条二項の問題については全く曲解して、そしてそれを前提にしてやっていますよ。これでは本當に運輸大臣だつて港清の安全に対して責任を持てませんよ。そして、今言った問題でもそうです。それから民間の問題でもそうですけれども、防衛庁長官だつて、断ることはあります、それは仕方がないことですよ。

ところが一方で、アメリカのニーズがあつて、アメリカは軍事行動をやっている、そして日本が支援するといふことになっているときに、全くそれにこたえられない、あるいは全く不十分だといふことだつて当然あるわけですよ。それも仕方がないといふことです。

○国務大臣(野呂田芳成君) 何回も運輸大臣も私も申し上げておりますが、アメリカの船が寄りたと思つていても、港がふくそうして入れないときは断る正当な理由だといふことを申し上げておるわけですよ。

○笠井亮君 その問題はもうさつき議論したわけですよ。私が聞いておるのは、ニーズにたえないから全部断られることだつてあるでしょうと。

では、民間の場合はどうなんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) これは運輸大臣がお答えするのがいいのかもしれませんが、日本の港で全く船が一隻も入れないような港は現存しないと思いますけれども。

○笠井亮君 話が全然違いますよ。民間協力の話、断られたらどうするんだということですよ。

○委員長(井上吉夫君) 発言を求めて言ってくたさい。

○笠井亮君 ちよつと、はぐらかさないでください。私が聞いたのは、民間に対して協力を要請するでしよう、仕方がないと言っているんでしよ、断られても。民間に対しては一切契約だから、別にそれで何か罰則もないんだから。

民間に対してこういう協力を要請しますよね、ちゃんと聞いてくださいよ、笑いながらじゃなくて。まじめに聞いてくださいよ。今は別な話をしているんですよ。さっきの話はもうさんざんやって、あなた方は同じことしか言わないから。ちよつと、あんなふんふんという話だったら質問できません、私は。ふんふんではないでしよ、うが。ちゃんと聞きなさいよ。

○国務大臣(野呂田芳成君) いや、あなた方は同じことを言うからといって、同じ答えしかないので、それしか言いようがないと思います。

○笠井亮君 だから、私が言っても全く説得力がある話がないから、そして、あいてるときはどうかこうだという話はもうさんざんこの前もやりました、高知の問題で。

そして、私は十三条二項の話を、不平等取り扱いはどうかと、ただ旗の色が違ふとか旗のマークが違ふという問題と、民間船と軍艦をこつちやる議論をあなた方がして、そして軍港にしているという原点から始まった港灣法に対して、そういう態度をとってやるから私は問題にしているんですよ。それに気がつかないんだつたら、そもそも港灣法は何なのかとなりますよ。

いいですか、地位協定でそういうものが入ることができるといふのは、そんなことは私も知っていますよ。しかし、だから何でもかんでも入れるわけじゃないでしよ。

そして、込んでいるかどうかというレベルの話もあつたけれども、しかし、なおかつ、今周辺事態だ、米軍が戦争をやっている、それが入つてきて港の安全を確保できないということも含めて、もともと港灣法の立場からして、こんなことは不平等取り扱いという問題じゃないんだ、そんなことと入れたら大変だと判断して何がいけないんだという話をしているのに、あなた方がまじめにそのことをきちつと考えようとしなさい。そして、まともにこれだけ真剣に短い時間の中で、私だつて五十五分ですよ、質問しているのに、ふんふんという言い方で、一体あなたはこういう態度なんですか。

そして、その問題はなかなかあなたがそれ以上言わないから、同じことしか繰り返さないということは、私が言っていることについて答えられないでしよ。

だから、民間について今度は別に聞いているんですよ。民間に協力を依頼する、それに対してうちはできませんと断られる、仕方がないですとあなたは言っているんでしよ。民間に全部断られたら、契約なかつたらどうするんですかと聞いているんですよ。それでもいいんですね。民間協力全般ですよ。

○政府委員(伊藤康成君) 第九条二項でいわゆる民間、「国以外の者」に対し、必要な協力を依頼することができるといふ、この規定についての御尋ねだと存じます。

これは再々御説明申し上げておりますように、最終的にはその相手方との間の契約、私法契約によつてその結果が得られるものであるということでございます。したがって、委員御指摘のよう、だれも契約に応じないといふことは、全くの理屈の問題としては考えられないとは申し上げられないと思います。

しかしながら、この法案で想定しておりますのは、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態、そういう周辺事態におきまして関係の行政機関が、内閣全体で関係行政機関も一致して対応策をいろいろとっておるわけでございます。

そして、この九条二項でそれぞれの業者にお願ひいたしますのも、業者と申していいかどうかかわりませんが、国以外の方にお願ひいたしますのも、それぞれの行政機関からお願ひをするわけでも、それぞれのお願ひをするわけでも十分でございます。現実の問題としてそのようなことがあるとは私も思っております。

○笠井亮君 だから、理屈の上ではそういうことはあるとよく今言われましたよね。そうなんですよ。自治体の方も正当な理由の関係で、そういうことで正当であれば理屈上はそういうことがある、民間もある、そういうことでしよ。

防衛庁長官は、あなたは答弁の中で、日本の存立にかかわる、日本の平和と安全に重大な影響を持つていふ事態に際してでありますから協力を求めるのは当然であり常識と。理屈ではあるかもしれないけれども実際はない。実際は協力するのは当然で常識だと。

本当に常識だと思つていらっしゃるんですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 毎回答弁しておる通りであります。この規定はあくまでも協力を求めるということであつて地方公共団体に強制するものではないといふこと、それから権限について定められた個別の法令に照らして正当な理由がある場合には地方公共団体の長はこれを拒むことができないといふこと、また拒否した場合であつても罰則規定も置かれていないところであるといふこと。

私は、これらの前提を何度か繰り返しながら、そのときの答弁では、周辺事態という我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に際しては行われるものでありますから、地方公共団体の長におかれてもこのような趣旨を十分理解して適切に

処していただけるものと考えており、協力は常識だと思つたという答弁をしたわけでありまして。

○笠井亮君 私は伺つていて、常識とおっしゃいますけれども、それは長官にとつての常識かもしれないですが、法案のどこに常識なんていう話があるんですか。書いていないでしよ。

大体、九条一項の規定といふのはどうして設けられたんですか。その趣旨を言ってください。九条一項。

○政府委員(伊藤康成君) 先ほど来の御議論の中で、九条の第一項と第二項とで若干混乱しているような気が私はいたします。先ほど私が御答弁申し上げましたのは、第二項についてということでございます。

第一項は、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従ひ、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」という規定でございます。

その意味するところでございますが、先ほど港灣法の例等も挙げられたところでございますけれども、地方公共団体の長は、当然のことながら各種の法令によりまして公権力の行使をする権限をお持ちでございます。国といえども、何らかの仕事をする場合に、その公権力のものでいろいろと許可可等をいただかなければならない場合がございます。そういうことでございますので、この周辺事態という国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態の場合に、関係行政機関の長からその適切な行使をお願いする、こういう趣旨でございます。

したがって、その地方公共団体の長は、当然のことながら、その基本となつております法令の定める規定に従ひまして御判断をいただくということでございます。適正な御判断をいただくものと思つております。したがって、先ほど来御議論でございます正当な理由といふのもあくまでそれぞれの個別の法令ということでございます。なお、念のために申し上げますれば、これは地

方公共団体の長がその有する権限を行使するといふこととごいまして、決してその地方公共団体に對しまして、何らかの勞務を課すといふ言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういったものではございません。

○笠井亮君 正当な理由といふことで、私は一項の話とそれから法令に基づいてといふ話もちゃんとわかつた上で聞いているんです。二項の方は協力を依頼すると。ちゃんと區別して私も聞いているんです。

一項のところ、この間の答弁を聞いていても、そうだけれども、要するに趣旨といふのは、周辺事態に對する措置の緊要性といふことにかんがみて地方公共団体の有する権限の公共的性格及び他に代替手段を求めることが困難であるといふ事情を考慮して、一般的な協力義務を定めたもので、正当な理由があれば拒否できる。けさも、たしか自治大臣がそのように言われていました。

私はこれを聞いていて、自衛隊、国で全部できないから代替手段のために設けるということだと思ふんです。要するに、緊要だ、そして他に代替手段がないと。自衛隊、国で全部できないから代替手段として求めると、一項ですから。論理的には、これはそういう点では全部断られることだつてあり得る、正当な理由といふことはさつき議論しましたけれども、そうすれば代替手段といふことはなくなる。あるいは、それを断る正当な理由は、これは認められる、これは認められないといふことはあるかもしれない。

そうなたときは、ニーズが一方であるわけだから、そうしますと政府の言う必要な米軍支援といふのが、一方では米軍は軍事行動している、それを満たすような支援ができるのかといふことが議論になると思ふんです。緊要性といふことからは、他に代替手段がなく求めていくわけですから、これは必ず代替手段を確保しなきゃいけない。そうしなければ米軍の支援にこたえていけないといふことになりませんか。

○國務大臣(野田毅君) 私は、この議論、まずそ

もその入り口における認識から違つていんじゃないかという気がして仕方がないんです。そもそもこの周辺事態法といふのは、周辺事態の定義にありますとおり、米軍が勝手に行動するといふことを支援する法案なのではなくて、まさに周辺における事態が発生して、そのことが日本の平和と安全にとつて極めて重要な影響を与えるような、そういう事態の際にどう対応するかという緊急性を伴つた、しかも日本の国益に伴つた、日本の国民の安全に伴つた重大な事態なんです。

そのときに、日本国政府なり自治体なり日本国民がどのように我が国の問題として対応するかといふことが問われているわけであつて、そういう事態の中で、日米間でいろいろ協議をした結果、先ほど防衛局長等からも答弁があつたと思ふんですが、このガイドラインの中で米軍の行動に對する具体的な協力事例として、空港なり港湾なり、あるいは自治体、民間の持つてゐる施設なりを提供するといふこともあり得るんだといふことで先ほど来るお話があつた。

そういう中で、まさに日本国政府なり国の管理する施設だけで、あるいは米軍の持つてゐる、米軍が持つてゐる施設だけで対応できないような、そういうケースの場合に、それ以外の実効性を伴うための措置としてこの九条の一項、二項等がある、私はそう理解をいたしております。

そういう意味で、この事態の緊要性、緊急性、あるいはこれは法令及び基本計画に従つて協力の依頼をするわけでありまして、まさに最初から施設の能力を超えるような港湾を承知の上で関係行政機関の長が自治体に協力要請することは私はあり得ないと思ふんです。そういう意味で、先ほど米防衛庁長官がこの求めがあつた場合にはその協力の依頼に應じてもらえるものだといふのは、私は一般常識だと思ふんです。これはあなたの常識とは違ふかもしれないが、しかしその防衛庁長官の常識の線は本當に私も共有するところとごいします。

そういう点で、他に代替的手段がないといふの

は、まさにそういう能力、いろんなことを考えた上で協力要請をするわけでありまして、そのことを當然頭に置いた上で協力依頼があるわけですから、正当な理由といふこともそれらのことを前提として判断がなされなければならないことである、私はそう理解をいたしております。

○笠井亮君 常識といふ問題を言われましたけれども、私は、今、自治大臣が言われたあなたの方の常識といふのは国民の常識と全く違ふと。あのユーゴを見てください。ああいうことをやる。中国大使館も誤爆、誤爆といつてやつてゐる。そして国際法も一切無視してやる。国連憲章にも国際法にもあるいは国連決議、そういうこともかかわりなくああいう形でどんどんやつて、無事の人も殺して行くような、そういうNATOの中心になつてゐる米軍でしよう。その米軍を支援する。この委員会の審議の中でもいろいろ議論してきましたよ。それが当たり前だといふのは国民の常識じゃないですよ。世界にだって今いっぱい批判が出てゐる。

ところが、あなたの方は、この法案を通して、そしてあなたの方の常識でアメリカに、アメリカは何でも正しいといふことで協力するために、アメリカからニーズを言われて、そしてそれに基づいてあくまで協力しよう、こういう話でしよう。そして、それにこたえていくといふふうになれば、法律には強制、罰則がないと言つたつて、あなた方は強制しないけれども必ずこたえてもらへると。こたえてもらわなきゃ困るわけだから。法制的には強制しないが、実際には有無を言ふ余地がないといふ仕組みをつくつていくことではないでしょうか。

戦争に協力、加担する、参加するといふのは国民としては断じてあつてはならないといふことで、港についても正当な理由でこれは使わせないといふこと、これはある意味では当然です。民間だつて拒否する。あくまでもアメリカのニーズにこたえてやつていこうといふのがまさに無謀な、無法な強制だ、そういう仕組みだといふことを私

申し上げたいんです。

このような憲法九条禁止法案ともいふような周辺事態法といふのは断じて許すことができないといふことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

まず最初に、月刊「世界」六月号に載せられた論文、「国内の有事体制が準備されてゐる」といふことについてお聞きをしたいと思ひます。

この雑誌の中に出てゐる警察の中の内部文書といふものがあります。ここに、私は手元に持つておりましたが、平成五年十二月一日秘密文書となつております。「北朝鮮への不正送金対策推進計画」。

第一 趣旨 北朝鮮の核問題をめぐり朝鮮半島の緊張が高まつてゐるが、こうした中、「在日朝鮮人による北朝鮮への送金問題」が、大きな問題としてクローズアップされてきてゐる。しかしながら、送金額、送金方法を含めその実態については、未解明の部分が多い。このため、外務省第一課、生活保安課、捜査第二課が合同して、送金の中心をなすとみられる朝鮮総聯系パチンコ業者等の大物商人を重点に事件化を図り、早急にその実態を解明するとともに、北朝鮮への不正送金を阻止する必要がある。

第二 推進計画
一 基本方針
警視庁、大阪府警において対策を推進することとする。それぞれの警察の外事担当課、風俗担当課、捜査第二課において、各種法令を適用し、大物商人たるパチンコ業者に對する事件化を図る。

捜査をするのではなく、明確に送金を阻止するために事件化を図るといふ計画書です。これには推進体制も書かれております。

こういう内部文書はあるのでしょうか。

○政府委員(関口祐弘君) 委員御質問の「世界」の記事でございますが、それを私も読んでおります。

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

中身につきましの御質問でございますけれども、一般論として申し上げますが、警察では犯罪捜査の責務を果たす上で必要な活動を行っているところでございまして、そのための文書を作成することもあるわけでありますけれども、捜査上の秘密の保持の観点から、個別の文書につきましてはその存否を含めましてお答えを差し控えさせていただきます。

○堀島瑞穂君　これは、具体的な事件の捜査ではなく、文書で事件化を図る、事件化を積極的に行っていく、意図的に事件にしていこうということがはつきり書いてあるわけです。

こういう内部文書があるかないかだけについて端的に答えてください。

○政府委員(関口祐弘君) ただいまもお答え申し上げたとおりでございますけれども、私ども仕事を進めていく上で全国の会議をし、そしてそこで、口頭で指示をいたしましたり、あるいは文書でするような場面も多いわけでございますけれども、ただいま御答弁申し上げたとおり、捜査上、個別文書につきましてはその存否を含めましてお答えすることを差し控えていただきます。

○福島瑞穂君 重要な文書で、この存否についてもお答えできないということですか。

これは通常の捜査ではなく、警察がはっきり一定の意図を持って事件化を図るとしている文書です。これは私は本当に非常にショックを受けました。というのは、これはちょうどノドンが発射された後のことです。私たちは、イラクや北朝鮮の情勢についてはやはり大変疎い状況があると思います。そういう中で、こういうふうに事件化を図る、極端に言えば、大げさに言えば盧溝橋事件のようになることもあり得るわけです。だって、これには事件化を図ると書いてあるわけですから、実際ある種の事件が、犯罪行為があり、それに対してどう対処するかということではないのです。

ですから、不審船の問題なども問題になつておりますが、こういう文書を見ますと、例えばある犯罪行為があつて捜査を開始したのか、警察がも

ともと一定の意図のもとに事件化を図ったのかというところが全くわからないわけです。それが有事法制の一つ、情報操作あるいは事件がフレームアップされることもあり得るという問題だと思えます。これについてお答えしていただけないということをききよう確認して、こちらでもまた追及していきたいと思えます。

次に、今回、日米新ガイドライン、そして周辺事態法でさまざまな何が発生するかということが問題になっております。

それで、過去に起きた朝鮮戦争時における
 実態、日本における協力体制が一つの参考になる
 というふうに考えます。朝鮮戦争の際、日本の地
 方自治体職員、民間人がどのような協力を強いら
 れたのか。防衛庁長官はどう把握していच्छしや
 るのでしょうか。

○國務大臣(野呂田芳成君)　ちよつとその前に考
え方を述べさせていただきたいと思うんですが、
朝鮮戦争当時、我が国は連合国の管理下にあつ
て、当時の法律状態のもとの種々の協力と、こ
このたびの周辺事態安全確保法案のもとの協力
とはおのずからその性格を異にするものであり
まして、両者の法律的性格等について同列に比較
して論じること自体は私は適切ではないのじやな
いか、こう考えております。

朝鮮戦争当時、我が国が朝鮮国連軍に対して実施した支援につきましては、その詳細については必ずしも私も承知しているわけではございませんが、これらの前提のもとに、民間の協力として承知しているものをあえて申し上げれば、例えば我が国に所在した国連軍病院において日赤の看護婦さんが勤務していたということとか、あるいは当時、米軍の管理下にあった我が国の商船隊について、米軍の下部組織である日本商船管理委員会が、米軍のために用船のあっせんをしていたこと等については、事実として承知しているところであります。

いずれにしましても、当時、我が国は先ほど申上げたとおり連合国軍の管理下であり、例えば

我が国の商船隊が米軍の管理下にあつたなど、現在の状況とはその前提において著しく異なるものであるため、朝鮮国連軍に対して我が国が実施した支援の負担について確たる評価を申し上げることは私は困難である、こう考えております。

○福島瑞穂君 自治体がどういう協力をしたかという実態についての把握はお持ちでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) いろいろな記録を読んでみましたが、自治体の協力について詳細に書いたものは私は発見することができませんでした。

○福島瑞穂君 今回の周辺事態法における協力体制については参考にならなかった、検討、総括はされていないということですね。

○国務大臣(野呂田芳成君) 簡単に言えば、余り参考にならなかったということであります。

○福島琉穂君 私は、実は九州の出身で、朝鮮戦争のときには例えば福岡は死体がたくさん運ばれて、死体の処理をしてアメリカに運ぶ。たくさん負傷兵が福岡に運ばれる。佐世保、そして大分の日出生台での米軍と警察予備隊との合同訓練、そして宮崎があり鹿児島があり沖縄があり、日本全国そうですけれども、九州はとても朝鮮半島に近い、福岡は特に近いですから、そういう意味で本当に基地になったという思いが九州の人たちには

まだ大分残っていると思います。

例えば、「史実で語る朝鮮戦争協力の全容」と

いうのを読んでみますと、「休戦協定調印の二十八年七月まで三年間に兵員三百万、傷病兵三十万、物資七十万トンを空輸した。」、先ほどおっしゃいましたように、九州から看護婦さんを募集

する。それから、もつと言えば、例えば「神奈川県史」では、神奈川県の県の歴史ですけれども、「朝鮮戦争勃発から三カ月で九州着だけで臨時列

車は約九〇〇本にのぼった」、それから「開戦戦カ月の間に、貨物船など六九隻、約三四万重量トンの日本船を用船した。」、ものすごいさまざまな

動員で、しかも市民に対しても戒嚴令的なものがしかれております。例えば、福岡ですと「非常事

態防衛措置実施要領」福岡県主催の市長、警察長、消防長会議は「非常事態における防衛措置実施要領について」を作成し、警察が住民監視を強化したということがあります。

こういうことを全く教訓化することなく周辺事態法の法案をつくられたのでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今、先生が申されま
したのは、福岡県の国連軍病院において日赤の看
護婦さんが勤務しており、日赤福岡支部の歴史を
記した文書に多くよっているのじゃないかと思ひ

ます。そういうものもあるということとは私も承知しておりますけれども、今回のガイドラインは、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割

並びに協力及び調整のあり方について一般的な大枠及びその方向性を示すことを目的とするものであります。特定の国や地域における事態を念頭に置いたものではないということは私ども累次申し上げてきたとおりであります。

周辺事態についても、かかる指針の性格から、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるという事態の性質に着目した概念でありまして、事態が

發生する地域をあらかじめ特定できないことについてはこれもまた累次御答弁申し上げてきたところであります。

ガイドラインは、平成八年四月に発出された日米安保共同宣言において旧指針の見直しの開始についても合意されたことを受け、常日ごろから

行っている議論も踏まえて、防衛協力小委員会という枠組みのもとで緊密な日米間の協議を行い、その成果を取りまとめたものであります。このな

め、指針の実効性を確保するための周辺事態法案の策定過程において、周辺事態に際して我が国が実施する対応措置を検討するに当たってもこの指

針の見直し作業の成果を踏まえて行ったところであり、指針と同様、特定の事態を念頭に置いて行ったということはありません。

したがって、指針及び関連法案を検討するに際して、緊急時において同盟国としていかなる協力を行い得るかという観点から、一般的に過去の

種々の事例における経験等を検討の資としたことはありましたが、御指摘の朝鮮戦争時の我が国の協力について特に研究やその総括、評価を行ったものではないということであり、評価がまだ十分でないということでも理解しておきます。

朝鮮戦争時の日本の支出はだれが負担したのでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 突然のお尋ねで、ちよつと私今承知しておりませんので、至急確認をしたいと思ひます。

○福島瑞穂君 この点については事前通告をしてありますが、事前確認でお答えを十分いただけたかたつたんですね。では、またこれについては費用の負担について教えてください。

では次に、日米新ガイドライン関連法案に關係した費用負担についてお聞きいたします。

現在ですら思いやり予算と日米地位協定に基づく米軍への資金協力で総額六千五百億円を超える予算が米軍に支出されていると試算されております。周辺事態ともなればこの部分の予算だけでも五倍、十倍になると考えられますけれども、この試算は一体だれが行っているのでしょうか。外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 少なくとも外務省の所管ではございません。

○福島瑞穂君 わかりました。では、総理大臣、お願いします。大蔵大臣は外国に行かれるということで、総理大臣、お願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) 周辺事態に際して周辺事態安全確保法案に基づき行われる対米協力に係る各種の措置にどの程度の経費が必要かにつきましては、個々の事態により異なり、どのような予算措置が必要となるかは一概に申し上げることは困難であります。いすれにせよ周辺事態は我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、かかる事態に際しては本法案に基づき実施される各種の措置に必要な予算が適切に措置されるべきものと考えております。

○福島瑞穂君 私は朝鮮戦争のときには生まれていませんでしたが、過去のいろいろなものを読みますと、物すごくさまざまな動員が行われたということがよくわかりました。

ですから、今回、周辺事態法のもとで非常に費用がかかる場合も多分あると思うんですけれども、もしだれも試算を行っていないというのであれば、周辺事態となつてお金が必要になつて無尽蔵に予算が支出されるおそれがあると思ひます。日本有事でもなく、そのおそれがあるという根拠だけで国民に青天井の負担が強いられるということについては納得がいきません。

総理大臣はこれではよいのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○政府委員(佐藤謙君) まず、周辺事態という事態になったときにいかなる対応をするかということ自身、その時点のいろいろな状況を踏まえて我が国として主體的に判断するわけでございます。自動的に行われるということではございません。

それから、そういう中で、我が方として必要と判断される行為についてその諸経費を負担していくということとは当然あるかと思ひますけれども、ではそれがどういう規模のものになるかというの、これも先生御想像がつくと思ひますが、その事態がいかなるものであるかということによつて対応措置も変わつてまいりますので、あらかじめどういう金額になるということをお示しすることができないことは御理解いただきたいと思ひます。

○福島瑞穂君 私は声を大にして国民に対して言いたいのは、この法案が金銭的にもびつくりするほどの負担を国民に強いるということです。

インディペンデンス号が小樽港に一九九七年に入港しましたけれども、延べ一千人の地方公務員が動員をされました。小樽市民の情報公開請求によりまして、一千七百万円交付金が国から小樽市に支払われております。五日間の単なる友好親善

で港に寄つて一千七百万円、少なくとも小樽市に払つただけでそれだけです。

私たち国民がこれからどれだけ負担を強いられるのかというのはむしろ国民の側がこの法案を見ていくべきかもしれないと思ひますが、私は政府が試算も行っていないということは問題だと思ひます。

では次に、周辺事態における地方自治体と民間の協力についてお聞きします。

九条一項ですが、もし地方公共団体の長が拒否をした場合は違法になるのでしょうか。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 先ほどから申し上げているとおりであります。地方公共団体の長は正当な理由があつて拒否すれば全く違法なものでなく、罰則も何にもございません。

○福島瑞穂君 では、正当な理由がなく拒否をしたらどうなるのでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) さっきの議論にまた入るわけですが、その正当な理由になるかどうかは個々の個別の法律……

○福島瑞穂君 いや、違ふんです。そうではあります。端的に答えてください。

正当な理由がない場合は違法になるのでしょうか。はい、いいえ、どちらかで答えてください。それで結構です。

○国務大臣(野呂田芳成君) これは、例えば港灣法で言えば、関係行政機関、つまり……

○福島瑞穂君 いや、違ふんです。防衛庁長官は正当な理由があれば大丈夫だとおっしゃつたわけですね。ですから、私は法律家として端的にお聞きしたい。

私は、実は正当な理由があるかどうかで区別するのはおかしいという見解なんです。地方公共団体の長が拒否をする、正当な理由があれば違法ではない、では正当な理由がなければこれは違法ですか。端的に答えてください。

○国務大臣(野呂田芳成君) それは先生、端的に答えるといつても、場合によるわけですから、少しだけ説明させていただきます。

例えば港灣法で、正当な理由がなく拒否すれば法律によつて運輸大臣が是正命令を出すということになります。

○福島瑞穂君 それは違法なんですか、違法ではないんですか。

○政府委員(佐藤謙君) 正当な理由がないのに協力の求めに応じないときと、こういうことだと思ひますけれども、そのときは一般的義務の不履行状態にある、こういうふうな評価になると承知しております。

○福島瑞穂君 私は、実は正当な理由で区別すること自身おかしいというふうに思つております。というのは、九条一項は「必要な協力を求めることができる」。法律の条文は、権利として書く場合と可能性、「得」と書く場合とは明確に区別をしております。「必要な協力を求めることができる。」わけですから、これが要するに義務づけ規定とはとても説けないんですけれども、防衛庁長官いかがですか。防衛庁長官、答えてください。

○政府委員(佐藤謙君) まさにこれは一般的な義務ということと、それを別な形で御説明させていただければ、その求めに応じて権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれる、こういうことではないかと。防衛庁長官、答えてください。

○福島瑞穂君 法的に置かれるというのはどういうことですか。

○政府委員(伊藤康成君) 九条一項の条文についてはもう御承知のとおりでございます。そして、この法律の趣旨についても既に御承知のとおりだと思ひます。

地方公共団体の長が有する権限を適切に行使することを求めるということとございまして、そのことをもつてそれを適切に行使していただくことを期待される立場に置かれる、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

この周辺事態安全確保法案上は、先ほど来防衛庁長官からも御答弁ございしますように、何ら制裁その他の規定があるわけではございませんが、先

生先ほど来御指摘のその正当な理由というのは、それぞれの個別法令に照らして考えるということになるわけでございます。これは地方公共団体の長としての公権力の行使に関するところでございまして、それがそれぞれの根拠法令に照らしまして適切に行われたか行われなかったかということにつきましては、違法、合法という判断が当然なされることはあるものだと承知しております。

○福島瑞穂君 自治体の長は正当性があると考え、国は正当性がないと考える、こういう場合はどういふふうになるんでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 再々申し上げておりますが、いわゆる公権力の行使でございますので、通常それほど大きな開きがあるというところは私はないのだからというふうに思います。それらにつきましては、各法令に従いまして、その解釈につきましては、通常、準則が示されているというのが普通でございます。

ただ、そこで最終的にその当該根拠となつていふ法令を所管する官庁が余りにも不適当だということ場合には地方自治法上の勧告なりなんの措置をとることもできるということは、この席で自治大臣から何度か御答弁があったと存じております。

○福島瑞穂君 私は、地方自治体の長は正当理由があると考える、国は正当理由がないと考えるという事態はこれから大いに起こり得ると思ひます。ケースによつてはもちろんなり得ると思ひます。だからこそ、地方自治体から二百以上にわたる慎重あるいは反対決議が出る。それは大変不安に感ずるというふうに思ひます。

しかも、正当理由ということとは私は非常に実はまがいものだと思います。つまり、正当理由を狭く解釈するから大きく解釈するか、最後は国が勧告命令まで出すわけですから、これは本当に自治体を縛る。条文はかわいらしく「協力を求めることができる。」と書いてあります。ですから、これに従えば、正当理由があるかないかに関係なく、

私は、自治体は自治体の判断で協力を求められて嫌ということもイエスということも言えるというふうにするべきであると思ひます。

次に、防衛庁長官にお聞きをいたします。自治体が協力を決定したけれども自治体職員が思想、信条によりその職務を拒否した場合、これはどうなるんですか。

○政府委員(伊藤康成君) この問題につきましては、防衛庁長官の所管でもなく、私の所管でもないと思ひますが、むしろ労働法上あるいは地方公務員法上の職員の権利義務の問題であろうと思ひます。

したがって、私から御答弁するのが適切かどうか私自身も大変疑問でございますが、かつて労働大臣が、衆議院でしたか参議院でしたか、ちよつと私は記憶がいまいでございしますが、民間企業の場合でその種の職務命令を出すことはあり得るんだ、ただし、これは民間企業の場合ですけれども、いろいろな労働協約なり労働関係の諸法令に従つて処置されていくんだというふうな御答弁があったと記憶しております。

○福島瑞穂君 野呂田防衛庁長官は衆議院の特別委員会、予算委員会だったかも知れませんが、重大な場合は処罰の対象になるというふうにお答えされていらつしやいます。野呂田防衛庁長官の見解をお聞かせください。お願いします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 重大な場合というのとはどういうことを意味しているんでしょうか。ちよつと意味がわかりません。

○福島瑞穂君 野呂田防衛庁長官が、公務員が協力を拒否した場合はどうなるかということに、重大な場合は処罰の対象になりますというふうにお答えいらつしやるので、逆に私がお聞きしたわけなんです。説明してください。

○国務大臣(野呂田芳成君) 地方公務員法とかある場合に、それを遵守しない場合は処罰の対象になり得るという意味で答えたわけでありまして。

○福島瑞穂君 地方公共団体の長と国との見解が対立する場合もある、そして地方公共団体の長と

個人の公務員の見解が対立する場合も大いにあり得ると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(伊藤康成君) 九条関係でございますので私の方からお答えさせていただきます。

まず、九条一項の関係につきましては、先ほど来申し上げておりますように、公権力の行使といふことでございまして、自治体の長がこれはイエスといふのをその文書を書かないというふうなことがあるのかどうか、私はちよつと理解できませんが、仮にそういうふうなことがあったとすれば、それは地方公務員法上の義務違反というふうな問題が出てくるんであらうと私は思ひます。

一方、九条二項のいわゆる協力の依頼でございます。こちらで協力をする場合、何らかの労務と申しますか、そういうものが伴う場合がございまして。これも当然のことながら、地方公共団体の長が契約なりなんなりを締結するということを決心されました以上は、基本的にはその職員にはそれに従う義務が生ずるということなんでしょうと思ひます。

もう一度繰り返しになるかもしれませんが、正当理由がある云々という問題は九条一項の問題でございまして、九条一項はあくまで許可の問題でございまして。したがって、今その判断をすべき権限者である地方公共団体の長とその職員との間という問題がどのような形で起こるのか、ちよつと私自身としても想定したいところでございます。

○福島瑞穂君 しかし、私はこの国会で、例えば地方公務員が協力を拒否した場合には地方公務員法の懲戒処分の対象になるということを政府が答弁されること自身、たくさん働いてる公務員は非常に不安になるだろうというふうに思ひます。

自治体が協力を断つた場合、補助金交付など不利益を受けることはないと言へるでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) あくまでこの法案九条二項に基づく行為でありましよう、あるいは一般的の事実行為でありましよう、それぞれの国

の行政機関が行います法律行為というものはそれぞれの法令に従つて適正に行われるべきものでございまして。

○福島瑞穂君 ちよつと話が戻つて済みませんが、民間あるいは公務員の職務命令拒否の理由がみずからの生命、身体、安全保持であった場合も同じでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 一般の労働者の場合でございますが、これは労働省の方の見解だといふふうに思ひますが、通常は使用者の業務命令に従ふ必要があるらうと思ひます。それが、今、先生おっしゃられる安全の問題というものは、基本的には当然のことながら、使用者は少なくとも安全上重大な問題がないという判断をしてその仕事を引き受けるらうと思ひます。その辺の見解の違いということになりますと、それはそれぞれの会社の内部の問題ではないかと思ひます。

○福島瑞穂君 会社内部の問題ではなく、この法律全体の問題だと思ひます。

どうして国民の間からたくさん議論が起きるかといひますと、先ほど私は九州の出身だと申し上げましたが、長崎の人にお会いしました。その人は、後方支援だからといって大丈夫だといふのは全く信じられない、なぜなら長崎には原爆が落ちたからだといふふうに言ひました。

広島は御存じのとおり大きな軍港でした。この中で、例えば基地があるから安全だといふ議論あるいは基地があるから危ないといふ議論、両方出ております。でも、国民の命にかかわることからそういう不安が出てくる。パイロットや日本海員組合、さまざまなところからも不安が出ております。私は、国会はそのことに真摯に全くこたえていない、そういうふうに思ひます。

次に、民間空港は周辺事態に際し、軍事利用が優先されるのでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 民間空港というふうにおっしゃられました、具体的にどういふ範囲を指すのか、必ずしも明らかではございせんが、御

承知のとおり、いわゆる民間が使います空港には、国の管理のもの、地方公共団体が管理のもの等々ございます。地方公共団体管理のものにつきましては、九条一項によってお願いをすることがあるというところでございますが、これは運輸大臣から再々御答弁申し上げておりますように、地位協定上の根拠は米軍の場合は五条でございますので、優先権を持つものではないということでございます。

ただ、周辺事態という我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態でございますので、そのことは考慮した上で地方公共団体の長としては御判断いただけるものと期待をしているところでございます。

○福島瑞穂君 非軍事利用を運輸省が約束して建設させた空港、例えば成田空港ではだれがどのような責任を負うのでしょうか。

○政府委員(伊藤廣成君) これは運輸大臣の所管でございますので、私の方からお答えするのは適当ではないと存じますので、失礼いたしたいと存じます。

○福島瑞穂君 アメリカによるアフガニスタンやスーダンへのミサイル攻撃、現在のNATOによるユーゴ空爆は、国際法上どのような条約、条文に照らして適法と言えますか。外務大臣、お願いします。

○国務大臣(高村正彦君) 委員御指摘の事例につきましては、いずれも我が国は直接の当事者ではなく、事実関係について詳細を承知しておりません。これらの事例が国際法上適法であるか違法であるかについては確定的な法的評価を行うことはできないわけでございます。

以上の前提で若干触れてみたいと思いますが、ユーゴにおけるNATOの軍事行動は、国際社会による政治解決のための粘り強い外交努力にもかかわらず、ユーゴ政府がこれをかたくなに拒否し、他方でコソボにおいて軍及び治安部隊による過度の武力行使が続く中で、さらなる人道上の惨劇を食いとめるため、やむを得ざる措置としてと

られていてと理解をしております。必ずしも法的評価ではございません。

それから、スーダン及びアフガニスタンにおける米国の行動については、米国の継続的、連続的テロに対して国連憲章第五十一条で認められている自衛権を行使したと米国の説明しております。

我が国としては、テロに対しては断固たる対応をとるべきとの基本的立場のもと、米国の行ったテロに対するそのような姿勢を理解している。ただ、米軍が自衛権行使と説明して、いろんな事実も説明していますが、その事実は我が国としては確実に確認できませんので、法的評価は確実にしているところでございます。

○福島瑞穂君 ユーゴ、スーダンそしてNATOのことについて、適法とも違法とも言えないという見解の御説明がありました。

しかし、小淵首相は、クリントン大統領との共同宣言の中で、基本的にクリントンのユーゴ政策を支持するというふうに声明を出されております。

小淵首相、適法とも違法とも言えないにもかかわらず、なぜそのようなことが言えるのでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、外務大臣が御答弁を申し上げたとおりでございます。我が国としては、このNATOの空爆については、その前提として、ミロシェビッチ大統領が平和に対する五つの問題について十分な答えをしておられないという意味で理解をしておるという立場でございます。

○福島瑞穂君 しかし、基本戦略を支持するということは、適法を前提にしているのではないですか。小淵首相、お願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) 空爆についてはこれを理解しておるということでございます。

○福島瑞穂君 適法か違法かわからないにもかかわらず、なぜ理解できるんですか。

○国務大臣(高村正彦君) 繰り返しになります。我が国は、国際社会による政治解決のための粘り強い外

交努力にもかかわらず、ユーゴ政府がこれをかたくなに拒否し、他方でコソボにおいて軍及び治安部隊による過度の武力行使が続く中で、さらなる人道上の惨劇を食いとめるため、やむを得ざる措置として理解している、これが理由でございます。

○福島瑞穂君 今のは適法だというふうに聞こえるんですけども、私が思うには、ある武力攻撃が適法であるという立証がされない限り、あるいは政府がある国が行っている武力行使が適法であるという確信を持ってない限り、先ほど高村外務大臣はアメリカが主張する国連憲章五十一条に基づく自衛権の行使かどうかスーダン、アフガニスタンの件に関しては判断できないのというふうに正確におっしゃいました。

もし、確信が持てないのであれば、少なくとも賛成に受け取られるようなことはすべきでないというふうに思います。少なくとも正当性がある、違法ではない、適法であるという確信がない限り、むしろ空爆をやめるように言うか、あるいは全く中立的な立場をとるか、いずれかであるべきだと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(高村正彦君) 最終的に、各国がとった行為が適法であるか違法でないか、国連憲章上許されるか許されないか、あるいは一般国際法上許されるか許されないか、そういったことの判断権といえます。有権的解釈は一般的に国連の安保理で行われるもので、こういうふうにして思っておりますが、いずれにいたしましても、ロシアが、この空爆は国連憲章違反である、そして空爆はすぐ即座に停止すべきだ、こういう決議案を提出している、十二対三という大差で否決されているということもあるわけでありまして。

日本政府とすれば、例えばこれは人道上の介入と言われるようなことに当たる一つのことだと思っておりますが、その人道上の介入がどこまでどういう条件で許されるかというその物差し自体がまだ形成過程ではつきりしていないということが一つあるのと、それ以上に、例えば民族浄化、コソボに

は二百万人の人口がいるうち、百八十万人がアルバニア系の人である。そういう人が半分ぐらいも外国へ出されてしまっている、そしてその中で大変な虐殺行為も行われているという、そういうことが伝えられている。そういう中で、果たしてこういうことを主権国家の中で行われているからということで国際社会が座視しているのかどうか。

これも国際法上、事実関係もはっきりわからない中で、日本政府とすれば、それは適法かどうかはわからないが、そういう中で国際社会十九の国がそういう判断を持って今やっていることを、やむを得ざる行為として理解はしている、こういうことでございます。

○理事(竹山裕君) 福島君、時間です。

○福島瑞穂君 はい、わかりました。(拍手)

○月原茂雄君 自由党の月原です。

まず冒頭に、イロハの話ですが、このたび国会承認という項目が入っておりますが、これは当然のことだけれども衆議院、参議院それぞれがオーケーを出すという意味でしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) これは修正を御提案された先生方からの御答弁にあるべきだと思いますけれども、私も私どもが理解しておりますのは、国会承認というふうなこういう形で規定が置かれました場合に、両院の御承認というふうに私どもはこれまで考えているところでございます。

○衆議院議員(赤城徳彦君) 今回、国会の承認を設けた理由は、自衛隊という組織が活動するということ、しかも新しい活動であるということにかんがみて設けたものでございますが、その趣旨は一般的なそのほかの国会承認の場合と同様でございます。ただいま事務方が答弁しましたように両院の承認と、こういうふうな理解しております。

○月原茂雄君 それでは、さらにお尋ねしますが、防衛出動の場合は、緊急集合の話が書いてあるわけですね。これは例示であるかどうかというとり方の問題だと思いますが、今度の場合はそれがないものだから、衆議院が解散しておつたと

いった場合はどうするんだという話についてはどういう解釈をされておるんでしょうか。

○衆議院議員(赤城徳彦君) 先ほど申し上げましたように、これは本来、この法律に基づく措置は、武力の行使を行うものでもありませんし、またそれと一体となるものでもない、国民の権利義務を制約するものでもない、緊急性を要する事態である。そうした理由から私も、自由民主党としてではございますけれども、国会報告で足ります、こういうことでございましたけれども、各党との議論の結果、組織としての自衛隊の活動であり、また新しい活動を行う、こういうことから、特に国会での承認を求める、こういうふうな修正をしたわけでございますので、国会が閉会中であるとかあるいは衆議院が解散されている場合には、基本的には内閣は国会の召集を決定するか、参議院の緊急集会を求めた上で事前の国会承認を得ることになると思いますが、これらの手続を経ていては我が国の平和と安全の確保を十分に図ることができないというふうに判断されるような時間的な余裕がない場合には、緊急の必要がある場合ということで事後承認になると思います。

○月原茂晴君 これはこれ以上私は深く申しませんが、今の発言そのものは、私はもう少し検討して答弁していただかなければ、これは非常に大きな問題だと思えます。

今言ったように、実力集団を動かすんだ、大事なことだ、国会承認だ。衆参一掃に承認ですね。それはそれとして、緊急集会なんか開く暇がないじゃないかと、最初からそういうふうな考え方で法律ができておる。そういう規定もありながら、しかもだめだったから、いやそういうことが難しいからやむを得ずの条文でいくのなら別ですよ。最初から緊急集会で、私が先ほど申し上げたのは、緊急集会というのは当然認めるんだなと私はあえて聞いたわけだ。書いてなくても、当然憲法からすぐおいてくるからこへあえて書かなかったんですよというの、一つの答弁です。しかし、あなたの答弁は全然違うわけです。

だから、その点は、今答弁されるなら答弁されても結構ですし、さらに検討してもらわないと、これ全然、日本有事のときでもないし、平穏なときだからというように感じのものがあつては私は軽く考え過ぎておると思えます。

○衆議院議員(赤城徳彦君) この国会承認は原則として事前、あくまで原則事前でございますので、どういふ場合に事後になるかというその判断は、国会の手続を経ていては我が国の平和と安全を確保することが十分できないというところにその判断基準がございまして、あくまで原則として、例えば衆議院が解散されていた場合には参議院の緊急集会を求めた上で事前の国会承認を得る、これが原則でございます。

ただし、緊急の場合に当たる、事前の国会の承認の手続を経ていては我が国の安全の確保を図ることが十分できないという場合には事後である、そういう趣旨でございます。

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

うに思うわけです。また、それを承認するかどうかというのを判断するに、これは総理大臣にお尋ねするんですが、総理大臣の決断というのは大変な決断になつていくんです。いろいろな情報があつて、総理が最後に決断されて、そして国会という話になつていくんですが、そういうときに政策協定とか情報の収集、評価というふうな非常に大きなものがあると思うんです。

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

次に、日本を少し、有事というほどではないけれども、巻き込まれよう、逆の立場の国が、そういう立場の国がいたときに、私は、国会の承認というのがなかなか難しいように、そのときに恐らく国民の中に巻き込まれ論というものをもどつと広げらると思うんです。

それともう一つは、米側から見たら、この間質問させていただいたときに、米側も国民に国益として行動せぬといかぬという説明をせぬといかぬわけです。そういうことは別として、米側から見たら、日本はこういうケースの場合には共同作戦してくれるんだというところを、米側の方後方地域支援としてこういうふうなところは、こういう部類については支援して一緒に共同作戦ができるんだ。だから、自分のところはそういうものは余分に持つ必要がないわけです。

場合、それに関します情報をどういふふうに収集し、集約し、政府としての判断につなげていくかという点についてまず御説明申し上げたいと思います。

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

○月原茂晴君 よくわかりました。そこで、私がお願したいことは、そういうこととの解釈について憲法から直においてくるんだと、この問題は、防衛出動の場合は書いておるわけですよ、括弧して、緊急集会の問題をですね。ですから、そういう整合性の議論もありますが、憲法から直接それがおりてきてこう解釈できるんだということを私は申し上げておきたいかぬ、こういうことを私は申し上げておきたいわけでありま

も行われている状況でございます。

もう一つの調整メカニズム、これは緊急事態におきます日米の行動、対応を調整する場でございます。緊急事態においてどういう行動をとるかという点を調整する場でございます。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

これにつきましては、これもできるだけ早く内容を固めていく必要がございますけれども、今鋭意その内容につきまして関係省庁も含めまして詰めているところでございまして、この点につきましては今現在まだ構築されておらない、できるだけ早くそれを構築したい、こういうふうな努力しているところでございます。

○月原茂晴君 今のお話ですが、日米調整メカニズムの問題は、平素においてもちゃんと枠組みをつくって、いざというときには動くようにしておきましようというのがガイドラインの精神ですね。だから、そういう意味では、これは国会と直接関係ありませんけれども、もう既に包括的メカニズムは動いている積み重ねがなされておるだけに、この日米調整メカニズムを早くつくることは防衛なり政府なりの責任だと私は思っております。

それで、総理大臣、先ほどもちょっと事務当局から答弁があったんですが、要するに今申し上げたように、やはりいろいろな巻き込まれ論とか、あるいは危機を醸成するとか、そんなことをしながら相手方にすればできるだけ総理の判断を狂わせていくというふうな、そういうものが出てくると思うんですが、今お話しのような上に立つて総理は、そういうところで情報収集したものを安保会議なり内閣というプロセスを踏んで総理として誤りないよう判断するおつもりですか、それともそういうのはもう開かぬでちゃんとやる、こういうことになるのか、どうでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 万遺漏なきを期すために、当然のことですが、会議を開いて、それぞれ情報を十分分析し、判断の誤りなきための措置は講じてまいることは当然と考えております。

○月原茂晴君 それから、今度は外側の人から考えた、実は今まで船舶の話とか、あるいは海上輸送の話は非常にたくさん出ておるんですが、量としては、それよりもむしろ国内の基地を守るというところ、それから基地間にいろいろ物を運んでいくというふうなことが非常に大きなウェイトを占めておるんだと思うんです。それに対して、そういうものを防衛する、そしてもっと極端に言えば、内情を攪乱するためにゲリラなりコマンドなりが来て、例えば先ほどの議員の質問にもありましたが、原発のところをやるとかいうことはありますが、それでなくても、そういうふうな国内における物資の移動そのもの、米軍の物資の移動、そういうものを困難にさせるという作戦に出てくると思います。

だから、そういうものに対して政府の方としては今どういうふうな方法でそれを防ごうとする、阻止するということに考えられておるのか。

○政府委員(柳澤協三君) 国内の各種の警備につきましては、第一義的にはやはり警察機関の仕事であらうと思っております。

この際、さきの法案修正によりまして、自衛隊が行う後方地域支援についても一定の武器使用を認めていただいて、その分もあわせて活用させていただきますことになるだろうと思っております。

○月原茂晴君 ですから、そういう場合によく考えていただきたいの、情報通信関係を壊してくるといふことも考えられますね。だから、たしか昔、警察と防衛庁が協定を結んでおったことがあろうと思うんですが、これもアップ・ツー・デートに、しかもこういう法案ができて国内における最もねらわれやすい部分、そういうものについては海上保安庁も含めてしっかりと協定をつくっていただきたい、こういうふうな思いです。

最後に、周辺有事から日本有事となったときに、今のこの周辺事態法の支援において、国内において今私が攪乱されるおそれがあるぞといった米軍に対する支援なんというのはこの法律ができたら実施できるんですが、有事になったらこれは

どうなるんでしょうか、そういう関係は。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(野呂田芳成君) 周辺事態が我が国に對する武力攻撃に発展した場合、この法案によりこれに對することはできないと考えます。

したがって、我が国有事に際しては自衛隊法七十六条に定められた防衛出動の枠組みによって対応することとなるわけでありまして、我が国有事に際しての対米支援については法的整備も含めその取り扱いについて今後検討しなければいけない、こう思っております。

○月原茂晴君 今、防衛庁長官がおっしゃったとおりであります。そういう意味では、この法案が通つても本国内の移動についての米軍の支援というものが有事のときにもできるような法体系を速やかに、そしてまた先ほど多くの議員が言われておった地方公共団体との関係も、どういう形にされるのかは別として、そういうものも十分に確保しておかなければならないので、この法律がうまくいけば多くの賛同を得て施行されるようになって、今申し上げたような点を早急に手をつけて万全を期するようにしていただきたい、こういうふうな思いです。

それで、最後ですが、最後最後と申していいんですが、こういう議論をしておると、いつも思うのは米国の関係の法律はえらい早く通るなど。米国の関係のことについてはすぐ通るんだけれども、我が国を守るもう一つの柱である自衛隊の整備とかあるいは法体系とか、そういうものがいかにも進捗が遅いなど、こういうふうな思いです。だから、下手をすると外圧の部分だけが、俗な言葉で言うところ、私はそう思いませんけれども、世間的に言えば外圧の部分だけは何かかんとか言つて早く通して、そしてそれで何とかなんとか言つて早く通して、そしてそれでどうということはないというふうなことで休んでおるような傾向があるだけに、今言つた点とかあるいは我が国自身が守る力というものを自衛隊を中心として訓練もし、ちゃんとした装備も与え

ていく、そういうふうなことにお願いしたいと思ひます。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

〔拍手〕

○椎名素夫君 この法律は衆議院段階でたしか九十三時間とかあるいは九十六時間かよくわかりませんが、大変な時間を費やした、こういうことになつておるし、当院に来てからもこの一週間みっちりやつておりますので、もう百二十時間はとうに超えているだろうと思ふんですね。それが総括のときなんかはテレビに出たりして、国民のたくさんの方が見ておる。にもかかわらず、何かみんなわからぬわからぬと、こう言うんですね。どういふことなんだろう、周辺事態って何だろうというふうな話から始まつて、とにかくわかりにくい。いや、よくわかる法律ですと言ふ人に会つたことがない。困つたことだと思ひます、どっちにしても。

しかし、本来はそんなにわかりにくい話であるはずがないのに、わかりにくいというのが私の感じなんです。本来は簡単な話だというのはどういう意味かといふと、与党もそうですが、野党の多数も、何しろ自衛隊が違憲であるといふことをおっしゃる方はほとんどいなくなつてやつた。それから日米安保体制、これは大事だといふことになりました。昔の社会党などは、こんなものにはよくないからそのうちなくしてしまおう、こう言つておられたけれども、しかし村山総理のときにあつたという間に転換されて、私もびっくりしました、一夜一朝か知りませんが。ですから、やつぱりこれは大事だ、日本の防衛の、安全保障の基礎であるとおっしゃる。国民の生命、財産を守るというのとは本来の安全保障の目的であつて、そのために一番大事なのは日米安保体制だといふ話ですから、そこところは大体そろつてしまつたという感じがするんです。

それで、外で反対と言つておられますけれども、あの方々も、私はどう聞いても、こまではいいんだけれども、これから先、この周辺事態安

全確法ですかガイドライン法、これが憲法違反の悪法であるからこれはもうぜひ阻止しろとおっしゃるけれども、その手前のところは余りおっしゃらないですね。だから、それだけそろってきただろうと思うんです。

さっきの地方自治体の協力の問題で、港灣の問題、随分もめておりましたけれども、これにして、これから入ってくる米国の軍艦というのは拒否してもいいんだろ、こういう話ですが、それだつたら、今横須賀とかその他でも既に母港として使っているあたりはどうお考えなのか私にはよくわからないんですが、おっしゃらないところを見ると、まあそこまではしようがない、こう思っているんじゃないでしょうか。

何にしても、日米は大事だということから議論は全部始まっている。みんながそう思っているんだつたら、今まで六〇年安保は非常に騒ぎがありました。七〇年安保も少し騒ぐかなと思つたら、まあまあ大したことはなかったということ、日米安保関係は非常に成功してきたという話になっている。とにかくこの間、そういう安全保障に關して一発のライフルの音も聞こえなかったという中で我々は経済の繁栄を追求することができたということですから、よかつたよかつたという話だろうと思うんです。

さてそこで、アメリカのいろいろな理由もあるし、余り世の中が変わつたからうんと変わったことをしなきゃいかぬという話じゃないと思うんですが、とにかくもう少し、何か起こつたときには手伝つてもうえなにか、あるいはこつちも六〇年安保のころのような貧乏でもないから、やはりもう第一義的には日本の安全だけれども、それを守るためにも、私にもよくわかりませんが、いわゆる周辺事態というところで手伝おうかということで今度の話が出てきた。ちよつと外へ出かけた途端に話がやたらに複雑になってきたというのが私の感じであります。

いろいろわからないところがあるんですが、例えば後方地域というのがありますが、これは本

にわからない。お決めのなるわけですが、防衛庁長官がこゝだお決めのなるわけでしょう。そうすると、しかしこれは固定したものじゃないので、何かいろいろなことが起こると、こゝはまずいよといったら、これはすぐに変更したり、あるいは中にいるのを少し下げたり、あるいは横へやつたりしなきゃいかぬ。これは大変なことだろうと思うんです。

サッカーというスポーツがあつて、あれで真ん中にある審判は中で走り回っていますが、横でオフサイドを監視する人は旗を持って前後に走り回っています。ああいうことを、防衛庁長官はああいう仕事に忙殺されるんじゃないかという気がするんです。

だつてこの間、非常に珍しい話ですが、Jリーグのある試合で、こちら側のゴールキーパーがけた球が向こうのゴールにじかに入つちやつたという話があるのを御存じですか。あのボールですらそういうことが起こるので、ミサイルとか今のマッハ幾つもの飛行機なんというのがあるんですから、これは一体どういふふうな、神わざを要することじゃないかというあたりは私は本当にわからない。

それから、例えばACSAですが、今ちよつと前に質問に対して答えられましたが、ACSAの最初の協定ができたときに、三つの目的のときと、この三つの目的が、これは共同訓練のときとPKOと、それから人道的な活動のとき、このときは融通協定をやりましよう。あのとき池田外務大臣でしたが、私はこれをどう読んでみても、日本が攻められて有事になったときにはアメリカ軍も共同対処で戦闘状態になるので、戦闘状態になつたらこれはおしまい、こういう話になるようにしか見えないけれどもどうなんだと言つたら、そのとおりですとおっしゃつた。これはまた先に研究しなきゃいけない。

ですから、たまたま共同訓練で、古い話で今大砲なんというのは余り使わないうでしようが、横に兵器を並べて訓練して撃っていますね。なるべ

く同じ弾が使えるようにというふうなことで、武器の種類をそろえて演習をしている。そのときに有事になつたということになつたら、そこでばつたりとこの融通し合いというのとはめななやいけなという話になつちやう。これでいいんでしょいかと言つたら、いや、これはまだこれから研究してやらなきゃいかぬ、こういうお話で、そのお話はまだ続いているようです。

今度、この外側の話になつたら、これもやつぱりやらなきゃいかぬというので、この三つの目的のプラス周辺事態のときにはできると書いてあるんですね。だけれども、さっきのお話でもそのとおりなんです。日本有事になつたときには一切物品、サービスの貸し借りをやつちやいけなという話になつてしまふ。これは随分不思議な話だと思ふんです。

それから、武器使用の問題もあります。どういふときに使つていいか。最初は、絶対安全だと言ふんだから武器なんて要らないはずだけれども、やはり不測の事態というものがあつたということ、武器は置いておいて合理的だと認められたときは使つていいという話になる。その判断をするのは一体だれかという話になると、これも大変あまいんだらうと思うんです。

さっきの後方地域というのを決めになるといふのも、防衛庁長官お一人でお決めになるわけでもないでしようけれども、みんなに相談してどうしようどういふと言つておる間にそれこそボールが回つてきてゴールに入つちやうというふうな話になると困るからやらなきゃいかぬ。非常に超法規に近いんです。こんなことをやるのは。一応、そのときそのときにみんな判断しろよという話になつちやう。

地方自治体の協力というお話も、さっきの話、随分ありました。これも断つてもいいよということになつておる。それは、私はさっき自治大臣がおつちやつたように、常識からいってやつぱりそんなことだらうと思うんだけれども、しかし理屈を、こゝを本当にぎりぎりやつていくとよく

いかにいふことは相当あり得るような気がするんですね。これを一体どうやってみんなやつてもらうようにするかというの、これはまたいろいろないけなないかもしれないけれども、これ断ると来年の予算算えるぞというふうな話とか、いろいろ裁量行政みたいな話になつてしまふおそれもある。

随分わからない話ばかり並べましたが、どうしてこんなに難しくなつてしまつたのか、その御感想をまず伺いたいんです。

つまり、本当に御苦労だと思ふんですが、もう何週間もこういふところや衆議院で座りづめで本当に一生懸命御説明をなさつておられるけれども、これでみんなわかつたという顔をしないでしよう。どうしてこれは難しくなつちやうのか、その理由は何であるかについて、総理あるいは外務大臣、防衛庁長官の御感想、どなたでも結構です。皆さんでなくていいですから、お一人でも二人でもお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 推名委員御指摘のように、このガイドライン関連法につきまして、国民の皆さんが、正直申し上げて、俗語で言へばずとんと落ちるというそういう気持ちを持てないという感じがしておられることについては、我々の説明に十分な努力が足らなかつたという点もあろうかと思ひます。

同時に、日本の安全保障をめぐる法体系につきまして、やはり戦後の長い経過の中で法的な体系というものが相前後して成立してきたというふうな経緯もあるんじゃないかという気がいたしておりました。この国会を通じてでもいわゆる有事法制についての要請も強く出てきておりますが、先ほど委員が御指摘の点の、例えば日本有事のときにおける自衛隊と米軍との共同対処に対する安保条約五条の問題についての対応についての法的な問題についてもいろいろと議論のあるところがございます。そういう意味で、安保条約に伴う法的な措置について、だんだんに国会の御理解を得な

がら処置してまいりましたけれども、まだ国民的な合意がなして得ていないというような点につきましても、この関連性について、きちんとした体系がなかなか整っておらないという意味で、椎名委員をして御理解がいただけない状況になっているような点もあるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、こうしたことは、政府としては一つ一つ事態に対処していくために、今般のこのガイドラインをめぐる三法案につきましては、米軍との関係につきまして一つの大きなステップであるし、このことが両国の安全保障をめぐる合意において日本の平和と安定のためにも極めて重要なことであり、この法律が施行されることによりまして、より安定した形を現実の問題として招来することができれば、その責任を果たし得る環境はますます強固になる、こういう考え方で現在対処しております、この御理解いただければありがたいと思います。

○椎名委員 ありがとうございます。

説明不足だかと思っておられると困るなと思つたんですが、その後のことに十分に御認識があるというのはいまあよかったなと、こういう気がするんですけれども。

それで、一つ一つとおっしゃるけれども、やっぱり全体の設計図みたいなのがないと、一つ窓をつけたよとか、あそこをぶち抜いてドアをつけたとかいうのを一つ一つやっている、本当に見えないという気がするんです。

私は思うんですが、とにかく四十年ばかり日米安保でやってきて非常にうまくいったという話があります。それでよかったと。先ほどどなたかのお話にもありましたが、日本の安全というのは自衛隊があつて日米があつて大丈夫だと思つていただければいいというのが、どうもおかしいという感じになってきた。

これは、日米安保というのは非常にうまくいった。うまくいったというのは、何も起こらなかったし、防大を出られて、全部動め上げて定年

で退役する方もかすり傷一つ負わずに卒業されたというふうなことは、これはいいことなんです。ね。本当に軍事力が使われるような事態というのは余りいいことじゃない。

ですから、いいことなんです。ただ、私はよく言うことなんです。火事が出たときにスプリンクラーというのがありますが、火が出て温度が上がると水がだつと天井から出てくる。この部屋には見当たらないな、大丈夫かと。スプリンクラーの蛇口みたいなものだつたと思うんですね、日米安保体制というのは。天井を見るとちゃんとついている。だから、もう大丈夫だと思つていたら、また火事が出なかつたから何もテストしないで済んだ。しかし、どうもこれはおかしいんじゃないかというのに最近気がついて、そしてあのクリントン・橋本以来、一回屋根裏へ上がつてちよつと検査しようじゃないかと。行つてみたら水道管がつかつていなかったという話だと思ふんだ、これは。そうなりますと、一体水道はどこまで来ているんだという話で、これがいわばガイドライン、国内法の方はこつちの責任なんです、また別のパイプをつながなきゃいけないんですよ、とかくこつちまでやろうと。

しかし、いろんなことがあつてこの部屋まで来ないんですね、私の感じでは。どうも隣の部屋でとまっちゃつたという感じがある。そうすると、この部屋で火が出たときには、やっぱりこころあたりのものは燃えてしまふというあたりにとどまつているんじゃないかということをおとしめすか、ガイドラインをやつたときに私は申し上げた。

ほかの例で言えば、本当は福岡まで行つておかないといけないうちだけれども、切符を買う金がないと岡山だ。こころで一休みして、少しアルバイトでもやつて稼いで、それから最後の福岡に行こうという話のところじゃないですか。お金がなければしょうがないからしばらく岡山にいます。いいけれども、いや、こころもなかなかいいところだなんていつて住民登録してそこに住みつい

ちやつたりしないでくださいということをお願いすることがあります。

よく考えてみると、私はこういうことだと思ふんです。やっぱり憲法なんです、どう考えても。日本国憲法はあります。しかし、国には固有の自衛権がある。これは憲法と関係がないわけですが、個別の何の、集団的とか何とかあります。が、何にしても自衛権はあるという話は憲法の外側のことにあるわけです。日本の憲法をつくるときは、大変に理想に燃えて、とにかく何もなくていいこうじゃないかということをやりましたので、それなり体系が全部できちやつた。しかし、一方では自衛権がある。個別自衛権ならば五条件までは行けるはずだつた。六条件になつてくるとこれはまたほかの手当てが必要かなという話になつてくると、その外にあるものを非常にきれいにすり上げてしまつた中のでやろうと思ふと、わかりにくさというのが出てきちゃうんじゃないかというのの原因じゃないかと私は思ふんです。

我が日本国憲法がよそと変わつてゐるのは、よその憲法は、いろんなことが書いてあるけれども、大体固有の天与の自衛権というのを中に書き込んであるんです。それを組み入れたような憲法ができてゐるからそのところは苦勞しない。だけれども、うちのはそれはそれとあるというので、個別自衛権までは何となしにこつちとなじむけれども、いわゆる集団的自衛権ということになるときれいにでき上がつた平和憲法となじまないということだから、そのところは、ないというよりもできないということにしておかなきゃしょうがないなということにしてみなすやうなところがある。それに合わせたやうなことをやろうと思ふと、どうしてもこういうわかりにくい後方地域とかいうやうなものををつくらなきゃいけないし、それから地方自治体に頼むときも、とにかく日本の憲法というのは何もしていないといふ書いてあるんですから、そんな事態は予想してないわけですから、そこで説明しようと思ふとそれは随分無理

が来るのは無理ない。

ですから、総理、これはやっぱり設計図が必要なんです。この次にあの窓をつけようとかあそこをドアをあけようとかいう話じゃないんです。それをぜひやっていただかないかという話にならない。

自分ばかりしゃべつて申しわけありませんが、余り聞くこともないのでしゃべらせていただきますけれども、とにかく安全保障というのをやろうと思つたら幾つかチャオイスはないかと思ふんです。

選択肢というのは、一つは、全く中立で独立自尊で行くというやうなものがある。これは大変なので、非武装中立というのは理想としてはいいけれども難しいと思ふんです。ですから、中立でいこうと思つたら相当重武装をしなきゃいかぬ。中立国の義務というのとはどこにもフューバーを与えないというんですから、拒否力がないと中立というのはいけません。だから、今よりももつとも五倍ぐらいは防衛費を使わないと、日本のような海岸線の長いところなんというのは殊にそうですが、やらなきゃいけない。

それから国連ですが、国連はまだだめだというのは、日本の防衛の基本方針ですが、昔できたのに書いてありますが、第一義的には日本の安全は国連に任せる、しかし当分だめだから、その間は日米でやるという現実に日米ですつと来てしまつてゐるというわけですから、これは当てにならない。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

大体、いい悪いは別にして、国連というところはそれぞれ利益のあるものを背負つた国が集まつて、みんながそうだねと、こう言わない限り何も決まらないうち、決めてもアメリカが動かないと何も動かないという話になつてゐるので、これもだめだということになると、あとどこか同盟関係で助け合う以外にないかということだと思ふんです。

たまたま今はアメリカとやつてゐる。しかし、

アメリカがなるべくそうしないようにみんなで努力しなきゃいけないんですが、嫌になっちゃったと、もうこれ。何かいろいろとごたごた文句を言ってる、理屈を言ってる何もやってくれない、やめたもと言ったときに、仮に万一、国際情勢というのは何が起るか分かりませんが、そのときにそれはどこかとも組もうかというのを探しますでしよう。この国と組もうかというのはいないですよ。今の法体系で自分のところに入ってきてきちっと守る手だてを持っていない、何か領域の外に出た途端に、私はできません、あれもできないこれでもない。だれがこの国と同盟を結ぼうと思うか。何も普通の国なんというものにならなくてもいいんです。最低どこかの国と組もうかといったときに、それじゃやろうかなと思わせるぐらいいのことはやっておかなきゃいけないというのが私は設計図の最低条件だと思っんです。

アメリカもだんだんみんな忘れてきたけれども、憲法を押しつけちゃってしまっただなと思っっているものからこれでもまだ我慢しているんで、もう少ししたらわかりませんよ、これ。

ですから、この法案は法案で結構ですが、余り結構だと思わないけれども、前よりはいいという意味では結構だと思っんです。しかし、さっき申しましたように、本日は福岡まで行っっておかなくないといけないのを岡山で住民登録をやっつて、まあしばらくはここで暮らすかというふうな気持ちに政府はぜひひらなないでいただきたい。これだけぜひお願いしたいと思っんですが、あと一分と書いてありますので、どなたか御感想があればお願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいまの椎名委員のお話、緊張してお聞きをいたしておりました。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

御父君のけいがいにも接した私といたしまして、ここ何十年間の日本の安保論争といえますか、こういうことにはささかかわり合ひも持ってきたわけでございまして、そういう意味で今のお話もいろいろと勉強させられる点もあつたと

思っっておりますが、いずれにしても、ぜひ、今回政府で提案し、かつ衆議院で修正された法案につきまして御賛同いただき、これが実行のできるようによろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○椎名素夫君 ありがとうございます。(拍手)

○島袋宗康君 防衛庁長官にいま一つ確認したいことがございます。例の台湾海峡でのミサイル発射事件に関して周辺事態の概念をどうとらえているかということでございます。

三党の共同修正案によれば、周辺事態とは「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」と例示されております。そこで、十一日の本委員会では具体的に、単に漁船がなくなったという影響の発生ではそれに該当しないというふうな答弁をなされております。

そこで、では漁船が被害に遭った場合はどうなるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(野呂田芳成君) 先般も申し上げたところでありますが、断片的にお話をしておりますことと誤解を受けないお話をしておりますので、少し申し上げたいと思っんです。

御案内のとおり、周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である。ある事態が我が国の平和及び安全に重要な影響を与えるか否かは、我が国の平和及び安全に對し軍事的な観点を中心とする種々の観点から見て重要な影響を及ぼすか否かをその時点の状況を総合的に見た上で判断することとなります。

したがって、御指摘のように、まずこの間のお尋ねは、中国のミサイル発射事件で与那国島付近において漁船が被害を受けたというお話でありましたから、そういう事態について周辺事態に該当するか否かについては、その時点の状況を総合的に見た上で判断すべきものであり、一概に申し上げることはできないが、一般論として言えば、単に漁船がなくなったといった経済的な影響が発生して

いることのみをもって、軍事的な観点を含む意味で我が国の平和と安全に重要な影響が生じていると判断することは困難なものと考へている、こういうふうには先般申し上げたのであります。

このたびまた委員の御質問で、今度は漁船が被害をこうむったかどうかということでありまして、この事態は中国のミサイル発射でありまして、我が国に武力攻撃をする意図でやっているわけではなく一般的なには考へられます。だから、漁船が被害を受けたことのみをもって本日にこれが我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であるかということの判断になるわけであります。私も、私どもは、漁船が被害を受けたことのみをもって直ちに周辺事態だということに申し上げることは難しいのじゃないかというふうに考へております。

なお、御指摘の事態が我が国に対する組織的、計画的な武力攻撃に該当するかしないかという問題もありますけれども、そういう場合は我が国の有事にはならないということも申すまでもないと思っんです。

○島袋宗康君 今の答弁からいたしますと、漁民に犠牲者が出た場合においても同様な考へ方でございしますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) そのように考へます。そういう場合の救済措置はまた別途検討しなさいかぬと思っんですが、それをもって周辺事態と直ちに断定するわけにはいかぬと思っんです。

○島袋宗康君 国家は通常、領土、国民及び統治権の三要素に着目して定義される。とすれば、公海上の我が国の漁船や漁民は我が国という文言に該当するということに思っすけれども、その御見解を承りたいと思っんです。

○政府委員(佐藤謙君) 今、防衛庁長官から御説明させていただきまして関係について若干補足させていただきますと、いずれにいたしましても、私ども、その事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与えるかどうかというのは、その時点でのよりもろの状況を踏まえて判断しなきゃならない問題だろと思っんです。そういう意味で、一つの設例だけでその該当、該当しないということを申し上げるのはこれは難しい問題だろ、こういうことをまず御理解いただきたいと思っんです。

ですから、まさに先生御設例のような例が、その時点のいろんな国際情勢等々も踏まえて我が国の平和と安全に重要な影響があるのかどうか、こういうことを判断せざるを得ない、こういうふうには考へる次第でございます。

それから、もう一つの次の御設例で、漁船に対する被害というのをこの法律との関係でどう考へるかということでございますが、いずれにしても、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるかどうかというところがまさにその基準でございます。そういう基準に立つて判断をさせていただきます。ということになろうかと思っんです。

○島袋宗康君 それでは確認をいたしますけれども、物的被害や人的犠牲が発生した場合でも、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態にはならないのかどうか、この点についてお伺いします。

○政府委員(佐藤謙君) 繰り返して恐縮でございますけれども、そういう状況、それからそういう影響を踏まえて、軍事的な観点を初めとする種々の観点から我が国の平和と安全に重要な影響があるかどうかというのを判断させていただきます。そのものの自体が、個別のものが入っているとか入っていないとかというよりも、そういう事態も含めて我が国の平和と安全に重要な影響を与えられているかどうか、こういうふうには判断することになります。

○島袋宗康君 運輸大臣にお伺いいたします。

この法律が成立いたしますと、我が国の領土、領海の近隣地区は現在より高度な警戒態勢が必要であると思われまふけれども、海上保安庁は警備体制の強化、そういうこともろろのことについてどういうふうにお考へですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 前のときにも少し申し上げましたけれども、今、我が国の周辺で不法行

為、不審行動をした外国船舶は、平成六年で二百五十八隻、九年で八百十六隻、十年では千九百九十二隻と、大変多くなつてきております。そういった意味で、海上保安庁の警備体制というものを充実していかなければならないということは非常に強く感じているところでございます。

密航者また密輸もふえております。そこへ加えて先日の工作船の問題。したがって、今、内閣官房の方でおまとめをいたしておりますけれども、高速艇、また捕捉機能の強化、こういった問題について予算も含めて我々は今論議を始めていますところでございます。そして、この法案というものを直接の理由にはいたしませんけれども、我が国の海上警備というものはしっかりしていかなきゃならない、こういう立場でございます。

○島袋宗康君　それでは、沖縄の自衛隊問題についてちょっと伺います。

この法律が成立をいたしますと、沖縄の自衛隊の役割やその配備等について変更があるのかどうか、それをお伺いします。

○政府委員(佐藤謙君)　現在、沖縄におきましては、私も自衛隊といたしまして南西航空混成団等を配備しているところでございますけれども、今回のこの法案の関係で、それを理由にと申しましょうか、それで配置を変えようかというところは考えておりません。

といたしますのが、今回の措置そのものが、要するに現有の自衛隊の能力なりそういったものを活用するといましようか、そういうことで我が国の平和と安全の確保に資しているという考え方でございますので、このために何か新たな部隊を配置するとかそういうことは考えておりません。

○島袋宗康君　現在の沖縄の自衛隊の問題なんですけれども、これからの役割、そして人員配置とその状況というものは今どうなっておりますか。

○政府委員(佐藤謙君)　自衛隊の全体の体制でございますけれども、一つはこれはもう先生御高承のとおりでございますが、日本全域にわたりました常時警戒態勢をしくというように対応でき

るように必要な部隊を配備し、また陸上部隊でございますと、それぞれの地域特性も考えながらどこからの侵襲に対しても効率的に対応できるように平時配備をしておく、こういうような考え方で配備しているわけでございます。

それは、要はそういう体制をとることににより、また日米安保体制と相まつことにより侵略を未然に防ぎ、また一たん事がありましたときに即対応できるように、こういう考え方で配置しているところでございます。

それで、現在沖縄におきます体制でございますけれども、一番大きな中心の部隊になっておりますものは空の南西航空混成団でございます。人員で申しますと、これはことしの三月末でございますが、約二千九百人と私は承知しております。陸につきますと、これは約千八百人というところでございます。海につきますと、これは第五航空群というのが約九百四十名でございます。そのほかいろいろな救難隊でございます。またあるいは病院でございます。いろいろな部隊がございますが、そういったものをトータルいたしますと、陸海空全体合計いたしますと六千六百人の体制になっている、こういう状況にございます。

○島袋宗康君　そこで、その六千六百人の自衛隊が沖縄に今現に駐留しているわけでありましてけれども、この自衛隊の役割分担そして連絡調整、そういったものもろもろの状況についてちょっと説明を願いたいと思ふんです。役割分担そして連絡調整、そのほかの米軍との関係はどのように対応していくのか、その辺について御説明願いたいと思ふんです。

○政府委員(佐藤謙君)　今、先生のお尋ねが私どもの自衛隊と米軍との関係ということでございませう。私どもの自衛隊は先ほど申しましたようなそういう考え方で配備しているわけでございます。米軍はまた日米安保条約に基づきましてその目的達成のために今なお配備しているわけでございますが、例えば先生のおっしゃるのが周辺事態

安全確保法に基づいてということが行われるのかというお尋ねでございます。それはやはり、せんだつても御答弁させていただきましたけれども、具体的にどういふ事態が生じるのか、それによつてどういふ地域におきまして所要が生ずるのかということになりますので、あらかじめ沖縄におきまして米軍に対してこういう支援が起るんだということは言えないと思ふんです。

ただ、いずれにいたしましても、今回の周辺事態安全確保法案で規定されておりますような武力行使には当たらない整備であるとか補給であるとかが仮に行われるということになります。今回の法案で規定されている、そういうものでございませうけれども、具体的にどういふものかというのはその時点になりませんと申し上げられませんが、その辺は御理解いただきたいと思ふんです。

○委員長(井上吉夫君)　時間が参りました。○島袋宗康君　もう時間ですから終わります。(拍手)

○委員長(井上吉夫君)　本日の質疑はこの程度といたします。次回は五月十七日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後五時五十六分散会

平成十一年五月二十四日印刷

平成十一年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局